

目 次

(平成 25 年)

第 3 回定例会

第 1 日目 (6 月 7 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 37 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	7
議案第 38 号 平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	10
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	12
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	13
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	25
同意第 3 号 監査委員の選任について	29
報告第 3 号 平成 24 年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について	30
報告第 4 号 平成 24 年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	31
報告第 5 号 平成 24 年度中城村水道事業会計予算繰越計算書について	32

第 2 日目 (6 月 8 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (6 月 9 日) 休 会 (日)

第 4 日目 (6 月 10 日)

議案第 37 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	37
議案第 38 号 平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	38
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	39
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	40
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	41
同意第 3 号 監査委員の選任について	41

第 5 日目 (6 月 11 日) 委 員 会 (火) 委員会研究及び審議

第 6 日目 (6 月 12 日)

一般質問

3番 金城 章 議員	47
4番 新垣 徳正 議員	55
2番 新垣 博正 議員	61
12番 宮城 治邦 議員	66

第7日目(6月13日)

一般質問

7番 仲座 勇 議員	79
6番 與那覇 朝輝 議員	84
5番 新垣 光栄 議員	92
1番 伊佐 則勝 議員	101

第8日目(6月14日)

一般質問

15番 新垣 善功 議員	109
9番 仲 眞 功 浩 議員	118
10番 安里 ヨシ子 議員	130
陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	134
陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	134
陳情第7号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書	134
陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請	135
陳情第9号 日台漁業取決めの見直し等を求める支援要請について(お願い)	136
意見書第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書	137
意見書第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書	139
意見書第5号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書	141
決議第3号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議	143
決議第4号 日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議	145

第3回 定例会

平成25年第3回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成25年6月7日

会 期 8 日間

閉 会 平成25年6月14日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	6月7日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第37号、38号、承認第1号、2号、3号及 び同意第3号に対する説明 報告第3号、4号、5号の報告
第 2 日	6月8日	土	/	休 会	
第 3 日	6月9日	日	/	休 会	
第 4 日	6月10日	月	午前10時	本 会 議	議案第37号、38号、承認第1号、2号、3号及 び同意第3号に対する質疑・討論・採決
第 5 日	6月11日	火	午前10時	委 員 会	委員会研究及び審議
第 6 日	6月12日	水	午前10時	本 会 議	一般質問
第 7 日	6月13日	木	午前10時	本 会 議	一般質問
第 8 日	6月14日	金	午前10時	本 会 議	一般質問 陳情等採択 閉会

平成25年第3回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成25年6月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成25年6月7日（午前10時00分）		
	散 会	平成25年6月7日（午前11時57分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	與那覇 朝 輝	7 番	仲 座 勇
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第37号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 6	議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 7	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
第 8	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
第 9	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
第 10	同意第3号 監査委員の選任について
第 11	報告第3号 平成24年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について
第 12	報告第4号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
第 13	報告第5号 平成24年度中城村水道事業会計予算繰越計算書について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成25年第3回中城村議会定例会を開会いたします。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時02分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 與那覇朝輝議員及び7番 仲座 勇議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月7日から6月14日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、本議会の会期は本日6月7日より6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成25年3月5日より、平成25年6月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成25年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃

施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情及び意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書については4件受理し、6月4日の議会運営委員会で協議した結果、「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択へのお願い」と「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」は文教社会常任委員会に付託し、「村発注建設工事における、村内業者優先指名について要請」は建設常任委員会に付託します。

また、「日台漁業取決めの見直し等を求める支援要請について」は総務常任委員会に付託します。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月23日(火) 沖縄県町村議会議長会定例理事会及び平成25年度沖縄振興拡大会議が、自治会館で開催され議長が出席しております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

4月19日(金) 中部地区町村議会議長会定例総会が、北谷町で開催され、議長、事務局長が出席し、同会の平成25年度予算及び事業計画が承認されました。

5月14日(火)~17日(金) 中部地区町村議会議長会主催による県外視察研修が新潟県(長岡市・聖籠町)で開催され、議長、事務局長が参加しております。

(研修内容)

議会活性化の取組みについて(長岡市)

防災対策の取組みについて(長岡市)

幼保一元化体制について(聖籠町)

バイオマスタウン構想(生ゴミの堆肥化事業)について(聖籠町)

6 その他

3月22日(金) 村立中城小学校北上原分

校の開校式典・激励会が同校で開催され、議長が激励の挨拶を述べております。

3月23日（土） 第68回中部広域市町村圏事務組合議会が中部広域市町村圏事務組合で開催され、議長が出席しております。

4月5日（金） 第1回中部広域花と緑のまちづくりコンクールが沖縄市で開催され、議長が出席しております。

4月14日（日） 村立中城南小学校の開校式典・祝賀会が同校で開催され、議長が祝辞を述べております。

4月17日（水） 中城村交通安全推進協議会総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

4月20日（土） 中城村文化協会総会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

4月28日（日） 「4・28『主権回復・国際社会復帰を記念する式典』に抗議する沖縄大会」が宜野湾海浜公園屋外劇場で開催され、議長他多数の議員が参加しております。

4月28日（日） 中城村婦人連合会定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

5月14日（火）・5月17日（金）・5月21日（火）・5月28日（火） ぎかいだより編集委員会が開催されております。

5月21日（火） 「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定締結式」が村役場多目的会議室で開催され、議長が出席しております。

5月23日（木） 中城村商工会通常総会が中城村商工会館で開催され、副議長が祝辞を述べております。

5月29日（水） 第30回中部振興会総会がうるま市で開催され、副議長が出席しております。

5月31日（金） 第37回沖縄県消防救助技術指導会が沖縄県消防学校で開催され、副議長が出席しております。

6月5日（水） 中城村育英会理事会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

6月6日（木） 中城村シルバー人材センター通常総会が吉の浦会館で開催され、副議長が祝辞を述べております。

6月6日（木） 「鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務」調査結果に関する説明会が沖縄県中部合同庁舎で開催され、議長が参加しております。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。1枚つづりの行政報告から抜粋して御報告申し上げます。

平成25年3月から平成25年5月までの行政報告でございます。

3月1日に、当間土地改良区総代選挙当選証書付与式がありました。多目的会議室。参加をしております。

3月10日には、中城中学校の卒業式に参加をしております。

3月19日には、津覇小学校南上原分校の開校式がありました。

4月に入りまして4月14日には、中城南小学校の開校式典に参加をしております。

4月23日、これは沖縄振興拡大会議が自治会館のほうでありまして、参加をしております。

4月27日には、中部地区の婦人連合会の総会が吉の浦会館でありまして、参加をしております。

5月1日になります。参議院予算委員会と中部市町村会との意見交換会がコスタピスタでありました。参加をしております。

5月8日、第48回の全国史跡整備市町村協議



会大会実行委員会の設立及び第1回の実行委員会が南城市のほうで行われました。今年度は沖縄県が実行する輪番制になっております。

5月21日、一時避難場所協定書締結式をオリックスゴルフマネジメントとの間で交わすことができました。

5月23日、国道協会の通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加をしております。東京のほうで参加をしております。

5月30日には、道州制の研修会がありまして、九州のほう、鹿児島、熊本県のほうで参加をしております。

次に主要施策の執行状況調書のほうを御参照いただきたいと思います。読み上げて御報告申し上げます。

1ページのほうから行きます。1ページ、これは議会事務局でございます。節、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて報告いたします。

11節、議会だより印刷製本業務、平成25年5月2日、随意契約、105万円、沖印社。

ページを開いていただきまして、次は企画課のほうであります。11節、広報なかぐすく印刷製本費、平成25年4月3日、指名競争入札、264万6,000円（98.1%）、株式会社平山印刷。13節、端末機器保守料金（情報系）（公的個人認証サービス装置ハードウェア保守契約）、平成25年4月1日、随意契約、37万9,260円、株式会社オーシーシー。13節、農地地図情報システム保守料、平成25年4月1日、随意契約、21万円、久永情報マネジメント株式会社。13節、地域インターネット導入促進事業（同事業ネットワーク保守一式）、平成25年4月1日、随意契約、44万1,000円、株式会社オーシーシー。13節、戸籍総合システムブックレス保守サービス契約（戸籍総合システムブックレスシステム保守料）、平成25年4月1日、随意契約、159万3,900円、株式会社オーシーシー。

同じく企画課。13節、機器保守契約（住民基本台帳ネットワークシステム機器保守契約）、平成25年4月1日、随意契約、53万460円、株式会社オーシーシー。13節、システム保守契約（住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア（APサーバ）保守）、平成25年4月1日、随意契約、27万7,200円、株式会社オーシーシー。13節、システム保守料金（基幹系）（住民情報システムソフトウェア保守契約）、平成25年4月1日、随意契約、535万9,020円、株式会社オーシーシー。13節、端末機器保守料金（基幹系）（住民情報システム保守契約）、平成25年4月1日、随意契約、110万6,280円、株式会社オーシーシー。13節、IT顧問業務、平成25年4月1日、随意契約、75万6,000円、株式会社インフォ・スタッフ。

同じく企画課。14節、資産管理ソフト保守、平成25年4月1日、随意契約、46万2,000円、株式会社オキジム及びSky株式会社。14節、法務省戸籍副本管理システムソフトウェア導入事業、平成25年5月1日、随意契約、145万円、株式会社オーシーシー。14節、アンチウィルスソフト「TSRL TrendMicro/ServerSuiteガバメント」継続年間使用料、平成25年4月1日、随意契約、75万8,352円、株式会社オーシーシー。14節、システム使用料金（基幹系）（住民情報システムソフトウェア賃貸契約）、平成25年4月1日、随意契約、720万7,704円、株式会社オーシーシー。14節、ソフトウェア使用権許可契約（戸籍総合システムブックレスソフトウェア使用料）、平成25年4月1日、随意契約、226万8,000円、株式会社オーシーシー。

14節、パーソナルコンピュータ賃貸借、平成25年4月1日、随意契約、249万4,800円、株式会社オキジム。

続いて住民生活課。11節、村指定ごみ袋購入費、平成25年4月1日、随意契約、547万1,634円、株式会社嘉数グラピヤ。13節、塵芥収集運

搬委託、平成25年4月1日、随意契約、864万円、多和田真志。13節、塵芥収集運搬委託、平成25年4月1日、随意契約、864万円、與那覇正人。13節、粗大ごみ収集運搬委託、平成25年4月1日、随意契約、287万7,840円、裕起リサイクル。13節、資源ごみ収集運搬委託、平成25年4月1日、随意契約、1,157万4,000円、有限会社環境整備。

同じく住民生活課。19節、中城村北中城村清掃事務組合負担金、平成25年4月1日、負担金、3億1,966万6,000円、中城村北中城村清掃事務組合。19節、東部清掃施設組合負担金、平成25年4月1日、負担金、4,384万円、東部清掃施設組合。

続いて福祉課。13節、地域福祉等推進特別支援事業、平成25年4月1日、随意契約、600万円、中城村社会福祉協議会。13節、障害者地域活動支援センター事業、平成25年4月1日、随意契約、971万7,000円、中城村社会福祉協議会。13節、障害者相談支援強化事業、平成25年4月1日、随意契約、471万1,000円、グリーンホーム、相談支援事業所おきなわ。13節、手話奉仕員養成研修事業、平成25年4月1日、随意契約、62万9,000円、中城村社会福祉協議会。13節、紙オムツ等支給事業、平成25年4月1日、随意契約、90万5,000円、中城村社会福祉協議会。

同じく福祉課。13節、児童館・子育て支援センター運営管理委託業務、平成25年4月1日、随意契約、1,739万1,000円、中城村社会福祉協議会。13節、相談支援専門員育成事業、平成25年4月1日、随意契約、562万6,000円、グリーンホーム。13節、ファミリーサポートセンター事業、平成25年4月1日、随意契約、121万2,000円、沖縄県労働者福祉基金協会。19節、中城村社会福祉協議会運営費補助金、平成25年4月1日、補助金、920万1,000円、中城村社会福祉協議会。

農林水産課。13節、中城浜漁港機能保全事業

(水産物供給基盤整備事業)、平成25年5月31日、指名競争入札、939万7,500円(96.5%)、大栄コンサルタント。

都市建設課。13節、委託調査業務(その1)、平成25年4月13日、随意契約、798万円(88.5%)、株式会社与那嶺測量設計。13節、産業廃棄物収集運搬処理委託業務(その1)、平成25年5月15日、随意契約、40万2,045円(87%)、裕起リサイクル。15節、南上原地区築造工事(24-9工区)、平成25年3月19日、指名競争入札、2,087万5,050円(88.7%)、有限会社渡久地建設。15節、南上原地区坂田線整備工事(24-10工区)、平成25年3月26日、指名競争入札、2,867万5,500円(88.1%)、株式会社五城。15節、南上原地区坂田線整備工事(25-1工区)、平成25年5月10日、指名競争入札、3,056万8,650円(88.1%)、有限会社ピース造園土木。

同じく都市建設課。15節、南上原地内緊急災害時避難広場3号公園(仮)、平成25年3月21日、指名競争入札、2,634万3,450円(88.4%)、有限会社原建設工業。15節、南上原地内緊急災害時避難広場6号公園(仮)、平成25年3月18日、指名競争入札、2,879万6,040円(87.9%)、有限会社協建。15節、南上原地内緊急災害時避難広場7号公園(仮)、平成25年3月11日、指名競争入札、3,024万円(90%)、有限会社仲建設工業。22節、物件補償、平成25年3月5日、随意契約、106万3,591円、南上原地内。22節、物件補償、平成25年3月18日、随意契約、622万6,000円、南上原地内。

同じく都市建設課。22節、物件補償、平成25年3月21日、随意契約、207万8,600円、南上原地内。22節、物件補償、平成25年4月11日、随意契約、1,254万3,600円、南上原地内。22節、物件補償、平成25年5月1日、随意契約、857万4,000円、南上原地内。22節、物件補償、平成25年5月14日、随意契約、3,166万3,500円、

南上原地内。

続いて企業立地・観光推進課。13節、共同研究契約（ごさまるエネルギープロジェクト）平成25年5月1日、随意契約、700万円、国立大学法人琉球大学。19節、中城村商工会育成補助金、平成25年4月15日、補助金、270万円、中城村商工会。19節、中城村シルバー人材センター補助金、平成25年5月7日、補助金、283万8,000円、中城村シルバー人材センター。

上下水道課。13節、配水管調査測量設計業務委託、平成25年5月27日、指名競争入札、565万9,500円（97.5%）有限会社インプラン。15節、和宇慶地内配水管布設工事（24 - 4工区）平成25年4月16日、指名競争入札、3,201万4,500円（93.5%）仲真設備工業。

教育総務課。13節、「護佐丸」「中城城跡」通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト事業、平成25年4月1日、随意契約、983万8,000円、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課。13節、中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成25年4月1日、随意契約、82万円、特定非営利法人琉米歴史研究会。13節、民俗資料室・吉の浦会館・村民体育館「機械及び巡回警備請負契約」、平成25年4月1日、随意契約、195万3,000円、株式会社琉球保安警備隊。13節、吉の浦ごさまる陸上競技場芝生管理業務、平成25年5月20日、指名競争入札、504万円（96.4%）東洋メンテナンス株式会社沖縄営業所。

以上でございます。

議長 比嘉明典 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 3月6日から5月31日までの教育行政報告をいたします。

3月6日、第5回護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会、基本構想の最終報告を確認しております。

3月15日、第3回定例教育委員会会議に参加しております。

3月19日、南上原分校閉校式に参加。

22日、北上原分校閉校式典及び激励会に参加。

4月に行きまして、4月1日、教育委員辞令交付式に参加。同日、第4回臨時教育委員会会議に参加しております。

それから14日、中城南小学校開校式典祝賀会に参加しております。

16日、中頭地区教育長会第1回定例会に参加しております。

26日、第5回定例教育委員会会議に参加しております。

27日、平成25年度中部地区婦人連合会総会に参加しております。

28日、平成25年度中城村婦人連合会総会に参加しております。

5月9日、村の校長会に参加し、そこでは中城村の教育について説明を行っております。

5月20日、中学生・高校生海外短期留学派遣事業試験選考委員会に参加しております。

23日、中部地区公民館連絡協議会総会に参加しております。

24日、第6回定例教育委員会会議に参加しております。

30日から31日、第55回全国町村教育長会定期総会並びに研究大会に参加しております。

以上です。

議長 比嘉明典 以上で行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時28分）

~~~~~

再開（11時23分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第37号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

中城村一般会計補正予算（第1号）について御提

村長 浜田京介 議案第37号 平成25年度中

案申し上げます。

議案第37号

平成25年度中城村一般会計補正予算（第1号）

平成25年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,812,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		806,672	3,300	803,372
	2 国庫補助金	296,745	3,300	293,445
15 県支出金		879,971	16,941	896,912
	2 県補助金	605,460	16,441	621,901
	3 委託金	30,617	500	31,117
18 繰入金		42,885	12,443	55,328
	2 基金繰入金	42,884	12,443	55,327
歳入合計		5,785,941	26,084	5,812,025

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		698,220	9,131	707,351
	1 総務管理費	554,223	9,131	563,354

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		780,071	560	780,631
	1 保健衛生費	353,589	30	353,619
	2 清掃費	426,482	530	427,012
8 土木費		683,233	3,930	687,163
	1 土木管理費	14,494	4	14,498
	2 道路橋梁費	233,097	0	233,097
	5 下水道費	113,376	3,926	117,302
10 教育費		740,620	12,463	753,083
	1 教育総務費	104,006	12,132	116,138
	6 保健体育費	103,393	331	103,724
歳 出 合 計		5,785,941	26,084	5,812,025

ページを開いていただきまして、歳入歳出、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうから14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額2億9,674万5,000円、補正額330万円の減額補正、合計で2億9,344万5,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額6億546万円、補正額1,644万1,000円、合計で6億2,190万1,000円。3項委託金、補正前の額3,061万7,000円、補正額50万円、合計で3,111万7,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額4,288万4,000円、補正額1,244万3,000円、合計で5,532万7,000円。

歳入合計、補正前の額57億8,594万1,000円、補正額2,608万4,000円、合計で58億1,202万5,000円。

続いて歳出。2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億5,422万3,000円、補正額913万1,000円、合計で5億6,335万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億5,358万9,000円、補正額3万円、合計で3億

5,361万9,000円。2項清掃費、補正前の額4億2,648万2,000円、補正額53万円、合計で4億2,701万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,449万4,000円、補正額4,000円、合計で1,449万8,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億3,309万7,000円、補正額ゼロ、合計で2億3,309万7,000円。5項下水道費、補正前の額1億1,337万6,000円、補正額392万6,000円、合計で1億1,730万2,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億400万6,000円、補正額1,213万2,000円、合計で1億1,613万8,000円。6項保健体育費、補正前の額1億339万3,000円、補正額33万1,000円、合計で1億372万4,000円。

歳出合計、補正前の額57億8,594万1,000円、補正額2,608万4,000円、合計で58億1,202万5,000円。

以上でございます。詳細はまた副村長のほうから説明をさせていただきます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時27分)

~~~~~

再開（11時38分）  
 議長 比嘉明典 再開いたします。  
 これで提案理由の説明を終わります。  
 日程第6 議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。  
 村長 浜田京介 議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第38号</p> <p style="margin-top: 20px;">平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p style="margin-top: 20px;">平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p style="margin-top: 20px;">（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351,530千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。</p> <p style="margin-top: 20px;">（地方債の補正）</p> <p>第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。</p> <p style="margin-top: 20px;">平成25年6月7日提出</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">中城村長 浜田京介</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|-----------|---------|-------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 11,752  | 274   | 12,026  |
|          | 1 使用料     | 11,692  | 274   | 11,966  |
| 3 繰入金    |           | 113,376 | 3,926 | 117,302 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 113,376 | 3,926 | 117,302 |
| 6 村債     |           | 100,900 | 2,800 | 98,100  |
|          | 1 村債      | 100,900 | 2,800 | 98,100  |
| 歳入合計     |           | 350,130 | 1,400 | 351,530 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 247,009 | 1,400 | 248,409 |
|          | 1 公共下水道費 | 247,009 | 1,400 | 248,409 |
| 歳出合計     |          | 350,130 | 1,400 | 351,530 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補正前           |                    |       |                                                                                                                  | 補正後          |       |    |       |
|---------|---------------|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                            | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>100,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>98,100 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

ページを開いていただきまして、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,169万2,000円、補正額27万4,000円、合計で1,196万6,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,337万6,000円、補正額392万6,000円、合計で1億1,730万2,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額1億90万円、補正額280万円の減額補正、合計で9,810万円。

歳入合計、補正前の額3億5,013万円、補正額140万円、合計で3億5,153万円。

続いて歳出。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,700万9,000円、

補正額140万円、合計で2億4,840万9,000円。

歳出合計、補正前の額3億5,013万円、補正額140万円、合計で3億5,153万円。

続いて第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業の補正前の限度額が1億90万円、補正後の限度額が9,810万円にかわってまいります。起債の方法、利率、償還の方法については同じでありますので、まず起債の方法が、証書借入又は証券発行。利率年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。補正後も同じでございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成25年6月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

議会を開く暇がないため平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので報告します。

中城村告示第5号

専 決 処 分 書

平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

中城村長 浜田京介

平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号）

平成24年度中城村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。



(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成25年3月29日

中城村長 浜田京介

第1表 繰越明許費

| 款      | 項      | 事業名                       | 金額           |
|--------|--------|---------------------------|--------------|
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 学校ICT環境整備等による学習意欲学力向上推進事業 | 千円<br>37,905 |

ページを開いていただきまして、第1表繰越明許費。

10款教育費、2項小学校費、事業名、学校ICT環境整備等による学習意欲学力向上推進事業、金額3,790万5,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村税条例の一部を改正する必要が生じたため専決

処分しましたので報告します。

中城村税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

中城村長 浜 田 京 介

中城村条例第 3 号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村告示第 6 号

専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成25年 3月30日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                      | 改正前                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（寄附金税額控除）<br/>第34条の7（略）<br/>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> | <p>（寄附金税額控除）<br/>第34条の7（略）<br/>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> |
| <p>（固定資産税の納税義務者等）<br/>第54条（略）<br/>2～4（略）</p>                                                                             | <p>（固定資産税の納税義務者等）<br/>第54条（略）<br/>2～4（略）</p>                                   |

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定の適用によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所

6・7 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集都市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集都市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6・7 (略)

(特別土地保有税の納税義務者)

第131条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集都市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集都市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2. 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第2条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年

第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、~~第52条~~、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第2条の2の2 当分の間、日本銀行法第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の

に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る村民税の課税の特例)  
第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これ

規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る村民税の課税の特例)  
第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これ

に同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

第3条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合をふくむ。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項又は附則第14条の3の2第1項の規定の適用を受けるときには、第34条の7第2項に規定する特別控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

に同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

第3条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項又は附則第14条の3の2第1項の規定の適用を受けるときには、第34条の7第2項に規定する特別控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第16条の2 その有していた家屋でその住居の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」とい

(平成21年度から平成23年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、新法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第16条の2 その有していた家屋でその住居の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項



う。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第13条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第13条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第14条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

|           |           |                                                                                 |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第13条第1項 | 第35条第1項   | 第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。) |
|           | 同法第31条第1項 | 租税特別措置法第31条第1項                                                                  |

|             |                        |                                                                                                                                                                   |
|-------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第13条の2第3項 | 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 | 第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第13条の3第1項 | 租税特別措置法第31条の3第1項       | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項                                                                                               |
| 附則第14第1項    | 第35条第1項                | 第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）                                                                                                |
|             | 同法第32条第1項              | 租税特別措置法第32条第1項                                                                                                                                                    |

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと  
によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るも

のに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の

2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第34条の7第2項の改正規定並びに附則第2条の2、第2条の2の2、第2条の2の3、第3条の4、第13条の2及び第16条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定  
平成26年1月1日

（2）附則第3条の3の2及び第17条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の村税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(村民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第2条の2の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第17条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度までの個人の村民税については、なお従前例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第6条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(中城村国民健康保険税条例

の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成25年6月7日 提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分しましたので報告します。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

中城村長 浜 田 京 介

中城村条例第4号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村告示第7号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)<br>第4条の2 略<br>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの | (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)<br>第4条の2 略<br>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの |

をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次条、第5条の2、第17条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次条、第5条の2、第17条において同じ。)以外の世帯

(2) 略

(3) 特定継続世帯

(税率)

第5条 略

(1)~(3) 略

(4) 略

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
15,600円

ロ 略

ハ 特定継続世帯 11,700円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 略

(1)~(3) 略

(4) 略

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,900円

ロ 略

ハ 特定継続世帯 2,925円

第5条の3から第16条 略

(保険税の減額)

第17条 略

(1) 略

間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次条、第5条の2、第17条において同じ。)以外の世帯

(2) 略

(税率)

第5条 略

(1)~(3) 略

(4) 略

イ 特定世帯以外の世帯 15,600円

ロ 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 略

(1)~(3) 略

(4) 略

イ 特定世帯以外の世帯 3,900円

ロ 略

第5条の3から第16条 略

(保険税の減額)

第17条 略

(1) 略

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| イ 略                           | イ 略                   |
| ロ 略                           | ロ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,920円 | (1) 特定世帯以外の世帯 10,920円 |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| (3) 特定継続世帯 2,730円             |                       |
| ハ 略                           | ハ 略                   |
| ニ 略                           | ニ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,730円  | (1) 特定世帯以外の世帯 2,730円  |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| (3) 特定継続世帯 683円               |                       |
| ホ～ヘ (略)                       | ホ～ヘ 略                 |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| イ 略                           | イ 略                   |
| ロ 略                           | ロ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円  | (1) 特定世帯以外の世帯 7,800円  |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| (3) 特定継続世帯 1,950円             |                       |
| ハ 略                           | ハ 略                   |
| ニ 略                           | ニ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,950円  | (1) 特定世帯以外の世帯 1,950円  |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| (3) 特定継続世帯 488円               |                       |
| ホ～ヘ 略                         | ホ～ヘ 略                 |
| (3) 略                         | (3) 略                 |
| イ 略                           | イ 略                   |
| ロ 略                           | ロ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,120円  | (1) 特定世帯以外の世帯 3,120円  |
| (2) 略                         | (2) 略                 |
| (3) 特定継続世帯 780円               |                       |
| ハ 略                           | ハ 略                   |
| ニ 略                           | ニ 略                   |
| (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯         | (1) 特定世帯以外の世帯 780円    |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>帯 780円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 195円</p> <p>ホ～ヘ 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2 <u>第4項及び第5項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則4項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> | <p>(2) 略</p> <p>ホ～ヘ 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2 <u>第3項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則4項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10 同意第3号 監査委員の選任につ

いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介

同意第3号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字新垣  
氏 名 伊 佐 実  
生年月日 昭和19年生

平成25年 6 月 7 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

監査委員が平成25年 6 月30日任期満了に伴い、新たに選任する必要がある。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 報告第3号 平成24年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 平成24年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第3号

平成24年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成24年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款       | 項           | 事業名                    | 金額             | 翌年度繰越額         | 左 の 財 源 内 訳   |            |        |        |                |
|---------|-------------|------------------------|----------------|----------------|---------------|------------|--------|--------|----------------|
|         |             |                        |                |                | 既 収 入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |        |        | 一般財源           |
|         |             |                        |                |                |               | 国県支出金      | 地方債    | その他    |                |
| 2 総 務 費 | 1 総務管理費     | 庁舎建設基本計画策定業務           | 円<br>5,145,000 | 円<br>5,145,000 | 円<br>0        | 円<br>0     | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>5,145,000 |
|         |             | 地域防災計画策定事業             | 3,675,000      | 3,675,000      | 0             | 2,940,000  | 0      | 0      | 735,000        |
|         |             | 防災行政無線の撤去及び増設工事業       | 11,877,000     | 11,550,000     | 0             | 9,240,000  | 0      | 0      | 2,310,000      |
|         | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戦災滅失戸籍等沖縄戸籍関係書類システム化事業 | 33,600,000     | 33,600,000     | 0             | 19,980,000 | 0      | 0      | 13,620,000     |

| 款        | 項             | 事業名                       | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |            |     |            |
|----------|---------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|------------|
|          |               |                           |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |     | 一般財源       |
|          |               |                           |             |             |             | 国県支出金       | 地方債        | その他 |            |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費       | 介護基盤緊急整備特別対策事業            | 30,000,000  | 30,000,000  | 0           | 30,000,000  | 0          | 0   | 0          |
|          | 2 児童福祉費       | 安心こども基金事業                 | 211,000,000 | 211,000,000 | 0           | 170,993,000 | 0          | 0   | 40,007,000 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費         | 護佐丸島むん農業活性化事業             | 2,520,000   | 2,394,000   | 0           | 1,915,000   | 0          | 0   | 479,000    |
|          | 3 水産業費        | 中城浜漁港機能保全事業               | 10,001,000  | 10,001,000  | 0           | 9,000,000   | 0          | 0   | 1,001,000  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費       | 災害避難路整備事業                 | 11,807,000  | 11,807,000  | 59,000      | 9,445,000   | 2,300,000  | 0   | 3,000      |
|          |               | 村道中城城跡線改良舗装事業             | 44,201,000  | 44,198,000  | 0           | 36,283,000  | 6,000,000  | 0   | 1,915,000  |
|          |               | 道路ストック総点検事業               | 3,200,000   | 3,200,000   | 0           | 1,760,000   | 0          | 0   | 1,440,000  |
|          | 4 都市計画費       | 南上原土地区画整理事業               | 58,778,000  | 46,986,750  | 0           | 52,900,000  | 6,500,000  | 0   | 12,413,250 |
|          |               | 系蒲公園整備事業                  | 37,160,000  | 4,025,000   | 0           | 18,231,000  | 1,000,000  | 0   | 15,206,000 |
|          |               | 災害避難広場整備事業                | 97,330,000  | 52,394,000  | 93,000      | 41,915,000  | 10,300,000 | 0   | 86,000     |
| 10 教育費   | 2 小学校費        | 学校ICT環境整備等による学習意欲学力向上推進事業 | 37,905,000  | 37,905,000  | 0           | 25,677,600  | 0          | 0   | 12,227,400 |
|          | 5 社会教育費       | 吉の浦会館施設機能強化事業             | 73,004,000  | 73,003,000  | 0           | 58,402,000  | 7,200,000  | 0   | 7,401,000  |
|          |               | 護佐丸歴史資料図書館整備事業            | 105,151,000 | 105,151,000 | 0           | 84,034,000  | 20,700,000 | 0   | 417,000    |
| 11 災害復旧費 | 1 農林水産施設災害復旧費 | 久場地区農道災害復旧事業              | 2,690,000   | 0           |             |             |            |     | 0          |
|          | 3 土木施設災害復旧費   | 村道新垣中央線災害復旧事業             | 6,350,000   | 999,000     | 0           | 0           | 0          | 0   | 999,000    |
| 合計       |               |                           | 785,394,000 | 687,033,750 | 152,000     | 572,715,600 | 54,000,000 | 0   | 60,166,150 |

平成25年6月7日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 報告第4号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第4号

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成24年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款   | 項             | 事業名 | 金額                   | 翌年度<br>繰越額          | 左の財源内訳      |            |            |         |      |   |   |
|-----|---------------|-----|----------------------|---------------------|-------------|------------|------------|---------|------|---|---|
|     |               |     |                      |                     | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |            |         | 一般財源 |   |   |
|     |               |     |                      |                     |             | 国庫         | 起債         | 一般会計繰入金 |      |   |   |
|     |               |     |                      |                     | 円           | 円          | 円          | 円       | 円    |   |   |
| 1   | 土地区画整<br>理事業費 | 1   | 南上原土地<br>区画整理事<br>業費 | 南上原土地<br>区画整理事<br>業 | 138,783,000 | 85,393,359 | 85,393,359 | 0       | 0    | 0 | 0 |
| 合 計 |               |     | 138,783,000          | 85,393,359          | 85,393,359  | 0          | 0          | 0       | 0    |   |   |

平成25年6月7日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 報告第5号 平成24年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 平成24年度中城村水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第5号

平成24年度中城村水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成24年度中城村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款   | 項     | 事業名 | 予算<br>計上額  | 支払義務<br>発生額            | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳     | 不<br>用<br>額 | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説明                                            |
|-----|-------|-----|------------|------------------------|------------|------------|-------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|     |       |     | 円          | 円                      | 円          | 円          | 円           | 円                                          | 円                                             |
| 1   | 資本的支出 | 1   | 建設改良費      | 配水管布設工事<br>(24 - 4 工区) | 32,014,500 | 0          | 32,014,500  | 国庫補助金<br>16,000,000<br>留保資金<br>16,014,500  | 国の経済対策に<br>より、次年度実<br>施予定の事業の<br>前倒し執行のた<br>め |
| 合 計 |       |     | 32,014,500 | 0                      | 32,014,500 | 32,014,500 | 0           | 0                                          | 0                                             |

平成25年 6 月 7 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終  
わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 ( 1 1 時 5 7 分 )

## 平成25年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                   |                 |                       |                                    |           |
|---------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成25年6月7日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議             | 平成25年6月10日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                   | 散 会             | 平成25年6月10日 （午後11時47分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                        | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                   | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                   | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                   | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                   | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                   | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                   | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                           |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 7 番                                | 仲 座 勇     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                   | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                   | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                   | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                   | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                   | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                   | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                   | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                   | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                  |
|-----|--------------------------------------|
| 第 1 | 議案第37号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第1号）        |
| 第 2 | 議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 3 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて              |
| 第 4 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて              |
| 第 5 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて              |
| 第 6 | 同意第3号 監査委員の選任について                    |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第37号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時50分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

5番 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 議案第37号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

歳出の13ページのほうです。事務局費のほうで、先ほどから質疑がありましたが、護佐丸学カパワーアップ事業委託料に1,000万円余りの予算がついています。その中で先ほど説明がありましたけれども、小学校は全国レベルにある。そして6ポイント低いと。沖縄県は10ポイント低いということで、県の平均を上回っているということでしたけれども、これは小学校であると思うんですけども、中学校の場合はどうなのか。それとポイントではなくて全国平均が70点であれば、我が村の中学校は60点で10点差がありますという点、ポイントとなるとわかりにくいものですから、その開きぐあいを点数で説明していただきたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

先ほどの6ポイント、10ポイントという話は中学校の話であります。なぜポイントで説明したかということ、問題数が100点満点に換算できないというのがあって、例えば問題数が15問題

のうち13問題できましたというテスト内容になっていきますので、ポイントで言っております。以上でよろしいですか。

点数で言うと、点数が問題数でいくと3問題から4問題ができていない状況。小学校の場合には、全国と比べたら大体1問題の差があります。これを100点満点に換算するとそういう状況になるということです。なるということです。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(10時51分)

~~~~~

再開(10時54分)

議長 比嘉明典 再開します。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この全国レベルよりも6ポイント低いということで、小学校は全国レベルよりも高いということでしたけれども、前の教育長のお話では、小学校の学力が中学校へつながっていないということであったんですが、この中学校で今回パワーアップ事業を行うという認識をしているんですけども、この事業が今回、一過性のものなのか、継続できるのかどうか。今年予算があったから1,000万円かけて学力アップをしようという趣旨なのか、それともこれが継続してそういう事業につながっていくものになるのか。私もさきの一般質問で、所得格差が今学力の格差につながっているという傾向から、空き教室を使った無料のですね、NPOとか民間を活用した無料の学習塾をつくったらどうかという提案をした経緯もありますので、これは継続して使える事業なのか。これは単費で終わる、今年度で終わってしまうのか。お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

子供たちへの教育のことですから、継続であ



りたいと思っています。本年度はこういうふう  
に事業を上げました。今後、継続していけるよ  
うな努力はしていきたいなと思います。以上で  
す。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 希望ではなく、継続を  
ぜひ教育委員会のほうで、もしこういう事業を  
やるのであれば、ぜひ来年度もまた同じように  
予算を請求していただいて、継続するという強  
い意志でやっていただきたいと。やっぱり教育  
は継続だと思っていますので、よろしく願い  
します。

この学力アップをするということでありま  
すので、これだけ1,000万円を使ってやるもの  
ですから、この何ポイントを目標に、全国平均レ  
ベルまでいかすのか。やっぱり目標設定もなし  
に、成果もなしにそういう事業をするわけには  
いかないと思います。一概にすぐ学力アップに  
つながらないという意見もあるかもしれないん  
ですが、目標としてどこまでの成果を今この事  
業に当たって教育委員会は制定しているのか。  
この事業を取り入れることによって、今低い状  
態を6ポイントまで上げるとか、そういう目標  
をしっかりと定めて事業に取り組んでいると思  
いますので、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰  
弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし  
ます。

実は学力向上にかかわる事業はこの護佐丸学  
力アップだけではなくて、通常の学力向上の施  
策、それから琉球大学との連携等の施策等を含  
めてやっております。学校側、中学校側とは、  
あと4年後には全国レベルにという申し合わせ  
で進めております。ですので、順序的に行けば  
1ポイントから2ポイントずつ毎年上がればい  
いと考えております。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員

の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成25年度中城村一般  
会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第37号 平成25年度中城村一  
般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決  
されました。

5分程度休憩します。

休 憩(10時59分)

~~~~~

再 開(11時09分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第38号 平成25年度中城村公
共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議
題とします。

本件については6月7日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(11時09分)

~~~~~

再開（11時19分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

5番 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度中城村一般会計補正予算（第10号））について質疑を行います。

提案理由で議会を開くいとまがなかったという事なんですけれども、ほかの繰越明許費に関しては3月議会にちゃんと出されてきているのに、なぜこの案件だけが今回専決処分なのか、ちゃんとした理由を求めたいと思います。そして、その事業の内容ですね、学校ICT環境整備等に関する学習意欲の向上推進事業の詳しい内容の説明を求めます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

この議案は3月議会の議案第33号で提案した議案なんですが、新世代教室情報機器の整備と南小学校の新世代教室情報機器の整備。それからパソコン教室情報機器の整備、それから教師用パソコンの整備ということで提案をいたしました。この整備に関して新世代教室、教師用パソコンについては完了、3月中で完了したんですが、パソコン教室の分については南小学校の1年生のクラスが当初3クラスということで予定していたんですが、その間転入とかいろいろふえて、結果的に4クラスということになりましたので、その教室をふやす必要が出てきましたので、分校のパソコン教室を多目的に移して、それからそこで教室を確保しようということで学校と調整しまして、そのパソコン教室を映したためにその設定とか、その分でおくれて実質的に4月10日に完了したということです。

それから学校ICT環境整備等に係る学習意欲学力向上推進事業、この内容ですが、児童生徒がコンピューター等の情報手段になれ親しみ、適切に活用できるよう情報支援員の配置やコンピューターの設置等により環境を整備するということで行っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今の理由を聞くと、教育委員会のほうも見通しが甘かったということと理解しているんですが、教室がふえる、ふえ

ないというのは、児童の数というのは前もってわかっているはずだと思うんです。これからも南上原の小学校に関しては事業の増減がかなり出てくると思いますので、この辺は前もって業務をしっかりやっておけばそういうのはわかるはずです。そして、わかっていれば何で3月議会に提案してこなかったのか。わかったのが、4月に入ってからしかわからなかったのか。本当に議会中にしかわからなかったのか。この専決処分になるということがいつわかったのか。初めからちゃんとした業務を追ってあげばちゃんとわかったはずなのに、私の今の答弁からすると、職務が怠慢としか言いようのない答弁にしか聞こえなかったんですが、その辺の答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

3クラスから4クラスになりそうというのは3月中にはある程度情報は、住民票の転入とかですね、得てはいました。学校のほうとも調整しながら、当初はその特別支援教室を使うということで学校と調整はしていたんですが、その中で特別支援教室には畳がありますので、それだとちょっと使いづらいということで、学校の要望でパソコン教室を移してそこに教室を確保しようということに、その経緯があって実質的におくれたということです。今現在4年生が分校のほうに入っているんですが、実際、いざ使うということになって、4月に入ってから学校の先生方も実際に配置されて、その後また学校のほうから連絡がありまして、今、そのパソコン教室、つくった教室、確保した2教室の部分が水道関係がないということで、担任のほうから使いづらいという申し出がありまして、それでその支援教室、畳もあるんですが、それよりはそっちのほうがいいという話になりました。それは4月に入ってからです。それで今現在、4年1組、2組はその特別支援教室の部分に

入っています。それから特別支援教室のほうはそのパソコン教室を利用してつくった、確保した部分に今現在入っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 休憩をお願いします。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 2 9 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 3 0 分)

議長 比嘉明典 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度中城村一般会計補正予算(第10号))を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度中城村一般会計補正予算(第10号))は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正

する条例)を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認されました。

日程第6 同意第3号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時39分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 この件に関しては一応反対ということで討論をいたします。

地方自治法第194条があるんですけども、それをちょっと読み上げさせていただきます。監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格は高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下、この間において識見を有する者という。)及び議員のうちからこれらを選任する。この場合において議員のうちから選任する監査委員の数は都道府県及び前条第2項の政令に定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とするものとする。

第196条の2のほうです。識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかったものでなければならないということでもあります。

つまりどういうことかと申しますと、2人以上いけば、1人は要するに職員のOBであってもいいでしょう。3人であれば2人は識見を有する、要するにOB以外の方ですね。4人であれば、それ以上であれば要するに少なくとも複数の場合は1人はOBであってもいいでしょうという感じがある。そういう趣旨ですね。ということは、本村においては識見を有する者は1人なんです。つまり何が言いたいかとい

ますと、職員のOBであった方が識見を持った方としてこの監査委員に選ばれるということについては、これは個人の能力とか、あるいは経験とかそういう問題じゃなくて、ガバナンス的な問題があるということでもあります。

さらに18年指針ということをご存じだと思いますけれども、これは行財政改革に関連した指針ですね。監査委員に関してどういうことが述べられているかと申しますと、当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は、特にその必要がある場合以外に行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。これが一つ。そして次です。外部監査制度の有効活用や都道府県指定都市及び中核市以外における実施の拡大などにより、監査機能の強化に積極的に取り組むことということでもあります。これは先ほど新垣善功議員が指摘した外部監査制度の活用をやりなさいということなんです。そういう方針が出ているわけでもあります。

そういうことでありながら、これはこの履歴を見ても、完全に職員のOBの方を、こういう条件を考慮しないで全く今回も推薦しているということでありまして、私はこれが本当に、このガバナンスのことを考えた場合、能力とかそういう問題じゃなくてガバナンスの問題として、そういう人選が行われていいかということに非常に疑問を持っております。

そういう意味で反対の意味も込めまして、この採決には退場を申し出たいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(11時45分)

~~~~~

再開(11時45分)

議長 比嘉明典 再開します。

次に原案に賛成の発言を許します。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 賛成の立場で討論します。

伊佐 実氏はこれまでも監査委員を務めてまいりました。何ら不正な事件等も起こっておりません。そして役場退職後も、しばらくの間は民生委員等の委嘱を受けて活動もしております。即退職後に監査委員に任命されたということではないので、私は見識ともに伊佐 実氏のほうがふさわしいと認識しておりますので、賛成の立場で討論します。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから同意第3号 監査委員の選任についての同意の件について採決いたします。

同意第3号の同意については原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、同意第3号 監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (1 1 時 4 7 分)

平成25年第3回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成25年6月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年6月12日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年6月12日 （午後2時54分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	與那覇 朝 輝	7 番	仲 座 勇
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第3号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

初めに3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 おはようございます。

呉屋教育長、就任おめでとうでございます。またこれから中城の教育のために一生懸命頑張ってください。本日は教育長にも少し質問がありますので、思いのほどをぜひよろしく願いいたします。

それでは、通告書を読み上げて質問にかえます。

河川・排水路の管理についてであります。

先月5月23日の豪雨で河川及び村の排水路の氾濫が村内各地域であったときいたが、何件の氾濫があり、場所はどこか、被害はどうか。この件について、土地改良区の排水路の件もぜひお願いいたします。氾濫前の河川及び排水路の管理状態はどうだったか。毎回、同じ箇所での河川の氾濫が起きていると思うがどうか。今後の対策と管理をどのように行っていくのか。管理上氾濫の多い河川をどう考えているか。

教育環境と運営。

現在の日本、沖縄、中城村の教育の状況をどう思って、どう考えていらっしゃるか。教育において親の経済的な面において、教育格差が生じると考えるが、教育長はどのように思い、考えるか。教育環境の整備を含め、対処をどう考えているか。中城村において琉球史の教育が行われるが、考えや思いをぜひ、お聞かせください。各地域において行われている特別な教育で、子供たちの持つ個性を引き出す教育をどう考えるか。また、中城村では、どういっ

た特別な教育を行っているか。どのような組織においても長がかわれば、その取り組みで組織が変わると考えるが、今後どのようなことを取り組んでいくのか。以上、ぜひ答弁をお願いできますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の河川・排水路の管理につきましては、都市建設課と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、教育環境と運営につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

議員御指摘の去った5月23日のあの豪雨につきましては、村もしっかり体制を整えてやっているつもりではありますけれども、御指摘のとおり氾濫箇所も含めて優先順位をしっかりとつけて、その対策を講じるようにという指示を出しております。これから台風もまたやって来ますし、急ぎ直せる箇所からやっていくことだと思っております。詳細につきましては、先ほど言いましたように、都市建設課、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。金城 章議員の大枠、河川・排水路の管理の から について答弁をさせていただきます。

については、23日木曜日、特に午前中が豪雨ということになっていました。豪雨は過去最高の雨量を観測し、村内至るところ道路冠水、河川の氾濫が20件ほどありました。場所については村内一円でありました。床上浸水は津覇495番地で1件ありました。また、村道浜線の河川のふたが水圧により約30メートル、取り外された被害がありました。地すべり等についてはオーシャンカントリークラブ入り口付近の歴史の道が決壊し通行どめとなっております。こ

の件については災害対策事業で対応を考えております。

については、村道吉の浦線及び村道潮垣線の氾濫については土地改良で整備している排水路の土砂堆積の原因のものであると思われるので、農林水産課のほうで清掃作業を行うために地主の同意を進めています。同意が得られましたら都市建設課のほうでしゅんせつ作業を進めてまいりたいと思います。

について、毎年5月に自治会からの要望等のもとに基本的には排水路の管理については行っています。

については、今回の豪雨については、時間雨量90ミリ立方メートルで過去最高の雨量と観測されており、この雨で管理上、氾濫をしたからといって河川の改良を行うことは考えておりません。公共工事においては排水断面決定の流量計算については5年から7年の確率での断面計算になりますので、通常の雨には対応できる断面になっています。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、金城 章議員の御質問である大枠1. 河川・排水路の管理についての から までについてお答えいたします。

まず、 についてですけれども、これは先ほど都市建設課長からも答弁がありましたとおりであります。

についてですが、土地改良区の排水路は完成から長期間経過しており土砂が堆積し雑草が繁茂している箇所が多く、氾濫の原因になっていると思われます。今後、都市建設課長からもありましたように土地改良区内排水路のしゅんせつのための地主の同意作業を農林水産課で進めていき、しゅんせつ作業が早期に行えるようにしたいと思います。

について、農林水産課としては土地改良区

内排水路等について、今後全体的な状況を調査し、土砂堆積等により氾濫の想定される箇所については優先的に都市建設課と協力し解消を図っていきたいと思います。

についてですが、氾濫の多い河川については山間部流域からの土砂の流出による堆積も原因の1つと考えることから、砂防ダム等の整備が必要な箇所については県のほうに要請をしていきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。金城 章議員の質問にお答えします。

大枠2の 、 、 については私からお答えします。 につきましては主幹から答えさせます。

我が国の教育行政は改正教育基本法の理念を踏まえた教育立国の実現を図るため、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の育成、学びのセーフティーネットの構築、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成を目指しております。国の基本的方向性と位置づけられていると考えています。

本県では21世紀における時代変化に対応する人材を育成するため、学校教育の充実や家庭、地域の教育機能の向上などを通して幅広い教養と確かな学力、豊かな心、健やかな調和のとれた子供たちを育てることを目指しております。多様な能力や個性が発揮できる環境だと考えております。

本村の教育の課題は学力向上であり、全国水準に引き上げることが当面の目標になります。小中学校において県到達度調査平成23年度はすべて県平均より上回ることができました。24年度全国学習調査においても上回ることができていますが、依然として全国水準までには至っていない現状であります。

児童生徒の授業に臨む姿勢、学習態度が落ちつつある現状を維持し、校内研修や学力向上

の推進策を含め、琉球大学教育学部との連携、協力して教師一人一人の授業力の向上に努め、学力向上に資していきたい。

について、教育格差を解消するためには、まず教育にかかる費用を無料にすることだと思いますが、評判のよい中学校、高校、大学に行くためには学校だけの勉強だけでは限界があり、経済的余裕がある家庭ではレベルの高い進学塾に通わせます。その一方、経済的な理由で塾にやれない家庭があります。つまり経済格差による教育格差ですが、その格差を埋めることには限界があり、難しいと思っております。学力があるのに家庭の事情で進学することが困難な人もいますので、そのような人のために手立てが必要だと思います。

親の経済的な面における教育格差に対する村の対処といたしまして、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業を中城村では、村立小中学校や琉大附属の小中学校へ通う児童生徒の生活に困っている保護者を対象に、修学旅行費、医療費（要保護児童生徒を含む）、学用品、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費（準要保護児童生徒を含む）の補助を行っております。

幼稚園就園奨励費補助金について、村立の幼稚園や私立の幼稚園に通う世帯を対象に、保護者の負担を軽くするため、保育料等の減免を行っております。

本村は豊かな自然に恵まれており、特色ある文化や伝統がはぐくまれてきました。この地理的、自然的特性や文化及び伝統は、私たちの生活の舞台であるとともに、心のよりどころであり、将来へ向けて継承、発展させる必要があります。そのためには、幼児、児童生徒一人一人に自然や地域を愛し、大切にすることを育てるとともに世界遺産に登録された中城城跡や城主護佐丸等のふるさとの歴史・文化等を理解することは、誇りや愛着を育てることになります。

また、みずからの目標に向かって学び続けることができ、自分の住んでいる地域の発展に尽くしたり、グローバルな人材の育成の原点になると考えております。

教育行政においては、これまでの事業や取り組みのよさを継続・発展することが肝要だと存じます。そのために本村教育委員会では各事業において点検、評価を行い、改善に資しています。諸施策や本村ニーズに対応した新たな事業も展開してまいりますが、本年度の重点施策として、生きる力を育むとともに、信頼される学校づくり、青少年の健全育成と教育環境の整備、生涯学習の充実と芸術・文化の向上、健康・体力の増進とスポーツの振興を家庭、学校、地域が連携して推進してまいります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 金城 章議員の大枠2の 各地域において行われている特別的な教育で、子供たちの持つ個性を引き出す教育をどう考えるか、また、中城村ではどういった特別的な授業を行っているかということですが、まず、個性という言葉なんですが、学習指導要領の中で個性という言葉が総則の、教育課程編成の一般方針の冒頭で出てきます。

児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならないと。その際、児童の発達の段階を考慮して児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら児童の学習習慣の確立をするように配慮しなければならないというふうな文言がございますので、教育委員会としても推進していくべきだと考えており

ます。

どういった特別な授業を行っているかということですが、村内の小中学校では、個性化の取り組みについては、各教科の発展学習、それから発表や表現方法の工夫、それから3年からあります総合的な学習の中での課題設定における探求活動等を通して個性をはぐくんでおります。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは、順を追って質問したいと思えます。

担当課と村長、副村長には氾濫の写真を一応、添えてありますけれども、毎回、雨のたびにこれは地区は安里地区であります。国道の写真でありますけれども、そこ安里地区は河川が2つあるんですけれども、そのとき2カ所からこの氾濫がありました。それでこの国道がもう水に埋まっている写真ですけれども、皆さん方にお配りしてないんですけれども、担当の方だけにしかお配りしてないんですけれども。そこですね、これ今の写真ですけれども、そこが土地改良区に抜ける里道となっていますけれども、そこでこの道路、手前に今度、下水道の配管で30センチメートルほど国道に上がっています。入り口はそうでもないんですけれども、そのほんの3メートルぐらい切り下げれば、ここにフロー的な排水ができるんですけれども、その取り組みをぜひ国道とも打ち合わせをしながら取り組めないかということです。の写真にあるように、歩道を乗り越えて、水がこの地域に入ってきますので、安里234番地ですか、以前、浸水したんですけれども、今回は事前に排水路の、再修繕整備をやっていらして、浸水には至らなかったんですけれども、一番の危険箇所、毎回、また、浸水するのかなと思って、住んでいる方は心配だということで、私のほうに申し出がありましたので、その件について少し答弁お願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今の御質問にお答えいたします。

確かに今の写真でも確認できました。その日も国道は全線、奥間の仲松写真館のところか氾濫し、あと和宇慶地区、久場も氾濫していました。その中で今回この仲松冷凍との間の里道の話なんですけれども、平成21年に下水道課のほうでマンホール設置をやっています。それと集水升を2基やっています。これを30センチメートル下げることによって、マンホールも下げないといけないというのがあります。それを河川として流していいのかと議論しないことには、検討もする余地もないのかなと思っています。それと、流末側で土地改良の排水もまだ整備されていない部分がありますので、この里道から一気に今の国道から水を流すことによって、下の農地が氾濫していく、おそれもありますので、この辺は抜本的に解決というのになると、国道のマンホールの改善を図る必要があります。それからこの水については平成18年に北上原地すべりが起きた原因もあって、その辺からの水も安里のほうに流れて来ています。去年、中部土木のほうで公民館のところを、全部グレーチングを入れて、去年よりは浸水というのは少なくなっていると思っています。それで今の里道についてはすぐには改善はできないということと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 国道も排水対策はやって、今、課長がおっしゃったように中部土木にも対策は一応やってもらったんですけれども、今回もまた、323番地のお家に少し水が入って来たという話を聞いています。毎回雨が降るたびにその地域は、県も、先ほど課長の話のように対応してくれたんですけれども、雨のたびにやっぱり氾濫して、どうにかまた村でもこの対策はできないものかと思っております。ぜひ、

県と対応しながら、浸水がないように協議し議論を重ねてはぜひ、やっていただきたいと思えます。

それともう一つ、先ほど土地改良区のしゅんせつとか、排水の整備を考える答弁がありましたけれども、河川の下流側ですか、海岸線沿い、そこは南浜も、北浜、それと浜のこれは公民館の前の出口ですか、さっき氾濫があった、ふたが取れたという、その河口側です。その整備等も以前からお願いしているんですけれどもなかなか進まない、海岸線沿いですから、そこ整備等がまだ進まない。それと安里と浜の間の河川の行き詰まり。それと屋宜ですかね、そこも1カ所、当間と屋宜の間ですか、そこも1カ所あったと思うんですけれども、その河口口の対策はこれからどのように進めていくか、氾濫はやっぱり、これに書いてあるとおり、流末が詰まればは、確かに満潮時ではやはりはけはしませんけれども、流末が詰まればどうしようもないと思うんですけれども、そこは県と協議しながらでも、もっと早目に進めていくべきだと思うんですけれども。今回、北浜も南浜も浸水があったと思うんですけれども、そのほうはどうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南浜、北浜については、比嘉商店から中のほうに入ったところが、ここも道路冠水がありまして、ここも原因が土地改良の堆積ということを認識し、先週には、この土砂をしゅんせつしています。それと河口について、今、泊地区についても、20年前に設置した銅管抗が壊れて横になっている。そういうのを含めて、先ほど村長が答弁したように優先順位をつけて流末側を今年で早目にやっていきたいなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 確かに土地改良区の排

水路の詰まりですね、ぜひ早目に解消をお願いいたします。

それと、同じ土地改良区なんですけれども、中城苑のところも以前からお願いしているんですけれども、その排水も、中城苑も詰まっていたと思うんですけれども、今度もまた氾濫していたと思うんですけれども、そのほうもちょっとどうにかならないものか。

それと、優先順位ですけれども、ぜひ浜線のこの末端、そこは、ぜひ早目にやっていただきたい。そこは雨が降らなければ悪臭もひどくて、久場の導流堤と一緒に、もっとひどいんじゃないかと思えますけれども、そこもぜひ、早目にお願いできればと思います。優先順位について検討なさるけれども、いつごろ検討するのか、できるのかできないのか、どうですか、村長。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 今の質問に対して答弁します。

中城苑のところについては、今、同意作業を農林水産課と進めておりますので、その今のヘド口の土を、条件としては地主の畑の下に入れるという状況で今、同意作業をしていますので、農林水産課のほうでは100%同意もらえていますので、ここはすぐうちのほうで対応していきます。それと、今の浜の河口口については、公有水面で港湾課と協議しながらやっていくことになりますので、年内にはやっていきたいと、それと台風前にはできるのであればいけると思うんですけれども、何せ公有水面の占用協議に時間を要する、それと各漁協、佐敷、中城、沖縄市、漁港の同意も必要になっていきますので、その辺の同意作業、条件がクリアしてから今年度いっぱいやっていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ、中城苑の下はもうちゃんと今年で解決できることがうれしく

思っています。ぜひ早目に河口口のほうも、整備をお願いしたいと思います。

この排水の件、ちょっと私も疑問を思うんですけども、県道からの排水は村の排水に流れると、村の、排水から国道ですね、この国道にあふれるのは国道に聞きましたら、またこれは村の対応だと、もう私たちがどこに訴えていいのかわからない、お互い流末とかのその流れは、その押しつけ合いじゃなくて管理するのはやっぱりちゃんと管理しないといけないと思っております。ぜひ村のできる範囲内で、また県とも協議しながら、ぜひ早目にやっていただきたいと思えます。

次、今の教育問題、教育長からも話がありましたけれども、私は琉大の理科の先生のタカソウ先生という教授が書いたものですけども、児童生徒を、子供たちは小学校2年生から5年生、早い子は2年生、遅い子は3年から五、六年ぐらいまで、その期間で先ほどの主幹からありましたように個性が、要するに将来的に仕事につくのを、この経験とか体験で仕事が決まるということがよく言われているんですけども、何らかの教育的な刺激、体験、それによって将来的な仕事が決まると、この先生がよくお話しするんですけども、そのことで小学校のこの2年から5年までの間に、本当にこの子の持つ個性を引き出す特別教育、体験等とか、今回、村長の打ち出した琉球史も特区で行うんですけども、この件についても琉球新報で中山さんという方が評価しているんですけども、論壇の中で。今までなかったことが、要するにこの特例で認められたと、そういう特例で認められるような個性を引き出す教育もやってほしいと思うんですけども。ここは本当、法令も変えずにできたということを相当評価しているんですよ、この論壇の中では。これは村長の取り組みがすばらしかったと一応思いますけれども。教育委員会でもそんなふうにもっと違う教育、

今、国・県からおりてくるカリキュラムの中で教育方針はあると思うんですけども、この中で別の別に取り組んでいる行政もあると思うんですけども、沖縄ではまだないと思うんですけども、そこで取り組めるのかどうか、どのような体験でもいいですから。

昔は親に影響されて親の仕事を継ぐということで、この時期に親の姿を見て、すばらしいと思ってこれ、この親の仕事を継ぐ、これもすばらしいことだと思うんですけど。これを学校で体験させる、親とか近隣の大人から学べないところを学校で体験とか、学習させるべきものじゃないかと思うんですけども、その取り組み、一昨日の質問の中でも、答弁の中にもありましたけれども、いろんな人を招いての講演もわかりですけども、中城村では相撲の出身者の講演とかもやっていたらっしゃいますけれども、総合授業ですね、もっとこういうように刺激のある授業が取り組めるかどうか、お願いできますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

まず、琉球史というお言葉で護佐丸、中城城跡を通して学ぶプロジェクトということで今進めておりますが、これから教育課程の特例校に関しては申請していくというふうな段階でございます、まだ認められているということではないということはお伝えしておきたいと思えます。

議員がおっしゃる体験に基づいた学習を進めるということで、2年生から5年生あたり大変重要ではないかというお言葉がありました。実際、2年生あたりは生活科という教科がございます。それから3年から6年までは総合的な学習の時間という教科がございます。その中では議員のおっしゃる、この自然体験、それから社会体験、生産活動、ものづくり、観察、見学と

というようなことが重要視されております。その趣旨を踏まえて各小中学校では体験活動を取り入れながら進めていっております。その中で手法としてどういう課題を設定するか、個人に任せていくとの方向で探求していくとか、いうふうなところで個性を発揮する場所が出てきます。それから報告、発表ということも個人に任されてくるといようなことで個性の伸長があるかなと思います。ただ、この教育課程、別枠で新たな体験学習、この護佐丸、それから中城城跡から学ぶプロジェクトのようなものをまた差し込んで行くということは、教育課程の編成上、ちょっと厳しいのがあるなということを考えます。ですので、今ある教科の中で各学校、この総合的な趣旨を踏まえて組んでいくと、学習活動をつくっていくということを教育委員会としては進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 もうカリキュラムでいっぱいということの答弁かと思えますけれども、ぜひこの総合授業、この子供たちの興味ある学習をぜひ取り入れていただきたいと思えます。

もう1つ、この琉球史の、今度から入る琉球史のことで聞きたいと思えますけれども、この論壇の中で中山さんが話しているんですけども、今、世界遺産となった中城城跡のもとで、中城教育委員会が歴史教育を取り組むというのは評価しています。それと同時に、この中で島くとうばというのが出てくるんですけども、今我々までは方言を話せる、島くとうばが話せると思うんですけども、子供たちがこの島くとうばの聞き取り、話ができなくて、この琉球史の中で、琉球文化というのが、文化がなくなるんじゃないかと懸念されていますけれども、これはユネスコでも琉球言語が消滅し、危機にあるということを訴えている論壇がありますけ

れども、そのことでじゃあ、琉球史で島くとうばを取り入れての教育に待っていくのかどうなのか、そこはどういう方向に進めていくのか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

今、進めているプロジェクトのほうは何度も言っていますが、護佐丸、中城城跡から中城村の歴史と文化を学ぶということであります。先ほど議員のおっしゃった島くとうばの大切さというのも重々承知しております。言葉が文化であるということ間違いないと思います。そのプロジェクトの中で中心にはなれないかなと思います、この授業を展開する中でできる範囲で取り組めたらいいのかなと思っていますし、全て島くとうばのほうはこの教育だけに任せるのではなくて社会、地域全体で取り組む課題とも思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 この琉球史の中でやっぱり島くとうばも取り入れながら、ぜひ教育の琉球史をやっていただきたいと願います。

それと、理科の教育のことについてですけども、今、こういう専門の方が小学校とか中学校の機器を見て、顕微鏡なりそういうものを、機器を見て、もうカビの生えた顕微鏡とか、手入れの行き届いていない機材とかがいっぱい多いと話を聞きますけれども、そういう機材とかも、ぜひ今は小学校は3校ですか、そこで持ち回りをしても、いい機材を入れるべきだという話なんです。これ、理科とか社会の教育的には本は内地の教科書を利用しているというように、沖縄のことは全然入っていないのが多いと、唯一、ほとんど日本全国そういうふうに取り組んでいるんですけども、唯一、長野県だけ、長野県に設定された地区の選択地区で、そこだけしか採用していない教科書で授業をしている

と。沖縄は沖縄の理科の教育でも、全国的な視野で見ると、世界的な視野で見るともいいですけれども、沖縄の地域の咲く花とか、虫とか、動物、小動物ですか、そういうのも観察も入っていないと、その教科書も実際、改めるべきじゃないかと先生方の論文とか話には出てくるんですけれども、そういう沖縄の、沖縄ではせんだって、八重山のこの教科書、戦後の歴史とかありますけれども、そのそういうことじゃなくて、地域にあった勉強をさせるというか、長野県みたいに、この地域だけの教科書を取り組むことは不可能ですか、できますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

今の状況から考えると教科書の編集、出版は無理だと思います。教科書をつくるには文部科学省の検定を受けるというふうなことがあり、物すごい作業が入ってきます。物すごいスタッフで検討してつくっていくということになりますので、現在、教科書は全国版を使っておりますが、補助教材という形で地域、沖縄のこの季節に合わせた資料は使って授業は展開しております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 やっぱ先生方が指摘しているのは、この地域のことはほとんど入っていない、できうる限りこの地域のものが入っているものを選んで教育したほうがいいということを書いていらっしゃるんですけれども、ぜひ、そのように取り組んでいただけたらと思っております。今、主幹は難しいという話ですけれども、実際、長野ではそういうふうに行っているんですよ、そこを前向きに。もう1つしたら、この琉球歴史これを取り組むんですけれども、この教科書はどんな方向で今制作とかつくられている、メンバーとかまたそういうの

がわかりましたらお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

今、議員のおっしゃっている、教科書というところがちょっと違うのかなと思います。教科書というのは、先ほど言ったように文科省の検定を受けたものが教科書になっていきます。今、本プロジェクトで作成しているのは教材というところでの作成をしております。今、このプロジェクトを進める教材を作成しているメンバーは各学校の3年から6年の担任の先生をお呼びして編集に携わってもらっています。そのほか、紙芝居、絵本、読み物教材、それから脚本も考えておりますが、こちらのほうはその分野でたけている方に、外部の人材を活用して編集委員に加わっていただいております。全体的な監修に関しては琉大の豊見山和行教授のほうに全体的な監修をとということで進めております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 そしたらもう1つ聞きます。監修を行っているこの琉大の豊見山先生ですか、その方は沖縄、琉球史をやっているという、沖縄の出身ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

先生は、琉球史の専門の教授でございます。出身は沖縄です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 沖縄出身ということですね。ぜひまた、沖縄出身でいらしたら島くとうばも御存じかと思っておりますので、ぜひ監修の中、教材の中にまた島くとうばを少し取り入れながら、この沖縄で初めてになる琉球史の授業ですので、そこをぜひ取り組んでいただきたい

と思います。また、排水路の件も早目の改修をお願いいたします。

私が言いたいのは、子供たちは、先ほどから話をしますけれども体験、経験によって本当に、子供たちが変わります。そこをぜひ、小学校の先ほど言ったこの学年においてぜひ、今後取り組みを考えていただきたいと思います。

中城の子供たちも、ダイヤモンドの原石であると考えていますけれども、だれかが磨きをかけないとできない、またカットを入れてその磨きにもよりよいものを求めなければいけないと思っております。そのこともぜひ教育委員会は新任された呉屋教育長が主となってこれ、ぜひ進めていただきたいと願ひ、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番、通告書に従いまして一般質問を行っていききたいと思います。

まず、大枠の1番、防災計画について。

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定がゴルフ場オーシャンキャッスルカントリークラブと締結されたということですが、協定書の内容はどのようなものか。ほかにも津波発生時の一時避難場所として同じような協力依頼をすべき企業などがあると思うが、その辺はどのように考えているのか聞きます。

大枠2番、国の教育委員会改革について。

政府の教育再生実行会議から、教育委員会改革の提言が提出されました。その中で首長が教育長を任命し、地方教育行政の権限と責任を集中させることが提言されております。そのことについて村長、教育長の見解を伺います。現行の教育委員会制度の大きな特徴が独立性であり、さきの戦争の反省を踏まえ、教育が政治に左右されないように中立性が保たれているこ

とだと認識しておりますが、そのことについてはどのような見解をお持ちか伺います。

大枠の3番、八重山教科書問題に関連しまして、八重山地区採択協議会で、中学校の公民教科書採択の件が問題となり、国から極めて保守色の強い出版社（育鵬社版）というのが、教科書を使うように指導されておりますが、この問題は今後必ずといっていいほど、各地区教育委員会で取り扱うべき大きな課題になると考えております。そこで、国が今行っている指導について、どのような見解をお持ちか伺います。

この混乱を踏まえ、県内市町村に県教育庁より、教科書採択地区の構成について意見を求められたと思いますが、どのような内容であったのか、またそのことに対して、中城村教育委員会はどのような回答をしたのか伺います。ややもすると、村が現在進めている琉球歴史の授業の取り組みにおいても、国より制約される可能性も否定できないと思いますが、もしそのような状況、例えば作成した教科書の内容が国の指導要綱にそぐわないなどの指導が入った場合、それが生じた場合、対応をどのように考えているのか。以上なんです。先ほど金城 章議員からもいろんな質問の中で重複するところもあると思いますが、教育長におかれましては、矢継ぎ早の質問になると思いますが、よろしくお願ひいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、防災計画については、ともに総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の、国の教育委員会改革について及び大枠3番、八重山教科書問題に関連いたしましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、ご質問の大枠2のほうに村長の見解が問われておりますので、首長が教育長を任命し、行政の権限と責任を集中されることが

提言されていますが、どうですかというご質問ですが、私の見解といたしましては、中央行政の権限と責任を明確にするためには、地域の民意を代表するその首長が教育行政に連帯して責任を負うということをするための体制にするための提言と解釈をしております。そういう意味では、言葉は悪いんですけども、丸投げをして教育委員会に任せっきりではありませんよという提言ではないかなという解釈をさせていただいております。

もう1つの御質問、独立性についての御質問でございますけれども、大枠2番の になります。そのことにつきましても、教育委員会の制度は、戦後一貫して教育の政治的中立性といえますか、それを一貫して継続させて、安定性を確保するためにやっているものと理解をしております。新たな中央行政改革の体制においても政治的中立性は引き続き重要だという認識で今後もやっていきたいなと、そう解釈して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは防災計画についての御質問にお答えしていきたいと思えます。

の津波における一時避難施設としての使用に関する協定の締結についてですが、津波発生時に、津波が発生し、または発生するおそれがある場合、一時避難施設として使用する協定内容となっております。この使用期間については強い地震を感じたときから、津波の警報が発表され、解除されるまでということで協定書の締結を行っております。

の、ほかにも一時避難場所としての協力すべき企業があるんじゃないかというご質問ですが、この件については去った3月の定例議会でも徳正議員からご質問を受けております。その回答といたしまして、津覇自治会、それからコカコーラボトリング株式会社中部営業所と事前

協議中であるということをお答えしております。その経過をお答えいたします。コカコーラボトリング株式会社とは、まだ締結には至っておりません。津覇自治会とは協定書は締結済みでございますが、避難道路の整備が、今年、平成25年度予定されております。この整備が終わり次第、締結セレモニーのほうも考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣徳正議員の質問にお答えします。

大枠2の については、教育長が地方教育団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置、充実など教育行政部局の体制を強化するための提言だと思っております。

について、政治的中立性を確保するため、教育長が、教育の基本方針や教育内容にかかわる事項を決定する際には教育委員会で審議できる措置を講ずる提言になっておりますので、政治的中立は保たれると思っております。

大枠3の 、 については、私のほうでお答えさせていただきます。 については主幹から答えさせます。

大枠3の 国が今行っている指導について混乱が起きないように法律の整合性を図るのが望ましいと考えております。理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条には、教科書の採択の権限は学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあると定められております。一方、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条では、教科用図書の採択は当該都道府県の教育委員会が種目ごとに一種の教科用図書について行うものと定められております。

について、平成23年度教科書採択についてですが、アンケート方式になっておりまして、マル・バツ式で全教育長が回答しております。

採択地区において、充実した調査研究が行われましたか＝。県教育委員会が作成した調査・研究を行うための資料は活用しましたか＝。教科書選定委員会のメンバーに保護者が参画しましたか＝×。教科書展示会に保護者や教員等が足を運びやすい工夫をしましたか＝。採択結果や採択理由など、情報の公表に努めましたか＝。採択地区協議会規約に市町村教育委員会の採択が異なった場合の最終的な合意形成の方法が定められています＝×。採択地区の適正規模化について、現在、貴採択地区の構成を見直す必要があると考えています＝。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣徳正議員 大枠3の ややもすると、村が現在進めている琉球歴史の事業の取り組みにおいても、国より制約される可能性も否定できないと思うが、もしそのような状況、例えば作成した教科書の内容が国の指導要領にそぐわない等の指導が生じた場合、対応をどのように考えるかという件ですが、現在進めているプロジェクト「護佐丸・中城城跡をとおして中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト」では、教科書ではなくて教材作成に当たります。検定に関しての指導はないと、この副教材の使用に関しては当該委員会、つまり本村教育委員会に各学校が使用許可を求めてくると、県のほうはそれが適切であるかという確認をするというところのチェックになるかと思います。万が一、本当に万が一そういうことが認められないということになった場合には、総合的な学習等でも地域の文化・歴史を学ぶという課題の設定もございます。そういう現在ある教科の中に位置づけたり、それから各教科をまたいで、横断的な学習といいますが、単元をつかって各教科で進めていくということも考えられます。ですので、つくられた教材が無駄に

なるということはないかと考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思いますが、まず、防災計画なんです、これも先ほど言われたように、私も3月議会の中で取り上げさせていただいたんですが、ちょっと気になることが、コカ・コーラさんと、まだその提携の話が進んでないということなんです、その理由が何かを伺いたいのですが、その件に関して、なぜ進んでないのかという。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 コカ・コーラさんとは、中城営業所の副所長と本社の総務課長との協議をしております。その中で、協議内容についてはオリックスさんとの契約書と全く一緒に、協議を進めております。その中で契約書の1項目ごとに、やりとりをしているんですが、内容について、細かい内容の検討が今、検討中ということになっております。以上でございます。

契約をしないということではないです。前向きに検討するという回答を得ているんですが、この中身の精査という形で、今進んでいます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 何か、その項目の中がその企業側にとってちょっと引っかかるところがあるというふうな解釈でよろしいですか。そうでしたら、このゴルフ場さんと全く一緒じゃなくても、その企業、企業に対応したような提携ができるんじゃないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの御質問なんですが、ゴルフ場との契約についても、皆さん新聞等でごらんになっているとおりなんですが、いろいろカートの利用とか、カートを利用して要援護者の避難と搬送とか、それから人が人の搬送とか、そういうのも利用できますよという

ことで受けています。オリックスさんとしては災害時にはゴルフ場自体が閉まるし、災害時は施設を全部使ってよいという考え方として、事前協議の中からそういう考え方で進められています。カートの利用とか、施設の受け入れ、避難するだけの施設じゃなくて、災害時にはクラブハウスも使ってよいというふうな感覚で、進められています。今コカ・コーラさんが懸念している部分はその辺じゃないかなというふうに思って、事故が起きた場合にどうなるのかとか、一時避難中の事故が起こった場合、どうなるのかとか、そういう細かい部分での調整中であるということ。契約書の内容にもあるんですが、この一時避難場所でのけがとか、そういう部分については一切責任を負いませんというのは協定書の内容にも入っています。そういう部分での、細かい調整を今進められているということでありませう。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それは当然だと思えます。いかなる場合によっても、やっぱりこういうことを受け入れるということはどうしても責任というのが問われてくるという、それは企業サイドとしては当然だと思うんです。コカ・コーラさんにしてみれば、後ろ向きではない、前向きだという話でしたら、ぜひその辺の調整をしっかりといただいて、多分、そのときは幾ら施設があっても十分と言えることはないと思うんです、そういう災害が起こった場合には、多分、その津波対応の施設になると思うんですが、津波発生時の対応になると思うんですが、ぜひ、そういうところの施設の確保は早目にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、これに関連してなんです、今、企業さんのほうで、例えばその避難した場合のその避難場所の食料だとか飲料水などの備蓄について、その辺の企業側との協力体制がちょっと

気になっているんですが、食料など、大体目安として72時間分の確保というのがあるみたいなんです、その辺企業側との協議とかそういう話し合いの場は持たれました、そのあたり。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 避難時の食料、飲料水の確保については、まだこれからということになります。平成23年度から備蓄食料についての予算化をしております。その中で、この備蓄についての基準と申しますか、人口の20%の3食分という形で防災計画の中で定められていきます。そういうことで、3,600食、人口1万8,000ですから、3,600食ぐらいを備蓄しなければならないということがございます。今の段階では、そこまでいっていないんですが、これからこの防災の部分については広域的な協定も出てきます。中城であれば両町村とか、中部を全域とした協定とか、もっと広がると九州地区の協定とか、災害時の場合はそういう協定が出てきますので、そういうことでほかの市町村からの連携等もあり、その辺の食料供給等もあるというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 この備蓄に関しては、とても悩ましい問題だと思うんですね、それだけのものを本当に確保できるかといえば、なかなか財政面でも難儀なところもあると思うんで、今、言われたように広域的にあとはやっていくのか、そういうふうになってくるんですが、やっぱり、村内のこと、村のことをまず第一に考えてそういう対策も講じていったほうがよいのではないかと考えております。基本的には個人、それぞれがそういうのは備えるべきだというのが基本だと思うんですね、私たちも含めて、いろんなグッズがありますので、そういうのを各家庭に備蓄しておくというのがまず基本だと思いますね。個人でやるのもまた、それで、公

は公でなすべきことがあると思うんで、ぜひその辺はしっかりとやっていただきたいと思います。例えば、この備蓄に関してなんですけど、一括交付金でそういうのを対応していくような、検討はできると思いますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 今、一括交付金の内容になりますが、今のところ一括交付金での対応が考えられておりません。一括交付金は沖縄の特殊事情という形になってくると思いますので、その辺がネックになると思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 そういうことだと思うんです。作文的なもので、もしかしたらクリアできるところがあるかと思しますので、ぜひその辺、行政のほうも勉強していただいて、そういうふうに、できるんでしたら使っていただきたいと思います。

大枠2番のほうからまた質問していきたいんですが、先ほど村長、教育長、答弁していただいたんですが、独立性ということについては、両首長、教育長との問題はないんじゃないかと、独立性的なもので、それが崩されることはないという認識をお持ちだということだったのですが、その教育委員会に対する首長の権限が大きくなっていくということに関しては、村長のほうは教育委員会の中の透明性だとかを明確にするというふうな方向性からしても、もっともっと提言できるような立場でもあってもいいんじゃないかというお話だったんですが、それは一方的にやるんじゃないかと、全体を含めて一緒にやっていこうというふうな思いがあるということだったんですが、教育長、すみません、そのことに関して個人的に、教育長になられたばかりで申しわけないんですが、そのことに関して教育委員会の長としてどういうふうに思われるか、お気持ちを、書かれたものではなくて、お気持ちを聞かせていただければ。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

中立性については、村長の答弁にもあったとおり、また私も答弁しましたけれども、十分提言があったものを保たれると、またそれを守っていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それは先ほどの答弁の中にあったんですけども、行政のトップがその教育委員会に対しての権限を強めていく、そういうふうなことの例えば関与に関しては。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 この市町村長が、提言の中では教育長を任命するということになっておりまして、教育委員会の中では教育委員長を中心に審議がなされていきますので、直接、首長村長から、提言はあったにしても審議に加わることはできませんので、教育委員会としては中立性が十分保たれると考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、おっしゃられたとおり、教育委員会制度という中で、やっぱり教育長はどうしてもあくまでも事務局のトップであって、行政の。教育委員会の中には、教育委員長という、またもう1つの肩書の方がおられますので、実際問題、その教育委員長のほうの縛りのとこになってくるんじゃないかなというふうに、私も認識はしているんですが、それは国の法的なのが入ってきますので、多分に。それほど議論してもどうのこうのと深めることではないのかなというあれもあるのですが、ちょっと危惧されるところが十分にありまして、ぜひその辺のことでちょっと、皆さんのお考えを聞きたいということで、今回質問させていただいたんです。そういうことからしても先ほど、主幹のほうにも、その中でもこの、すみません、ちょっと質問を変えます。

先ほど言ったように、県の教育庁の教科書採

択地区の構成についての意見を求めるということだったんですが、先ほどちょっとお答えいただいたんですが、この資料の提供は可能ですかね。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 議員の質問は、協議会の規約の提供ということでしょうか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時18分）

~~~~~

再開（11時18分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 後日、提供いたします。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 よろしくお願ひします。

それと、大枠3の で、教育主事のほうからちょっと答弁いただいたんですが、私もこれ質問の中で、あくまでもこれ仮定ということで質問しているんですが、そういうことが起こったらということですが、まだ起こっていない事項ではあるんですが、お答えいただきまして、申しわけございません。ありがとうございました。

今のように、先ほど金城 章議員よりもあったんですが、この教科用図書というのと、教材というのは全く別物でございまして、教材の中でそういうふうにあつていくのに、国からどうのこうのという制約は多分来ないと思います。来ないは思うんですが、どうしても今の政治の何か方向性からしたら、ちょっと懸念されることが多々ありますものですから、もしそういうことが起こったらということで、仮定の中で質問させていただきまして。ありがとうございました。

今回、この2から3の質問事項は、最近の国による教育現場への指導方法が余りにも高圧的で、おかしいというふうに私は感じておりました、八重山地区のおける教科書問題にしても地

方教育行政と、教科書の無償措置法の整合性が、先ほど教育長も話されておったのですが、その整合性などの法の不整備が生じている問題に関しては、何か知らん顔して、国の考えに反する部分に関しては、法に定める教科書の無償提供さえ行われていないというのが現状だと思います。また、この国の政府は、この国をどのように教育したいのか、今に始まったことではないんですが、国旗国歌法にしても、その制度にあらがい、一体、何人の教職員が職場を追われ去っていったのかということなんです。法律の法制、制度制定によって、国旗を日の丸、また国家を君が代と定められたことで、それは仕方ないことではあるんですが、それでよしとする人も、それはそれ以上でもなければ、それ以下でもないと思います。問題は、それによって、個人の思想だとか信条までもが否定され、懲罰までも与えられる現実がこの国にはあるということです。国旗を掲げたければ掲げればよいのですし、君が代を歌いたければ歌えばいいのですし、歌う者をよしとして、歌わない者は悪とする、このような国の統制、権限は決して許してはいけないと思っております。物言わぬ民は滅びるのごとく、そのまま何も言わなければ、いつか来た道にまた進むことになりかねません。ややもすると、既にもう歩み始めているのではないかという感じまでいたします。

先日、私は糸満市の平和祈念資料館で、戦前使われていた教科書の展示があるということで、行ってまいりましたが、日本の国は、日本は神の国である、天皇は有史以来の日本の神である、国のために命をささげれば靖国神社に英霊として祭られる、などなど、その教科書に書かれた文面はもう、まさに今の政府が押し進めようとしている国のあり方と何ら変わらないものと思って、大きな不安を感じてきました。この国がもし、またあのような悲惨な時代へこの国を導こうとしているらしたら、私たちは声を上

げて国に訴えなければならぬと思っております。そのことからしても、特に子供たちのためにも教育に携わる、今の教育委員会ですとか、現場の教師ですとか、行政、地方行政のトップが確固とした信念をお持ちになって、平和行政を敢行していただきたいと思っております。村長、教育長、いま一度、その思いをお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん、今議員がおっしゃったことについては、私の頭の中、体の中と申しますか、中心の部分には当然、だれもがそうだと思いますけれども、平和を願う気持ちというのは当たり前であります。今、おっしゃるような、多少誤解を招くような、確かに事柄が起こっているような気もいたします。我々はそれに向かって、もちろん過去の歴史、負の遺産と言いますが、そういうことが起こらないようなもので、導いていこうとは思っています。思いは一緒だと思います。これは、ほとんどの国民、そうだと思いますし、平和を願わない人はいないと信じておりますし、それを信じてまた頑張っていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

沖縄戦で悲惨な戦闘がありました沖縄県であります。平和教育については私たちも重要視して、小学校、幼稚園からです、幼稚園、小学校、中学校で特設授業等を行っております、教育委員会としても平和教育の推進に邁進してまいりたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 平和を願う思いは世界共通であります。力強く思います。これで私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時25分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。昼御飯後で、少し眠くなる時間帯ですが、おつき合いのほどよろしくお願ひいたします。それでは、3番 新垣博正、質問通告書に従いまして一般質問を行います。

大卒の1番、平和行政・教育の推進について。

村内戦争遺跡の文化財指定について。村内には161.8高地や津覇トーチカ、津覇小学校のピロウなど幾つかの戦争遺跡が現存しております。それらは次世代へ伝える戦争の歴史的記憶及び記録として貴重な存在であり、戦争遺跡文化財として保存する必要性を訴えてきました。前教育長も保存に向けて取り組む旨の答弁をしました。その後の引き継ぎ状況をお伺ひいたします。「地域の沖縄戦」教材化への取り組み状況を伺ひます。副読本を作成、手記、日記等の体験記録の音声化、紙芝居のデジタル化を考えていきたいとの答弁がありましたが、進捗状況を伺ひます。

大卒の2番、認可外保育園への防音対策について。

普天間飛行場周辺整備事業により、本村小中学校へは防音工事が施されていますが、認可外保育園は対象とされておりません。健やかな保育環境を整える上からも公立学校並みに整備する必要があると考えるが、早急な実態調査を行い、関係機関へ要請する考えはないか所見を伺ひます。

大卒の3番、ハートライフ病院の騒音等について。

ハートライフ病院の屋上に設置している空

調室外機からの騒音を再三指摘してきましたが、全く改善されてなく5月ごろから再発しています。改善までの経緯の説明を求めます。また、保健所の立ち会いも求めたいと考えるが、当局の所見をお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の平和行政・教育の推進については教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、認可外保育園への防音対策については、詳細につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、この件につきましては、中部市町村会の中でも取り上げられておりまして、中部市町村会としてこの認可保育園と、認可外保育園の違い、これ保育の平等性に欠けるという観点から同じように防音工事を施してほしいということで要請をやっていくことになっておりますし、また、1つはもう要請は終わっておりますし、これからもそれを続けていきたいと思っております。当然、本村においてもこれは看過できるものではございませんので、一緒になって要請をしていきたいなと思っております。詳細につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番のハートライフ病院の騒音等につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の については生涯学習課長から答えさせていただきます。 は主幹から答えさせていただきます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

大枠1番の 村内の戦争遺跡の文化財指定についてでございますけれども、津覇のトーチカ、161.8高地陣地、津覇の小学校のピロウの木は戦争の歴史的記憶として保存していくべきだと考えております。津覇トーチカは、津覇のテラと同一場所であり、161.8高地陣地も奥間集落の発祥地であるキシマコノ獄と同一の場所に存在しております。そのようなことから津覇のテラとトーチカを一緒に、キシマコノ獄と161.8高地陣地と一緒に村指定史跡として指定していく予定でございます。津覇小学校のピロウの木につきましては、学校のシンボルとして位置づけして保存したほうがよいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣博正議員の大枠1、 に対してです。

「地域の沖縄戦」教材化への取り組み、まず、副読本のほうですが、こちらのほうは今、歴史の文化、歴史プロジェクトが進んでいますので、その後に進めると。その理由は、教材化する場合には先生方の手をかりないといけないということで、今進めているプロジェクトと並行が厳しいということで、その後に進めることにしております。そのことは琉球大学教育学部との連携協定の打ち合わせの中でも副読本の作成に関して協力依頼をしております。続きまして、手記、日記等の体験記録の音声化に関してなんですが、生涯学習課の文化係と確認をしながら進めていきますが、今取材が14件中、音声化してデジタル化しているのが8名ということで、ただそのまま教材として使えるかということになると、まだ検討が必要かなという部分がございます。以上が進捗状況です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは新垣博正議員の認可外保育園の防音対策についてお答えさせ

ていただきます。

村長からもありましたように、今、中部地区の市町村会で今要請ということになっております。防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の中では、社会福祉法に該当する児童施設のみが該当するわけでありまして、そこら辺の部分をやっぱり追加させていかなければならぬと思います。今後ともやっぱり首長たちを中心に地域を挙げて要請するべきだと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 新垣博正議員の大
梓3の について答弁させていただきます。

ハートライフ病院からの騒音については、去った12月の議会でも質問がありましたが、ハートライフ病院のほうでは、指摘のあった空調室外機については2月21日に修繕を行いました。3月に村のほうに報告もございました。現在、騒音の原因となった空調室外機2号機も含めてですが、空調機の、空調の室外機は午後11時から午前8時まで、現在は停止状態になっております。病院ではその時間帯をチラー冷凍機というもので、氷をつくりまして、それを利用して病院内の温度を調整しているというふうな報告がございました。今このチラー冷凍機ですけども、この冷凍機の室外機が去った点検で故障音が若干見られたということで6月5日は、その室外機も停止をしております。そこで修繕をしておりますので、その修繕した経緯をまた見て、継続して見てみたいというふうに思っております。それから、保健所の立ち会いについては、その病院側の対応も見ながら、必要であれば要請していきたいというふうに思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは詳細の質問に移らせていただきます。

まず、順を追って、平和行政・教育の推進に

ついて、私が確認したいのは、村内のこの戦争遺跡というのが私の質問の主語でありまして、歴史的文化財としての指定とは若干、切り離して考えていただきたいなと思っています。この戦争遺跡というような名称を使つての文化財として指定していく考えなのかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

戦争遺跡として指定していくかということでもありますけれども、今、村の条例とかには戦争遺跡ということはないと思います。諸条の文化財指定の中にも同じ敷地であれば、そこまで含まれて、看板等でそういった皆さんに周知することは可能だと考えて、今のところ文化財指定として指定していこうと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これ教育長にもお伺いしたいと思いますが、私はこれ非常に大切な戦争の歴史ということを知る上では、ぜひ、戦争遺跡という文化財として指定してほしいという思いでせんだって質問しましたし、今もその思いで質問をしています。全国的にも原爆ドームでありますとか、いわゆる負の遺産という言葉がよく使われますが、そのようにしてしっかりと歴史の記憶、記録というのを残していくということは大切なことだと思います。特に地方自治体の行政としては、こういった身近にある戦争遺跡を残していかないと後世に伝える形のもがなくなっていく、そして人間は寿命が有限ですので、いつか戦争経験者は亡くなられていく、でもものとして残っているものは人工的に破壊しない限りは何とか残せるだろうと。しかもそれを大切に保存していくという思いがあれば、きちんと後世に伝えられていって、この場所で何があったかということがしっかりと引

き継がれていくという思いがあります。教育長としての思いも私は聞きたいなと思っていますので、答弁お願いいたします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

戦争遺跡として大変大切なものだと考えております。この条例との関係もありますので、村と協議の上、検討させていただきたいと。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 条例もある意味では人間がつくっていくものですから、それにそぐわない部分があれば制定していくなり、改定していくなりという手続をとって、保存に向けて取り組んでもらいたいと思います。ましてや、今、戦前のこうした遺構とか遺跡、遺物というのは、もう残り少ないんですよ。ほとんどが戦後に破壊されたりしていつていますので、ぜひ、こういった現存するものというのは残していただきたいと思います。この161.8高地、村史の中でも、前にも私は紹介しましたが、沖縄戦の歴史の中で嘉数高地の高台よりも、さらに3日さかのぼって、日米の正規軍が戦闘を交えたという戦いが繰り広げられた場所であります。そして、中城村民も多く動員されて、陣地構築にかり出された、特に奥間の自治会からは材木が供用されたし、また地雷を埋めるための作業にもかり出されたという記録が残されております。そういった意味かおいて、形として今、コンクリートとして当時のままを残している、そして鉄筋のない時代に、骨組みにはあの軽便鉄道のレールを用いてつくられたというようなことからしても、これは後世にしっかりと平和教育で伝えていく必要がある遺跡だと私は思っております。津覇のトーチカにしてもコンクリートのトーチカとしてつくられております。戦争の当時は、どのように使われたかは記録がないようですが、多分に津覇国民学校に駐屯してい

た第12大隊の賀谷与吉隊長を中心とする、あの賀谷支隊のほうがつくっていったんじゃないかなと私は、歴史の本から見ると大体そういうふうな予測はつけるんですが、正確な記録がないということもありまして、その辺は今後の課題だなと思っております。そして津覇小学校のピロウについても、戦争で傷ついていながら今日まで生きながらえてきて、今年の台風でも傷つきましたが、何とか形として生きている、それらも保存していくというのは大切なことだと思いますし、戦争の記憶、記録というのをしっかりと残していくという意味では、通常の文化財とは私は異なる見地からお話をしていきたいと思っておりますので、この辺を教育委員会の中でもしっかりと検討をされるようお願いいたします。

そしてもう1つです、これには書いてありませんでしたが、伊集の54番地の粟石のヒンプンの移設保存計画の進捗についてお伺いいたします。これも戦前からの屋敷の中に残っていたヒンプンが今日まで残っております。銃弾の痕が両面に残っているというのは非常に記録としては大切なものではないかなと思っておりますので、この移設保存をしていきたいということで、水面下で私も含めてお話をして地主さんとの交渉もほぼ合意に達しているということも伺っておりますので、今後の移設保存計画について、お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

伊集のヒンプンの件につきましては、私も早速、現場に行ってみて来ています。担当も含めて行って来て、今、業者からの見積もりも上がってきております。それで今、生涯学習課のまだ考えではあるんですけども、歴史資料館を建設したときに、その敷地内にモニュメントとして置いたほうがいいんじゃないかということ

で今、話をしているところであります。今、これは個人の所有でありますので、口頭では今、大丈夫だということがありますがけれども、次、書面でもってそのもらい受けるのか、そこをちゃんとしてから、また財政と相談して、とりあえずは、吉の浦の敷地内に置くのか、また図書館ができてからということによって遅いのかなと思いますので、その辺は置き場所を検討していきたいと考えているところであります。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 前向きに取り組んでいくことを認めていきたいと思っておりますので、しっかりと保存して後世に伝えるようなモニュメントにしていきたいと思っております。

の「地域の沖縄戦」の教材化についてであります。遅れ、遅れながら何とか取り組んではいるようですので、しっかりとこれも後世に伝えるために記録として残していただきたい。もう一つ、やはり村史の中でも抜け落ちた部分、あるいはまた、宿題として与えられている部分がたくさんあります。やっぱり歴史の中でもっと調べていかなければ本来の中城の戦争体験の部分というのは足りないんじゃないかなというふうに思っております。その辺からしても追補版といいますか、そういったものも取り組みが今後必要になってくるんじゃないかなと思っております。ぜひ、できたら経験者が元気なうちに取材もしてやっていただきたいなと思っておりますが、今タイムスケジュール的にこの辺は厳しいのかなどなのか確認したいと思っております。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

実際には取材記録というのは、生涯学習課文化係のほうをやっています、取材してきたものが教材化できるかと、また、その方がまた語

り部としてできるのか、その聞き取ったものがまた公表できるのかということも含めて、いろんな点で検討が必要だということで、ちょっと調整しながら進めているというのが現状です。

もう一つ、今進めているプロジェクトのかかわりで、やっぱりもう少し時間がかかっている問題かなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 与那原町とか南風原町のほう、聞いていますと、いろんな外部の有識者でありますとか、あるいは有識者じゃなくても若い世代を登用して編集委員に持ってきて取材を繰り広げながら、今、悪戦苦闘しながら取り組んでいるということも伺いました。特に20代で南風原町なんかはその記念誌を発刊するための委員が過半数を占めているということも伺いました。なぜか、やはり後世に伝えていくということをするのが大切だという認識に基づいて若い世代を登用していくという、それらも含めて、先進地にならって、この歴史的記録・記憶というのを残していけるように取り組んでいただきたいということを要望しまして次の質問に移らせていただきます。

認可外保育園の防音対策については、村長の答弁ありましたように中部の市町村会でも問題として取り上げられて、取り組んでいくという答弁がありました。まさにそのとおりだと思いますし、私たちもこの辺は見落としていたなという反省もあります。それでもう一つ伺いますが、せんだっての報道のほうでもオスプレイの想定を越す騒音という記事の中で、教室の防音効果が十分にきかないというような、普天間第二小学校の調査でわかっているようであります。軽減が、本来だったら建物内部の騒音が、差が35デシベル以下に落としていくというのが本来ですが、20デシベルとか25デシベルしか低減されてないという調査結果が上がっております。特に本村の津覇小学校とか南小学校あたりには

よくオスプレイの飛行も見受けられます。特に最近はこの約束事も守られていないで、ヘリモードあるいは変換モードで飛ぶ様子も確認されております。そういうふうにして、そしてまた騒音というのはあくまでも耳で聞こえる騒音だけではなくて、いわゆる低周波音というような騒音も問題視されておりますね、そのように防音効果が、今ある小学校の中でも実際に効果が出ているか出ていないかということ进行调查する必要がありますんじゃないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

オスプレイの件に関しては、南小学校の校長先生に確認はしたんですが、特に今、夏場でクーラーつけて授業をやっていますので、うるさいということではないということで報告は受けています。具体的にじゃあ、いつ、どの時間、何時ごろ飛んでいるかという部分も、依頼はしてあるんですが、まだそれは上がってはきておりません。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 今後、こういった点も踏まえて注視していただきたいということをお願いいたします。

それでは次の最後の質問です。ハートライフ病院の件ですが、以前にもハートライフ病院、私も当時、立ち会いしましてこの2号機の騒音が確認されたということは12月の議会でも質問しましたが、まだやはりほかの室外機も正常ではないんじゃないかなというふうに感じております。今朝も実は音は鳴っておりました。先ほどの飛行機の爆音とはちょっと比べるのはあれですが、でも長時間同じようなモーター音が鳴り響いているというのは人間にとっては非常に不快な環境でありますので、ぜひ、このすべてにおいて空調の点検をしていただきたい、そしてこれがもう限界値なのかどうなのかも含めて

確認して報告していただきたいと思いますが、この辺についてお願いいたします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

このハートライフからの騒音については、直接ハートライフ病院の総務課長そしてこの機械を担当する係と直接会いまして、お話しいたしました。やはり機械を担当する者は、やっぱり室外機というものはどうしても音が出るものではありますけれども、人によっては、個人によっては不快な思いもするというので、ぜひ、そういう情報は連絡くださいというふうなことでしたので、そういうことであればまた要請したいというように思います。それから、その限界値も、それで限界なのかということも再度に確認したいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 しっかりお願いいたします。私がこの質問をした後に、議会だよりも掲載させていただきましたら、やはり私だけではなくて、ほかにもそのうるささに不快を感じていたということで、無記名ではがきが私のほうに届いておりました。そういったことで、特に早朝とか夜間になるとやっぱり人間としては非常に不快感を感じるというのはぜひ改善してもらいたいなと思いますので、その辺しっかりと同院にも伝えて、音のないような状態に持っていけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

続いて12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 こんにちは、12番 宮城治邦でございます。通告書に基づき一般質問を行います。

まず1点目に、吉の浦火力発電所建設に伴う電磁波及び低周波振動問題等について。

発電所立地地元、久場ですね、久場において小児白血病、小児がんと電磁波の関係及び低周波音による人体への影響を心配しております。電磁波、低周波音の認識について伺います。

吉の浦火力発電所1号機、2号機（出力が合計で50.2キロワット）が5月23日に営業運転されました。発電所周辺における電磁波の実態測定の話はあるか伺います。電磁波からの健康影響についての認識を伺います。世界保健機構（WHO）の環境保健基準値を伺います。過去の電磁波測定の結果、WHOの環境保健基準値を超える測定値が測定されているが、どのような対策が必要か伺います。発電所から発生する諸問題等の影響を一番受けやすい地域を伺います。平成14年、15年に吉の浦火力発電所誘致建設に伴い、先進地を視察されていると思いますが、周辺住民に対し、どのような環境対策が行われているか伺います。電磁波及び低周波振動等の諸問題について、具体的な対策はあるか伺います。

次、2点目に導流堤排水路の維持管理について。

平成22年11月5日に泊・久場自治会連名で導流堤排水路の抜本的な改善について、県中部福祉保健所に要請を行っているが、中城村に確認はあったか伺います。県港湾課と維持管理の改善についてどのようなことが協議されているか伺います。導流堤排水路内は土砂の堆積及び粗大ごみ等が不法投棄され、排水がよどみ、環境を悪くしています。改善実施計画はあるか伺います。以上、簡潔な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、吉の浦火力発電所建設に伴う電磁波及び低周波振動等につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の導流堤排水路の維持管理につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、宮城治邦議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、は関連しますので、まとめて答弁させていただきますと思っております。電磁波が健康に影響があるとも言われておりますが、疫学調査の中には、電磁界と小児白血病やがんなどの疾病に一部関連、因果関係を示す研究が発表されておりますが、世界保健機構（WHO）や通産省などは症例数が少なく精度が低い、他の研究結果と一貫性がない、同様の研究で結果が異なる、他の因果が十分検討されていないなど、多くの問題があることを指摘し、関連は結論できないとしているところであります。低周波音の影響は不快感や圧迫感などの人への影響、心身に係る影響等、窓や戸の揺れ、がたつきなどの建具などへの被害等の、物的影響があると言われております。

吉の浦火力発電所1号機、2号機の出力、50.2キロワットが5月23日に営業運転されましたが、発電所周辺における電磁波測定の話はあるかについてですが、平成24年6月7日、余剰ガス燃焼装置のふぐあい状況の住民説明会にも、説明が電力からあったとおり、沖縄電力は平成25年7月に住民立ち会いのもとで実施を予定しているということでもあります。

世界保健機構（WHO）の環境保健基準値についてですが、500マイクロテスラでございます。

過去の電磁波測定の結果、WHOの環境保健の基準値を超えている測定値が測定されているが、どのような対策が必要かということですが、世界保健機構（WHO）の環境基準値は

500マイクロテスラであります。環境保健基準を超える測定値があれば、調査し、その原因究明を行うため、沖縄電力と調整をしていきたいと考えております。

発電所から発生する諸問題等の影響を一番受けやすい地域を伺いますということですが、発電所から発生する諸問題については、どのような問題が想定されるか、現在のところ難しいところですが、地元三者連合会で話し合わなければならないと考えております。また、グランドフレアふぐいあいの問題の場合において、最も影響を受けたのは久場と泊の地域でありました。

平成14年、15年に吉の浦火力発電所誘致建設に伴い先進地視察をされていると思いますが、住民に対してどのような対策が行われてきたかということですが、平成24年の第8回定例会でも答弁したとおりでございますが、平成15年8月に72名、新大分発電所、新小倉発電所及び所在自治体の視察をしてきております。両発電所とも埋め立てによる工業地帯で、住宅までの最短距離が1キロメートル以上離れていると、発電所構内周辺には広範囲の緑地対策が講じられているということであります。

電磁波及び低周波振動等の諸問題について具体的な対策はあるかということですが、沖縄電力吉の浦発電所からの電磁波及び低周波振動等の諸問題については県内の既存発電所、牧港、金武、具志川等の状況を調査し、また専門家の意見も聞いて、想定を含めて沖縄電力及び地域住民、村と検討しなければならないと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは宮城治邦議員の大梓2の について答弁させていただきます。

中城村に確認はあったかとの御質問ですがけれども、県の中部保健所からの確認はございませ

んでした。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では宮城治邦議員の大梓、導流堤排水路の維持管理の から について答弁させていただきます。

について、今年の1月に埋立地背部の水路についての維持管理は電力の義務ではないということをお聞きされました。それを受けて、今まで県港湾課、村、沖縄電力との協議していたのに、村には何の連絡もなく1月16日に県港湾課の管理班長に事実確認のために協議した結果、去年の7月31日に県港湾課(甲)として、沖縄電力(株)を(乙)として確認書を締結していました。その内容としては、確認書の内容は(乙)沖縄電力に水路の管理義務及びしゅんせつ義務がないことを確認するとなっていました。今まで村との協議が何だったのか疑問であり、改めて課長の面会を要望し、1月23日に県港湾課長、班長、中城村役場、沖縄電力で協議を行い背後地は公有水面であり、県港湾課の管理で行うことを確認しました。

について、粗大ごみの不法投棄に関しては、村内至るところで問題となっておりますので、住民生活課と連携をとりながら、解決を図ってまいります。また、排水路のよどみについては、現場確認をしています。来週、県港湾課の現場視察がありますので、早急に改善を図るよう要望をお願いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま答弁をいただきましたが、それでは詳細について順を追って質問をしていきたいと思っております。

まずは1点目の件について、平成24年5月3日に発生した低周波振動問題で周辺住民に被害をもたらしたが、その後、どのように問題解決の対策改善が行われてきたか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

対策として、沖縄電力は住民説明会や健康被害調査の実施、そして対策、また施設の改善による恒久対策を図っております。現在、恒久対策としてグランドフレア増設工事を建設中であり、8月に完成予定でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 低周波振動により、物的、心理的、生理的影響で被害を受けられた件数は何件で、沖縄電力はどのような対応と処理をしてきたか、その報告と内容について伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

低周波振動問題で被害等を受けられた住宅は、大小、さらに個人差等々さまざまであります。国道沿いの多くの住宅で何らかの被害が確認されております。多くの苦情も寄せられております。特に健康被害の相談等を行った件数は2件と報告を受けておりますが、相談内容とその対応については電力側から個人情報ということで報告は受けておりません。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 私もいろいろ聞いてはいるんですが、その具体的な、もちろん個人名は言っちゃいかんですよ、これはプライバシーの問題もあるし。しかし、この実際、被害というものがあつたわけですね、その件数について、金額はいいです、住宅が何件とあるいはこれも言ってもいいじゃないですか、実際出ているから損害賠償的なことも実際これは起きています。この辺は報告を受けておりますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

健康被害については数件、それから住宅の被害2件、苦情も数件です、損害賠償2件ということでもあります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次、いきます。去った5月19日の久場区の区民総会にて、電磁波の影響について住民から3ミリガウスから4ミリガウス以上で小児白血病や小児がんの発症率が高くなると言われていたとの意見がありましたが、当局の見解を伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁いたします。

電磁波の影響について、住民からの小児白血病や小児がんの発症率が高くなるということですが、先ほども申し上げましたとおり、世界保健機構や通産省では症例数が少ない、精度が低いということではありますが、吉の浦火力発電所は5月23日に2号機が営業運転されて、1、2号機、最大出力が夏ごろ予定されるわけですが、その時点で沖縄電力は電磁波測定を行います。その結果に基づいて住民にその結果も公表しながら、心理的不安が払拭できるように電力と一緒に対応していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の質問で非常に何か話が少しずれている感じがして、じゃあ、私からちょっと説明しましょうね。

先ほど、通告書の答弁に対してWHOは500マイクロテスラだというふうに答弁されていますけれども、これあくまでも自然界におけるガイドラインなんですね、今地域の皆さんが心配されているのは、今さっきもちょっと言いましたが、この世界保健機構WHO、新たな環境保健基準、そうした公表した数値があります、こ

れが4ミリガウスなんですね、4ミリガウスというと、0.4マイクロテスラということになります。算数勘定の勉強じゃないけれども、そういうふうになります。ですから地域の皆さんが心配になるのは、この自然界に発するガイドラインじゃなくて、人体に与える健康被害、その基準値があるんでしょうと。だから先ほど言った、自治会、地元の総会の中でも、そういう健康被害が4ミリガウス以上の場合、こういった、今言った小児白血病、小児がんの発症率が高くなるという意見なんです。これ資料を持って調べてみたんですが、小児白血病と電磁波の関係ということで、送電線などから出る電磁波について、世界保健機関（WHO）は、新たな環境保健基準を公表したと、各国での医学的調査をもとに平均3から4ミリガウス以上の磁界に日常的にさらされる子供は、もっと弱い磁界で暮らす子供に比べ、小児白血病にかかる確率が2倍程度に高まる可能性を認めたと。そこでWHOは新基準に基づき各国に予防策をとるようにと勧めたというふうにそのレポートの中で報告がされています。これから議論というのは、自然界におけるガイドラインじゃなくて、地域の住む人たちがいます。日常的にさらされる場所、そういったものに対してはその対策はすべきだよということの意味ですね、この辺ぜひ、理解をしてやりたいと思います。

次。平成24年、去年ですね7月26日、吉の浦火力発電所の1号機が運転前です。営業運転前です。測定者が沖縄電力で役場の職員並びに本村議会議員が数人で立ち会い、発電所及び送電線周辺の電磁波測定が実施をされております。発電所の営業運転開始前の測定であります。電磁波測定条件である電流が高くなれば電磁波はふえてきます。そういう意味で、そのときの条件として負荷率需要期というのも考えて測定したのか、ただ、やりなさいということで測定したのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

1号機が運転開始をした時点での電磁波測定と認識をしております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時21分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

確かに平成24年7月26日木曜日午後2時から4時まで、参加者が地域の議員、その他の議員、役場の職員、係長ですね、発電所次長を初め3名ということで立ち会いをしております。当時の状況としましては、低周波問題が5月3日に起こりまして、それから地域住民説明会を行っております。その中で低周波電磁波の測定の要請を受けまして、その時点の測定をしていると認識しております。当初の電磁波測定の計画からは2号機が営業運転をした、あと7月、夏場の7月から9月の最大負荷が、最大需要が見込める時期に再度電磁波測定をするということでしたので、今年の7月以降に、1号、2号機の最大出力のときに行う予定であります。今回の電磁波測定についてはあくまでも1号機の運転中の測定という認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今、電磁波測定するとき、電磁波の話をするということは、先ほど言ったように、人体に健康被害があるのかないのかということで質問していますよね、それ電磁波が一番ピークになる、数値が多くなる条件で何なのかと、どういう条件で数値が大きくなるか、負荷電流が大きくなる、そういうことな



んですね。そういうことで、一応今やっていて、もちろん何月も大事です。そのときの条件といたら沖縄電力にそれを確認する。負荷が何%ですかと、需要期が何%になるんですかと、割合を調べる、それだけやればもっと正確に数字が出てくる。そういう知識を皆さん持っていますかということを知っているの、今、わからなければ聞けばいいし、調べればいいし、それが地域住民あるいは村民の安心、安全につながるということ。今、電磁波問題やって、これは低周波、電磁波ですよ、何かといたら沖縄電力の周波数というのは60ヘルツです、お互い、いっぱい、テレビでもラジオでも、周波数は大きいです、何キロヘルツとか、あれ高周波数です、一般で持っている携帯電話もそう、一番影響が出るのは低周波と言われています、電磁波という、意味で聞いている、そういう認識がないと議論もしにくいわけで、次にいきます。

1回7月26日に電磁波の測定してますね、それと平成15年、全くこの発電所の影響評価調査の段階です、平成15年。そのときにも地域の声で電磁波測定しました。言ったように15年度と、去年やった7月21日、24年やったときの、このデータが測定結果が出ています。これどのようにこれ推移しているのか、これこの数値が、電磁波の数値がどう変わっているのか。当然、先ほども安全、安心と言うんですが、もちろんそれ、地域の安心、安全の観点から、これ測定結果につけて、実は庁内で、役場庁内で、どのように検討したことがあるかということが一番、お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをいたしたいと思います。

平成15年11月の測定値と、平成24年7月の測定値の比較というふうに考えております。まず、比較をしますと、賀武道線の横断場所それから

久場公民館前、久場護岸前、それから泊公民館前で、最大値で0.13マイクロテスラが増加しております。また、他の3地点では減少をしているところです。測定結果を庁舎内で検討したことはあるかということですが、今回、中間測定値としての認識であり、規制値の測定結果内にあるということで、考察程度でとどめているところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今、課長から15年と24年、比較した場合には最高値で0.3という話をされていたんだが、これデータが1.3なんですね、確認できます、1.3見えましたね。ふえている分と、減少している分が場所的にはある。だから、これ大事なのは、さっきも言ったんですが、2号機も運転して、ちょうどこれから電気、電力需要というのはピークになります、最大負荷というのは、最大需要電力というのは、大体、一般的に今までのこのデータから変えること、7月から9月、というのは電気料金の単価は上げている、7月から9月、これ今、最大のときですね。その時期を想定してやっぱり測定実施をしていくということがより正確に、そういうことがわかると、健康保険課長に、ちょっと聞きたいんだけど、そういった問題を、村の健康保険課としてどのように今認識しているのか、これ、村民の健康問題ですよ、どのように認識しているか、自分たちの今の思い入れ、どう思っているか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えいたします。

健康保険課としては、村民全体の健康を、健康管理などをしていく立場から、現在の実際の状況などは、はっきり数値的なものもわかりませんので、今後、一緒になって、もしそういう事例が出てくるのであれば、対応していきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 じゃ、いろいろ国際的にいろんな基準というか、ガイドラインがあります、参考までにちょっと話をしております。この低周波、電磁波に関するガイドラインということと、規制値です、まずガイドラインとして、国際機関のガイドラインとして、WHO、これは500マイクロテスラと、ガイドラインね。それから、国際非電離放射線防護委員会というのがありますね、そのガイドラインが83マイクロテスラです、国際的なそういった団体でも、これだけの差があります、そういう認識が大事だと、それで基準として、規制基準ですね、規制値として、日本の場合は、200マイクロテスラ、アメリカの場合州によって違うんだけど、先ほど私が一度言った4ミリガウスと言いました、基準値がね。それをテスラに換算しますから、アメリカでは大型の州で、0.4マイクロテスラ、4ミリガウスということになる。スウェーデンが0.2マイクロテスラ、2ミリガウス、それからドイツ、スイス、オーストラリアといったところは100マイクロテスラで、国際的なガイドラインないし規制値があるということは、1つの認識として持っていたきたい。そこに発電所を誘致した以上は全くそういったことはないということはいえませんが、電磁波というのは、これ自然界の電磁波なんです。例えば紫外線、可視光線、これ電磁波です、そういう意味からして、言えば、この人工電磁波というのは、今言った、この人間がつくったものから発生する電磁波ね、今、そういう低周波とか、あるいは高周波とか、こういったものを人工電磁波と言っていました。ですから、こういったことを誘致した以上は、そういった知識を持たないと、対策、対応の仕方ができない。そこで問題を受けてから、いろんなことが起きてしまったから、チャースガと言ってからでは遅いということを私は、少し気になるものですから、それは一応、参考の資料として、一応、話をし

ております。

そこで次、いきますが、そういったいろんなこの今言った、電力についてはこの測定とか、そういったものに対して、沖縄電力に頼るのじゃなくて、測定及び調査を独自で実施して、村民に安全、安心を証明する考えはないかということで、一応、答えを出してください。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

独自の測定実施ということではありますが、必要と認識をしております。住民の電磁波への不安払拭を図ることで、あれば早急に検討していきたいと思えます。独自調査になるか、委託調査になるかは、その時点での判断になると思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 こういった種ものは、本村も騒音測定とか、委託してやっていますよね、一緒ですよ、それは自分たちでその測定器を買ってやるか、あるいはコンサルに全部投げやるか、ということですね、そしたら1カ所だけでやると、どうしても住民というのは、クレー、アマーシヨウナランとか、ナインとか、いろんな話出ますよ。そういう意味合いで、一応、皆さんのどういう考え方があるかと、どういふふうに考えていますかと今、質問してるんだよね、ぜひ、そういったことを一応、二通り、三通り、いろいろ検討してほしいというように、一応お願いをしておきます。

次、村民が安心、安全、共有して住みよい村づくりを推進していくために、もう電磁波のマップも作成して村民に公表する考えはないか、また、その場合に風評被害というのが起きないか、その辺を一応伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

電磁波マップを作成して、住民に公表ということですが、やはり東北の被害、風評被害等もあったとおり、慎重にこの件に関しては検討したいと考えております。マップの作成についても検討していきたいと考えています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これから夏本番に向けて、発電所の負荷が、需要率もピークに達するかと思います。地元住民が心配されている電磁波や低周波振動問題、または発電所に必要なボイラーから発生する蒸気などによる集落への影響が考えられます、どのような対策があるか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

低周波振動問題につきましては、先ほど述べたようにランドフレアの増設、ガスバーナー取り替え等により恒久対策は8月に完了するということであります。電磁波、蒸気については沖縄電力から情報を収集し、その対策も含めて地域と電力、村含めて協議をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 答弁は間違いではないんですがね、実際、現場見た場合、もう大体2号機運転していますかね、1号、2号機がね、大体、朝です。私は事務所にいてよく見えるんですが、すごい蒸気が出ます。皆さんわかるように大気に出た場合に、風が強いと、あるいは春夏秋冬、風の向きは違いますね、そうした場合、ピーク時は夏、7月、8月。一般的に夏というのは南風ですよ、南から北に行きますね、すると今、発電所の位置からすると北はどこですか、久場集落ですよ、違いますか、そういう

ことを今一番心配出てる。蒸気が心配しているのは、蒸気は水分です。一般的に、いい天気には、洗濯物干したい、布団も干したい、そうですね。した場合、蒸気が飛んできたら、そこへ上空に来たら蒸発しますね、水滴が落ちてくる、洗濯物どうなりますか、そういったもろもろ想定するのが企業誘致なんです、後から言われるんじゃないくて、あらゆる想定する中で対策というのが必要でしょう、後で問題起きるよりは、並行して対策もしていく、これが企業誘致の基本中の基本だと思います。では、次いきます。

その吉の浦火力発電所、本格的に営業運転が開始されました。しかし一方、周辺住民は発電所及び送電線から電磁波問題や低周波振動問題と心配しておられます。これらを心配を払拭するために、具体的にどのような対策が必要と思われるか、具体的にですね、どんな対策が必要か伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁いたします。

先ほどから低周波問題については恒久対策を講じるということですが、電磁波とか蒸気についての対策については、情報を収集して、今後、沖縄電力と調整しなければならないと思っております。どのような対策が必要と思われるかということですが、一般的に工場地帯からの対策としては、緑地帯の建設がなされていたり、防音壁の設置がされていたり、電力施設については誘電性の材料で電力の建物を覆う、物理的方法が可能であるのかどうか、その辺は現在のところ対策として具体的には考えられていませんが、このようなものも今後、専門家の意見、地域連絡、村で相談をしながら対策を話し合わなければならないと、今後のことになっていきますけれども、地域も一緒になって、検討してみたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そこで通告書に掲載してある、先進地視察の件なんですけれども、皆さんの答弁、具体性がないですよ。まず大事なことは、1キロメートル離れているとか、じゃあ、こっちはどうですかと、向こう1キロメートル離れて緑地化されていたと、公園化されていると。ここは100メートル離れて何もしないということ、これが地域の対策ですかということですね。これまた聞きましょう、後から。次いきます。

そこで、関連しますけれども、その吉の浦火力発電所、想定される諸問題、居住地の生活環境保全対策として、発電所と並行して、樹木を植栽することによって景観環境が整備され、かつ、諸問題等に直接こういう間接的に対応できると思うが、これ樹木を、木を植栽していく必要があるが、所見を伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁いたします。

樹木の植栽をしていく必要があるかということですが、先ほども申し上げたとおりでございますが、住居地の生活環境保全対策として、樹木、植栽については、気温の緩和とか大気の浄化とか、四季性等の精神的な安らぎなど、住環境の環境保全の機能を果たすものと緑地効果は認識しております。そのようなことから検討はできるものと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 何かはっきりした答弁はもらえず、これは後でまたいろいろ考えていきたいと思います。

あと、発電所問題、1点目の最後でして、環境基本法は環境の保全について、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的にしています。第

7条地方公共団体の責務、第8条事業者の責務、第9条国民の責務、それぞれの責務において環境の保全に努めなければならないと考えます。吉の浦火力発電所の誘致建設は、村当局と沖縄電力の思惑で一致し、電源立地地元久場、泊区の合意形成で実現したものだと思えます。しかし、村当局は地元との環境整備保全について協定書を締結していながら吉の浦火力発電所の営業運転が開始された現在に至って、低周波振動問題での住民への被害や、電磁波に対する健康被害への不安、その他想定される諸問題等の環境保全対策が10年以上経過して皆無であり、地元には不信感があります。環境基本法は環境の保全について、村役場、沖縄電力、住民それぞれの責任について規定されているが、どのように認識をされているか伺います。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 それでは御質問にお答えいたします。

環境基本法については、村役場、沖縄電力、それから住民、それぞれの責任において規定されているが、どのように認識されているかということ御質問だということと思います。

御承知のとおり、環境基準については、大気、それから水質、土壌、それから騒音にかかわる環境上の状況について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を定めております。今言う、第7条の地方公共団体の責務、第8条事業者の責務において、県の指導のもと、沖縄電力さん、それから中城村、沖縄県で法令や条例に比べ規制等々、もしくはより強化された内容で環境保全協定が締結されております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ちょっと抽象的です。まず、今言う、行政、地方公共団体の責務として第7条ですが、ちょっと読んでみます。地方

公共団体は、基本理念にのっとり環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し及び実施するという責任があると、要するに企業誘致して発電所来たときは、環境変わりました、社会環境が変わりました、自然環境が変わりました、それに対してどのように皆さん施策を持っているか、施策をつくってきたかと、それは環境保全協定書だけじゃないですよ、その辺に、本当にそういう真剣に、そういう問題に対するこう認識を持っているかどうかと、これ大事だと思う。一応意見として言っておきます。

次じゃあ、2点目について導流堤問題ですね、ついてお尋ねします。質問書の通告1については参考までに。去った6月5日に久場・泊自治会は県の中央福祉保健所に出向いて、環境保健班の班長及び主任技師と面談し、導流堤排水路の改善要請についての対応を確認したところ、先ほど課長からも答弁ありましたけれども、2年半も対応していなかったということで、謝罪、おわびをされていましてということを一応報告しておきます。次、質問いきます。

現状のままでは、導流堤排水路内のヘドロの除去及び不法投棄の片づけ等について、抜本的に改善しない限り、定期的に清掃をやる必要があるが、どのように考えるかお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今回の質問にお答えします。

抜本的な解決としては、先ほどの答弁したとおり、県としては村も含め、沖縄電力も協力要請を行うとの協議になっていますので、連携を密にして県港湾課主導でやっていくように協議したいと思います。それと来週、県の港湾課が現場視察、班長以下、来られますので、そのときに要請をしていきたい。もしこれでも県のほうで動かなければ、村から要望書を村長名で

送っていきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次いきます。この導流堤の排水路ですね、これの久場地先の整備は不十分だと思うんですね、その現場を見られたと思うので、その改善計画があるかどうか、それとこの平成18年に、県中部福祉保健所からの三者協議会設置要請が本村に一応、要請したんだが、断られています。断っています、本村ね、当時、18年。村内の、先ほどもどなたかの質問にあったように、この排水路の流末、一応、海側にあるところ、海浜ですよ、その問題も多々あると思います、中城村は。このほとんどもう海に面していますから、そういうことからして環境問題を改善していくときに、新たに本村から三者協議会を県に申し入れるという、要請していくという、考えがあるかどうか、それを伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

導流堤の上流部のほうは、去年の12月定例会でも新垣徳正議員に答弁したとおり、上流部の整備が不十分なことは認識しています。今年、徳正議員のほうにも、今年で維持管理のほうで行っていくとのことで答弁していますので、今年で、被覆石等で、整備改善を図っていきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えします。

海浜周辺の環境問題を改善するため、三者協議会の設置を要請する考えはないかということの御質問にお答えいたします。

海浜周辺の環境については、本会議の補正予算でも上げさせてもらっていますが、県の土木サイドからの委託金も活用しながら環境の保全浄化に努めているところでございます。議員のおっしゃる三者協議会の設置要請については、

関係機関との意見を聞きながら検討したいというふうに思っております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 最後の質問をします。全く、同じような似たような質問になりますが、皆さん御承知のように、吉の浦火力発電所も2号機まで営業運転が開始されています。それを運転対象を契機に、その排水路の整備と本当はいま一度、早目に、地域から要望があります。早目にそれを一応進めていただきたいということを要望して質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

散 会（14時54分）

## 平成25年第3回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年6月7日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年6月13日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年6月13日 （午後1時52分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 7 番                                | 仲 座 勇     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、おはようございます。7番 仲座 勇でございます。通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、村立中城南小学校について。

開校して約2カ月、現状と課題等を伺います。送迎バスについて、朝の2番目のバスが定員増となっているが、現状とこれからの対応を伺います。運動場の芝生について、維持管理の件。除草、芝刈り、施肥、根切り、目土等を伺います。遊具について伺います。学校の大きな行事(運動会)等の送迎バスの運行について伺います。

大枠2番、交通安全について。

南上原中央線、北線のガードレール設置について伺います。南小学校前の信号機の設置について、5月30日に宜野湾警察署より関係者に、設置について説明がありました。早急に設置したいとのことでしたが、歩道の改修、電柱の移動、歩道への乗り入れ防止等、村当局の完了後となっており、早急な対応を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、村立中城南小学校については、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の交通安全につきましては、都市建設課、は住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。日ごろから仲座議員は南小学校の児童生徒の安心安全に腐心していただきま

して、大変ありがたく思っております。おかげさまをもちまして、特に大枠2の つきましての信号機の設置につきましては、議員の尽力もございまして、かなりいい方向に進んでいるようでございます。詳細については、また担当課からお話をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。仲座 勇議員の御質問にお答えします。

大枠1、村立中城南小学校について。 から、教育総務課長に答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の についてですが、中城南小学校では、子供、保護者、地域住民、教職員、みんなが誇りを持てる美しい学校づくりということを目標に学校づくりに取り組んでおります。4月から5月の重点的な取り組みとしては、子供たちの安全確保のために保護者や地域の方と一緒に、登校下校時の交通安全指導を行っています。また保護者による読み聞かせ、朝の読書タイム等を行い、静かな中での学習をスタートさせております。課題としましては、仲座議員の御質問にもあるように、朝の2番バスの定員増や運動場の芝生の維持管理、遊具の検討が課題となっております。

次に、朝の2番バスの定員増については、現在、運行中の中型バスが40名乗りということで、現在、平均して約50名ぐらいが乗っております。それで今、2人がけのところを小学生が3人がけ等で対応はしているんですが、それでもこれからのことを考えると定員増ということで、中型バスを大型バスに変更して運行するために、バス会社と今バスの調整をしているところです。

次に、の運動場の芝生について、運動場の

芝生の維持管理については、吉の浦運動公園の草刈り作業員を活用し、芝刈りを現在行っております。施肥、根切り、目土等については南小学校のPTA作業等で、陸上競技場の芝生管理業者のアドバイスを受けながら行ってもらう予定です。

次に、遊具について、学校のほうから低学年用の遊具を設置してほしいとの要望がありました。現在、遊具は鉄棒だけしか設置されていませんが、今後、遊具の設置を検討していきたいと思います。

次に、の学校の大きな行事等の送迎バスの運行については、学校と運行時間の調整をしながら対応をしております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲座 勇議員の大柁2の交通安全のについて答弁させていただきます。

について、南上原中央線及び北線、幹線道路について、中城南小学校の通学路になっていることから、担当課としても交通安全の観点から必要性は理解をしています。しかし、現況道路の安全点検を行った際に、植樹帯、外灯、住宅への乗り入れ口等で利用されており、道路全体の防護さく設置については必要ではないと思われませんが、小学校前やカーブなどについて、防護さくの安全施設を設置しなければならないと担当課でも考えています。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 仲座 勇議員の大柁2、交通安全について。について答弁させていただきます。

議員からもありますように、5月30日に宜野湾署のほうから信号機の設置について、関係者のほうに説明がございました。住民課といたしましても、道路管理課の都市建設課のほうへ早急に対応していただくよう協議し、6月10日には関係機関で、この関係機関というのは県の管

制センター、それから宜野湾署の交通課、それから村の都市建設課、南小学校の校長先生、それから住民課の担当で信号の設置場所、それから歩道の切り下げなどを協議、確認されておりますので、近々に設置されるものと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 それでは順を追って細かく質問をさせていただきます。

1番の、教育総務課長からも御説明がありましたが、について、教育総務課ではバスに乗って現場を確認したことはございますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

バスには乗らなくて後ろからついていって様子を見たことは、私ではないんですが、1週間ぐらいあります。それから学校現場のほうで朝どれぐらいになるかというのも確認したことはあります。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 毎月、8時15分ごろから約1時間、関係者が学校のほうで校長先生を中心として、ミーティングがあって情報交換をやっていますが、その中で校長先生のお話で、前回、私が提案した現場にやはり乗っていただきたいと。議事録を見て、校長先生は乗られたそうですけれども、外から見てわからなかったそうです。小さくて、真ん中の通路に立っているのが10名ぐらい見られたということで、バスをふやしてほしいという父兄の要望が強いです。そのところはふやすのはちょっと厳しいかもしれませんが、2番バスを大型にかえる方法はあるのではないかとということで、私は返事をさせたんですが、そういう御検討のほうは。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

先ほどもお答えしたんですが、2番バスが今現在、中型バス40名乗りのバスなんですが、そ

れを、60人乗りの大型バスに切りかえるという  
ことで、バス会社とも詰めているところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 その可能性のほうが大  
きいと思っていますし、早急な対応をお願いし  
たいと思います。

やはり校長先生もおっしゃっていましたけれ  
ども、真ん中の通路に立っている小さい子供た  
ちは外からは見えなかったと。乗ってみて初め  
てわかったんだけど、いっぱいして乗れな  
かったそうです。ですからワンクッションとい  
いますか、1つのバス停から学校にしか乗れな  
かったということです、そのところも含め  
て、現場を一度、教育長も含めて、一緒に確  
認していただきたい。そこをよろしく願いま  
す。

それから の運動場の芝生の維持管理ですが、  
前にも専門家にござまる運動公園を管理してい  
る方にも。その技術者指導も仰ぎながらやっ  
ていきたいと思うんですが、去る9日ですか、  
運動会のためにPTAが奉仕作業をしていたん  
ですが、私もちょっと顔を出したんですが、運  
動場の芝生は刈られているんですけども、デ  
コボコがひどくて、小さい子供たちは危ないの  
ではないかという認識をしております。その  
ところも含めて、もう少し細かい維持管理が、  
1年間は業者ですよね。そのところをちょっ  
と一緒になってやってほしいと思いますが、機  
械など、草刈り機なども学校は準備してあるん  
ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 現在、6月30日の  
運動会に向けて、草刈り機械を入れて草刈り作  
業を1回目は済んでおります。機械自体は吉の  
浦運動公園にある芝刈り機、人が乗ってするも  
のを南小学校のほうに運んで、そこで刈ってもら  
って、また戻ってくるということで対応をし  
ております。特別に南小学校用に購入を検討し

ているわけではありません。あるものを使って  
効率よく行うということで今、進めております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 現場を見ていますと、  
もう少し下げてください。刈るのを下げて  
いただきたい。それは目土して、ある程度高  
さは調整していただきたいと感じております。  
そのところをやはり現場と技術者と相談して  
いただきたいです。細かい管理をお願いしたい  
と思っております。基本的に学校が維持管理す  
るということを前におっしゃっていましたね。校  
長先生は相当プレッシャーがかかっています。  
ちょっと無理があるのではないかと校長先生は  
心配しています。そこら辺も相談にのって  
いただきたい。細かい対応をお願いしたいと思  
います。

それから に移りますが、運動会などの父兄  
の送迎ですか、そこは自家用車ではちょっと厳  
しいところがあるのではないかと。まず駐車  
場がない。そうすると道路沿いにとめて、少  
しこのところを検討していただくということ  
はできないものですか。運動会とかの送迎  
バスを手配していただくということは、検  
討する余地があると思いますが、その  
ところお考えはないですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今、送迎バスを保護者の送迎にも使えない  
かということでしたが、6月30日には子供  
たちの送迎バスも今、学校と調整して時間  
を調整しております。その中で保護者も一  
緒となると、やはりあくまでもこれは子  
供たちのための送迎バスですので、保護  
者は自分たちの車で来てもらって、駐  
車場に関しては琉大との連携協議の中  
で、琉大の駐車場も校長先生も確保し  
たと話しておりましたので、その辺も  
活用しながら、サンエーも支障のない  
範囲であればいいですと言っておりま  
すので、その辺を活用してもらっ

て、保護者に関してはほかの学校がやっているようにやってもらうように、学校の校長先生にもそういうふうをお願いをいたしました。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 以前、父兄の送迎の駐車場の件で協力願いましたと思っておりますが、そのところがまだ解決していないのではないかと思います。校門の真向かいに保育園があります。そこもやはり歩道に車を乗上げたり、現状は厳しいところがあります。そこら辺も含めて、朝の、前の質問では自家用車の駐車場もちょっと離れたところに確保するようなお話があったんですが、そのところは怎么样了か。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

以前の質問の中では、学校側のほうではおろさないで、サンエー側寄りのほうでおろしてくださいと答えたと思います。保護者用の乗り降りする駐車場を確保するというのではなくて、学校前が渋滞して、子供たちの安全のためになるべく学校側ではなくて、サンエー側か、その反対側の邪魔にならないところでおろして対応してくださいと答えたと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 いろいろと新しい学校で予期せぬ問題も出てくる可能性もたくさんあります。担当課として、足を運んでいただきたい。細かい対応をぜひお願いしたい。それと直接はうたっていませんが、隣に幼保を新築しています。幼保一体の建設現場があります。その隣に幼稚園と保育園を今つくっています。その作業員が結構いるんですが、横断歩道ではなくて、結構その場で横断する作業員が多くて、学校前に集めてやると、ちょっと時間的に問題があるという作業員の話も聞くんですが、子供たちに横断歩道を渡れと指導しながら、大人は自分たち自由自在に渡るのはいかがなものかと

私は思っています。最近ではガードマンがいるみたいですが、そこら辺も含めて、安全確認のために。また南側の業者の方は、毎日一人が交通安全の指導員を立てています。それも含めて、そこら辺の指導もお願いしたいと思います。もう一言、どう思っているか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今現在、南小学校の隣に幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた工事をしているんですが、そのガードマンも立って一応安全確認はしながらやっているんですが、仲座議員が言われるように、大人がそういう逆に横断歩道を渡らないとか、そういうのであれば、こちらのほうからも工事業者のほうにお願いをして、ちゃんと指導するように調整したいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 バスは大型に変えるということは大体めどはついているんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 大型バスに変更するという事は、バス会社とも内々ではオーケーをもらっております。大型バスに変えると津覇小学校の今とめているバス停に大型バスが入るとなると、国道事務所のポールが立っている位置があるんですが、それを撤去してほしいというバス会社からの要望がありまして、それは今、南部国道事務所と先月から詰めて、それも取ってもらうということで内諾は得ております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 いつごろというめどははっきりしていないということですよ。駐車場の改修工事、それも含めて、いつごろから、めどは立っていないのですか、大型に変えるという。そこだけひとつ。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 バス会社のほうは

今、バスの確保である程度めどはついております。あと津霸小学校の駐車場のポールを撤去するというので、それを今、南部国道事務所と調整していますので、南部国道事務所も撤去するというので、その担当者の答えをもらっていますので、あとは中の文書のやりとりで、早目にそれをやれば早い時期にできると思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 開校も無事終わりましたし、皆さんの頑張りが高く評価したいと思います。まめに通っていただいて、細かい対応をよろしくお願いします。大枠1番はこれで終わりますが、大枠2番、ガードレール設置、学校校門前、カーブ、その他必要性を感じていると課長はおっしゃっております。早目に設置をお願いしたいんですが、そういう計画は今のところ、いつごろという計画はございますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ガードレールの設置について、いつごろですかという質問に対してお答えします。

今年度予算の中で防護さくの計画は入っていません。その地区は、今、議員が言っているのは琉大東口からめぐすくかじまやーまでの南上原中央線、それと旧分校のところの北線ということになりますけれども、この辺もまだ家が貼りついていない状態で、ガードレール、防護さくを設置してしまうと、のり下げも出てくるわけですので、その辺で設置した場合、また取り壊しが出てくるという観点からも、今年もできないということで、計画はありません。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 前回の質疑応答では、例えば中央線については変電所前のカーブ、あるいは糸蒲公園のカーブ、その辺は大体落ち着いているのではないかと思います。そこは多

分、その辺校門前とかなると思うんですが、その辺、例えば北線でも県道から入って行って県道を抜けます。そのカーブ。そういう重点箇所だけでも早くできないかと思っておりますけれども、そのこのところのお考えはどうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

もともとこの事業でガードレール、歩道にガードレール、ガードパイプ、それから防護さくについての事業費の中には組み入れてはございませんけれども、防護さくの補助事業等がありますので、その辺も含めて検討しながら、そういう重点的にやるところは早急にやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今の都市建設課長の答弁で、ぜひ早目にお願いしたいと思います。

2番ですが、これは住民生活課長、たぶん都市建設課長も連携してやると思いますので、課長の2番に対して、もうちょっと詳しく説明がほしいのですが、2番の です。交通安全についての、住民生活課長と都市建設課長が連携してなさることだと思うんですが、6月10日に説明があったということですが、そのこのところをもう少し詳しく。設置、あるいは計画も含めて、どういうお考えで、いつごろになるのか、わかるだけでも構いませんので、ちょっと詳しくお聞かせ願います。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

今、詳しくということですが、先ほど答弁もしましたけれども、5月30日に関係者、これは仲座議員も立ち会って、関係者を宜野湾署のほうからそこに設置したいという案がございました。それで我々住民生活課といたしましては、この道路を管理する課、都市計画課にそ

の日に協議いたしまして、学校校門前に設置したいのですが、それは支障ないかという協議をいたしました。そこで都市計画課としましても、少し疑問があるのでということで、県の管制センター、それから宜野湾署の交通課、それから南小学校の校長先生、それから我々住民生活課、都市建設課の担当者で6月10日に、その場所の確認、それから横断歩道の幅、これは当初4メートルということでしたけれども、いろいろ構造上、3メートルでやると確認されております。それと歩道などの切り下げ等、あるいは電力ですか、電柱の移転等、そういうもろもろの確認はされております。近々に設置されるものと思っておりますけれども、これが我々としては、夏休み中、ようは8月中に設置できればということで、お願いはしております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 住民生活課長から詳しく説明を受けましたが、結局、工事するのは管理している都市建設課です。その都市建設課としては、改修工事などを含めて、そういう計画とか、そういうものを含めて、ちょっとわかるだけでも説明もらえますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど住民生活課長からお話がありましたけれども、6月10日にうちの都市建設課も現場で確認していますので、のり下げの申請を含めて、申請をしながら、7月いっぱいには都市建設課としては整備していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 多分、関係者、課長を含めて、ひと安心していると思います。できたら開校にあわせて信号が設置できたらよかったのという気持ちがまだあります。説明を受けても地元への対応が早ければ早くなるというニュアンスの話がありました。課長、一緒に連携して、早目に対応できることを願っております。以上で質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 6番 與那覇ですけれども、これから一般質問を行ってまいりたいと思います。

大枠のナンバーを振っていませんので、後でいろいろ皆さんの答弁、質問に困りますので、質問事項のところのナンバーが漏れていますので、そこを入れてください。1に各地域自治会よりと、それから歴史資料館が2、村花・村木が3ということです。そういうことで、要項に従って質問をしてみたいと思いますが、答弁のほうも具体的に簡潔に説明、答弁いただければ早目に進むと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、各地域自治会よりの要請要望事項の対応処理について。

毎年各自治会より多くの要請、要望事項があると思いますが、その対応処理について住民生活課と都市建設課における取り扱いはどのようになっているか伺います。各種要望書の中でも自治会総会で決議されたものは、その年度末時点の状況を文書で回答してほしいと思うがどのように考えているか伺います。各自治会長より都市建設課への要望書は定型化されており、後日、村長名で各事務委託者宛回答もあり、わかりやすいです。各課も同様な取り扱いをしたらどうか伺います。この答弁は副村長でも結

構だと思いを。 登又自治会より平成23年6月8日付で提出された要望書の平成24年度以降の進捗状況はどのようになっているか伺います。

2点目、歴史資料図書館建設について。進捗状況はどのようになっているか伺います。村民待望の図書館であり充実した内容の施設になるものと期待していますが、歴史資料館としてはどのような展望を持っているか伺います。

平和行政を推進するため、例えば村遺族会のコーナーを設けて平和教育、平和学習の機会を創出するの一案と思われるが検討の余地はあるか伺います。

3点目、村花・村木・村魚について。

村花としてハイビスカス、村木としてクロキ(リュウキュウコクタン)、村魚としてイジユキン(モモイトヨリ)が選定され、昭和60年4月23日付で告示されているが、どのような目的で選定されているか伺います。桜まつり、ユリまつり、ひまわりまつり等、昨今はまつりが各地で行われていますが、本村においても250種類もあるハイビスカスを集めて有効活用してはどうか伺います。先月の登又自治会総会で、県の天然記念物に指定されている「フタオチョウ」が登又地域に数多く生息しているということで、自治会のチョウに指定することが決議されたが、村としても検討してはどうか伺います。以上、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、各地域自治会よりの要請要望事項の対応処理についての つきましては都市建設課、 は企画課、 つきましても都市建設課でお答えをさせていただきます。

大枠2番、歴史資料館建設につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番の村花・村木・村魚につきましては、

企画課のほうでお答えをさせていただきます。

議員御質問の大枠2番の歴史資料館の今後の歴史資料館としての、図書館もそうですけれども、資料館としての展望はあるかということですけれども、当然、教育委員会のほうでいろいろ案も出していただくことになっておりますが、今年度、実施設計がいよいよスタートいたします。その中におきましても、やはりネーミングのとおり護佐丸を中心とした歴史教育、それが教育委員会で今プロジェクトをやっているものにつながる、琉球史のプロジェクトにつながっていくのではないかと非常に私も期待をしているところでございます。詳細につきましては、また答弁をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 與那覇朝輝議員の質問にお答えします。

大枠2の ついては私からお答えします。

、 ついては生涯学習課長から答えさせます。

の進捗状況についてですが、歴史資料図書館は昨年度基本計画を行いまして、本年度実施設計を行う予定であります。来週に入札を予定しております。工事の施工を平成26年、27年度に行い、平成28年度開館を目指しております。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 與那覇朝輝議員の大枠1、各地域自治会よりの要請要望事項の対応処理の と ついて答弁させていただきます。

については現地を確認の上、課内で協議を行い、優先順位を決定して対応しています。また自治会からの要望に対する回答は、平成24年度から文書で回答しています。

については、都市建設課に対する要望は3件ありました。1点目の要望として、沖縄自動車側道、道路の線形改良の要望がありました。

その件について、現在は線形改良等の計画はありません。改良を実施する際は単費ではなく、補助事業採択されなければ実施困難だと思っています。2点目の要望として、村道大瀬線のすべる歩道の排水処理と交差点の改良についての要望がありました。回答としては、今までは作業員による清掃による対応をしてきましたが、平成24年度より、順次維持管理で対応しております。今後も年次的に対応します。また交通島の撤去はできませんので、右折時に曲がりやすいよう高速道路側の一部を今年度予算で改良する予定です。3点目の要望として、県営中城公園内へのゲートボール場等の設置についての要望がありました。この件については自治会、老人会からの要望を受け、中部土木事務所へ要望したところ、同事務所は快く快諾し、ゲートボール場として整備を完了し、平成24年度から供用開始を行っていますが、いまだに地域では使用していない状況であります。早目に利活用し、地域で管理するよう、県から願われていますので、ぜひ議員も含め、貴自治会の対応をよろしく願います。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは與那覇議員の大枠1の について答弁をさせていただきます。

平成23年6月8日付で登又自治会長から要望がありました村道大瀬線の信号機設置についてですが、要望前に平成21年9月に宜野湾署のほうへ信号設置の要請がなされております。その後も自治会からの要請もございまして、宜野湾署のほうへ要請書を幾度となく提出しております。また宜野湾署のほうも沖縄県の管制センターのほうへは、平成24年12月にも上申したということを報告受けております。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 それでは與那覇朝輝議員の御質問である大枠1、各地域自治会よりの要請要望事項の対応処理についての についてお答えいたします。

登又自治会よりの平成23年6月8日付で提出された要望書の3の農道の新設について、公民館前よりデイサービスセンター野の花方面への農道の新設の要望についてであります。現在、農林省の補助での農道整備には、農山村活性化プロジェクト交付金事業がありますが、この事業を採択するには費用対効果、いわゆる経済効果等を総合的に検討をする必要があります。先日、現地を踏査し、里道、受益地域を見た限りでは、耕作放棄地化した農用地が大部分であり、現状では費用対効果等は期待できない状況にあり、現時点での事業採択は困難かと思われます。今後、別の事業での対応が可能かどうかは検討していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 各種要望書の文書による回答につきましては、2番と3番が関連いたしますので、まとめてお答えいたします。

各種団体、あるいは住民の皆様から身近な問題などで御意見や御要望などが提出されることがございます。中にはすぐ処理ができるものと、今年度以降に予算を確保しなければならないものなど、さまざまなものがあると認識しております。現在、各地域、各種団体などから提出される要望書や陳情書などにつきましては、各担当課において受け付け処理をしている状況でございます。御質問の年度末時点における処理状況及び村長名での回答につきましては、自治会総会で議決されたものを含めまして、文書による要望、要請があった場合には、文書による回答をしていきたいと考えております。各課等にも周知をしていきたいと考えております。様式につきましても、都市建設課のほうが先行しておりますので、その様式を参考に検討していきたいと考えております。

次に、村花・村木・村魚の選定の目的についてお答えをいたします。豊かな自然に囲まれ、選定当時の本村の将来像でありました「人間性豊かな田園文化村づくり」を推進するに当たり、村民一人一人が花や木、魚に関心を持ち、自然に親しむ心、自然を愛する心を育て、またその普及を図ることによる自然と調和のとれた健康で快適な住みよい村づくりに貢献することを目的に選定されております。

次に、ハイビスカスの有効活用についてお答えいたします。県内各地におきまして、それぞれの市町村花、市町村木、その他植物等を冠にまつりを開催する傾向がございます。本村におきましては、村内各地の公園や屋敷内にハイビスカスが育てられております。また以前、中城中学校に赴任しておりました教員によりまして、50種類近くのハイビスカスが集め、育てられ、学校行事の中での活用や学校経営計画の道徳教育や環境教育でハイビスカス運動として教材化や校内の住みよい環境づくりとして取り組んでいたようでございます。直近におきましては、中城南小学校におきまして、ハイビスカスの赤、あるいは黄色が150本程度植栽されているようでございます。このように村内におきましては、村花であるハイビスカスが多く育てられていることから、今後まつりを含めまして、有効な活用ができるものと考えております。

次に、フタオチョウの村のチョウとしての指定についてお答えいたします。沖縄県の天然記念物として指定されておりますフタオチョウの生息地は沖縄本島全域に分布しております。とりわけ中部地域に多く生息し、中城城跡周辺も有数の生息地と言われております。登又自治会におきまして、自治会のチョウとしましてフタオチョウを指定することが決議されたということですが、自治会単位で植物等を指定する事例が少ない中で、自治会を挙げてフタオチョウの保護対策と生息環境の保全につながる

すばらしい取り組みであると認識しております。なお、村のチョウとしての指定につきましては、村花・村木・村魚の指定の際に、選定に係る村民意向調査を実施するとともに、選定委員会を設置した上で、選定委員会からの答申を受け選定されていることから、フタオチョウの村内全域での生息や指定の必要性があるかどうか調査をした上で、判断していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

大卒2番の と にお答えいたします。歴史資料館としては、どのような展望を持っているかという御質問でありますけれども、まず基本方針としまして3つ挙げております。まず1番目に、村民が地域の歴史を学び、遊び、楽しめる施設といたします。2番目に、村内外の人材育成やコミュニケーションの機能を備えた施設といたします。3番目に、村民の歴史、文化の情報を発信する場といたします。

続きまして、展示のテーマを述べます。展示につきましては、護佐丸が生きた古琉球時代、14世紀から15世紀を展示のメインテーマとしまして、護佐丸の時代、古琉球歴史絵巻を展示のテーマとしていきたいと思っております。

3番目の行政を推進するための遺族会のコーナーを設けてはどうかということでありまして、歴史資料館は常設展示と企画展示を予定しております。常設展示は、先ほども述べましたとおり、護佐丸の生きた古琉球時代をメインテーマにする予定ですが、企画展示はいろいろな展示を考えております。遺族会による平和教育、平和学習の場としても活用できると考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。
6番 與那覇朝輝議員 1番の のところで、住民生活課の各要望に対する取り扱い方が答弁

になかったと思うんですけども、住民生活課に要望が出たときは、どういう処理をしているかちょっとお願いできますか。各自治会から要請要望を受けつけた場合、皆さんの取り扱いです。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えします。

今、直接住民生活課に文書でもって要望、要請書というのは、先ほど都市建設課長からもありましたとおり、都市建設課の中で自治会の要望といたしまして、交通安全関係の要請がございます。その中で、我々としましては、例えば規制する表示とか、標識、その要請などがございましたら、宜野湾署と、あと県の管制センターとタイアップして、その要請をしまいであります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ちょっと質問と違うと思うんですけども、問題は要望事項が住民生活課、例えばの話、各課いろいろあると思うんですけども、要望があった場合、自治会からであろうと、いろいろ文書で来た場合、これを何月何日に受け付けて、どういう処理をしたかという受け付け処理簿みたいのがあるかどうかを聞きたいのですけれども。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

受け付け処理簿というよりは苦情処理とか、あるいは今の要望とか、そういうものは台帳で管理されております。住民生活課に関しては管理されております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 苦情処理と要望事項ということで、2本立てであるかと思うんですけども、先ほど企画課長が答弁されたように、全課である程度、都市建設課がやっている格好になるのか、それはいろいろ各課都合があると

思うんですけども、ぜひ提携にして、あるいは自治会長から要望があれば文書で回答できるように、そこら辺は各課それぞれ事情はあると思うんですけども、ぜひそこら辺はそういう処理簿をちゃんとつくっていただきたいと思います。以前、たまたま信号機問題、先ほどもありましたけれども、今度、議会だよりで信号機はなぜ設置できないのかという特集を組んで、非常にいい企画だと思うんですけども、これで見ますと、1番目が先ほど話がありましたように、南小学校前はオーケーが出ていますけれども、2点目に南上原の桃原てんぷら店前、3点目に登又の先ほどの原工業の前、4点目に新垣の公民館前、5点目に北上原プチスイート前のという5点挙げられているんですけども、今、信号機設置要請というのはこの5点だけでしょうか。以前8件あるとか、7件あるとか、議場でもめたことがあるんですが、これは課長が今、資料を持っていますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

住民生活課の今信号設置の要請なんですけれども、先ほど議員からもございました南小学校前、それから南上原の北線、てんぷら屋前と言われるところだと思いますけれども、そこと、今大瀬線、それと北上原は公民館前を要請してございます。それから今いう新垣等については、これは住民生活課、恐らく宜野湾署には上がっているようなんですけれども、学校側が自治会からの要請だと思います。住民生活課で把握しているのは4件です。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ありがとうございます。ですからこういうのが何件あるというのが、受け付け対応簿があればすぐわかると思いますので、これを年度末あたりにどういう進捗しているというのが把握できれば、いろいろこういうところでやりとりもわかりやすくなると思い

ますので、ぜひそういうのは活用してもらいた
いと思います。

それと都市建設課をモデルに今、話している
んですけども、これは非常にわかりやすいで
す。要望があったら、これを村長名義でちゃん
と回答者というものまでつけてあるんですけれ
ども、形式は非常にうまくいっているんですけ
れども、これの今年度も順次対応していきます
という回答の場合、これは相当踏み込んだ答弁
になっていると思うんですけども、登又の先
ほどのすべる歩道の改良はまだ一定しか行われ
ていないと思うんですけども、平成24年度は、
順次対応ということですけども、やったかど
うか教えてもらえますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大瀬線のすべる歩道については、今年度も維
持管理でやっていく予定です。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順次対応といっても
1年も延ばしてしまっただけでは、これは順次と言
えるかという気もしますけれども、そこら辺はぜ
ひ課内で、多分余裕資金が出たときにやろうと
いう程度での順次であれば、これは予算に余裕
がなければ先送りになると思いますので、そこ
ら辺は、やはり改良が済んだところと、済んで
いないところは歴然としていますので、ぜひ取
り組みをよろしく願います。

それから線形改良については、高速の側道と
いうことで、あまりきれいにするとあの道は危
ない、スピードを出すところもありまして、危
ないところもあるんですけども、少なくとも
カーブは直してもらいたい。この前、その地
主が買収交渉に応じていいということではあり
ましたけれども、村側にそういう予定がないと
いうことで、そのままになっているんですけれ
ども、線形改良というのは、あれは村道になっ
ておりますので、一応これも検討してもらいた

いと思います。それから交差点の改良も今年度
中になされるということですので、ぜひ願
います。

それと農林水産課の件ですけども、あれは
メニューがちょっと見つからないということ
ですけども、里道になっているところを少な
くとも畑の地主が里道をちょっと広げて車1台
通るような交渉はできるかどうか、答弁を願
います。里道の拡張。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

法定外ですので、都市建設課の管理となっ
ています。ただ、この法定外については、今ま
でいろんな委員からの質問がありまして、その
法定外については受益者負担でお願いしてい
ますので、今後も受益者負担でやってもら
いたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは本当いうと、
3名ぐらいの地主がおりまして、地主の皆
さんももっと積極的に働きかけてくれば、話
も進むとも思うんですけども、まだそこま
で至ってもいないので、そこら辺は内部で
また調整していきたいと思います。1点目は
だいたいそういうことですけども、ゲート
ボール場の件は、確かに要望どおりやっ
ていただいて、その後、現状は皆さんが
不満だというのはわかるんですけども、
その後、老人会の解散とかいろいろ予
定外のことが起こりまして、ちょっと対
応が非常にこっちのほうでモタモタし
ておりますので、これは県からも本
当に言われているのであれば、こ
ちらも真剣に対応していきたいと思
います。

では2点目のほうです。歴史資料館の
件ですけども、来週入札も予定されて
一応順調だということですけども、
それはそれで頑張りたいと思
います。

の件についてです。先ほど常設展示と企画

展示の話がありましたけれども、歴史資料館の位置づけが、この説明書で見る限りは、何といえますか、防災施設兼用となっているものですから、これは確かにスペースは大きいように見えても、防災施設と兼用だったら固定した設備は無理かと思うんですけれども、少なくとも常設の護佐丸を中心としたのは、それはそれで進めていただいて結構だと思うんですけれども、常設でないところの企画をやるところですね、これを常設ではないということは、企画展ということはいろいろ重要資料等を何とか、例えば展示期間中に何かが起こった場合とかの管理方法に非常に問題が出るのではないかと思うんですけれども、非常事態の際の企画展の対応とか何とか、そういうマニュアルとかもできますよね、当然。これはいかがですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 確におっしゃるとおり、企画展示の場所が防災と兼用となっております。企画展示の際の災害がもし起きた場合の件ですけれども、それはこれから実施設計を行っていく段階であります。その場合の展示物をどうするかということにつきましては、これから検討していく予定でございます。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 資料は非常に重要なものもいろいろ展示されると思いますので、ぜひそういう特に企画展示の際の避難マニュアルとか、そこら辺も十分検討していただきたいと思います。

それと平和教育、平和学習の件ですけれども、この前の新聞、6月4日付で「平和教育、悩む教師」ということで、33%が教育の仕方がわからないという記事が大きく出ていますけれども、こういうこともありまして、遺族会もそれなりに資料がある分を常設は当然無理としても、企画展とかでは協力できると思いますので、そこ

ら辺は企画展の際、ぜひそういう各種団体ともいろいろ調整して、行政としてもそれは当然必要だと思いますので、よろしくお願ひします。その中で、きのうも博正議員からありました戦争遺跡というもの、これは中城は、2010年6月23日の新聞では、4件となっているんですけれども、きのうの話では3件上がっていたかと思うんですけれども、残りの1点もわかりますか。きのう博正議員の質問のほかに。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 今、私が把握している分は、新垣の機関銃陣地というのがあっております。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ということは、これは北上原ではないですか。新垣の機関銃陣地というもの。それと津覇のトーチカ、津覇小学校のピロー、きのうありました。これは新聞の記事ですので、どう確認したかというのはわからないんですけれども、少なくともまだこういう平和教育、平和学習といってもまだ定かではないというか、まだ固まっていない状況ですので、ぜひそういうところももっとしっかり、今の4件の中に今の課長の答弁があっているのか、あるいは今、カーブヤマガマではないかという話もありますので、そこら辺を確認してやってもらいたいと思います。

あと3点目にまいります。3点目のほうは、村花・村木・村魚として、いろいろ子供たちの環境教育とか、いろいろ先ほど目的を述べられていましたけれども、それはそれでよろしいと思うんですけれども、実際、村花・村木・村魚として有効活用のための何か取り組み、何かそういう作業をやったことはありますか。せっかく指定しているんですけれども、何の、これは指定したのが昭和60年ですので、もう二十何年もたっているけれども、一向に村民にそういうのが広まっているとも思えないのですけれども、

いかがですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども少しお答えしたんですが、公共施設等への植栽の場合に、特に村木でありますリュウキュウコクタン、そして村花でありますハイビスカスにつきましては、優先的に植栽をしてきているというところでございます。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 例えば城跡ではツワブキまつりがありますけれども、それと連動というわけにはいかないと思うんですけれども、県営公園内への遊歩道とか、あるいは歴史の道もツワブキで今いろいろ計画はあるみたいですが、そこにハイビスカスを植えるとか、そういうようなことはいかがですか、検討の余地としては。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

県営公園内、さらには歴史の道に対するハイビスカスの植えつけの件ですけれども、この辺は管理者が県営公園であれば県でありますし、歴史の道であれば村内の都市建設課になってきますので、その辺との調整をしまして、できるだけハイビスカス、あるいはリュウキュウコクタンが植栽できるような形での調整は可能だと考えております。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 せっかく村花として指定していますので、よろしく願います。

それと今のまつりと関係するんですけれども、中城城跡管理協会から中城城跡古琉球時代への誘いというので、いろいろ今年度の計画が出ているんですけれども、これはツワブキまつりとか、あるいは花に関することでも二、三あるんですけれども、これは平成25年度の計画ですけれども、来年の1月下旬に満開の花で彩る中城城跡という格好で、これは沖縄花のカーニバル

の参加イベントということで、これでは書いてあるんですけども、そういうものに花のカーニバルとあるんですけども、桜とか、サルビアというのは文言が出ているんですけども、ハイビスカスが一言も出ていない。先ほどこれは二十何年前にも指定して、みんなあまり関心もなくなっているという感じではありますけれども、このハイビスカスというのは、これで見ると250種類とあるんですけども、本当はもっと種類は多いということで、しかも年から年中咲くということで、何か接ぎ木すれば非常に花は咲きやすいとかいろいろあるみたいですので、ぜひこういうものにも押し出す必要があると思うんですけれども、これは今年度はもう計画はでき上がっていますので、これは企業立地の課長はよくわかると思うんですけども、たまたま企画との連携がないとか、いろいろ何といいますが、やはり横の連携がないというのは非常にいろいろと、こういう小さいことでも問題が起こりますので、そこら辺もよく連携していただきたいと思います。

それから最後にフタオチョウの件ですけれども、みんな面喰っていると思うんです。いきなり村チョウとか何とか、普通のチョウではありませんけれども、見る人が見たら天然記念物ということで、この撮影をした秋乃さんという方がたまたま撮影しているとき、これを密猟というんですか、捕っている人がいて、警察に通知してちゃんと取り締まってもらったという話もあるんですけども、いずれにしても普通の人には普通のチョウに見えるんですけども、非常に高価な、何か死んでしまっても5,000円ぐらいするのではないかとか、また密猟に行ったら困りますけれども、貴重なチョウだそうでございます。先ほど村のチョウに指定ということではいろいろ意向調査とか、選定委員会とか、いろいろ段取りがあると思うんですけども、これを指定している作業とか、費用がかか

るということではないと思いますので、先ほどの課長の答弁では、前向きに検討するということでしたので、ぜひそれを期待して、ちょっと早いですけれども、これで一般質問を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時20分）

~~~~~

再開（11時31分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 では5番 新垣光栄、一般質問を行います。

まず大枠の1番、地産地消について。

地産地消を推進するため、生産者及び各関係機関との連携が重要になる。生産者農家の状況はどのようになっているか（生産作物・生産量の把握はできているか。）農協との連携はどのようになっているか。農協以外の生産者組織はあるのか。漁業組合との連携はどのようになっているか。生産者・商工会・大学等の連携はどのようになっているのか、また6次産業化の取り組みはどのようになっているのか伺います。

大枠の2番、保健事業について。

妊婦検査及び乳幼児健診等の受診率はどのようになっているか。また未熟児の訪問指導体制はどのようになっているか伺います。生活習慣予防対策としての特定健診の受診率はどのようになっているか。また対策はどのようになっているか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、地産地消につきましては、農林水

産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の保健事業につきましては、健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。

御質問にあります大枠2の生活習慣予防対策の特定健診の受診率でございますが、最も頭の痛いことだと思っております。早急に対策を講じながら、受診率のアップにつなげていかななくてはいけないと思いつつも、なかなかタイムリーな方策が見つからないのが現状でございます。地道に啓蒙活動をしながら努力をしていきたいと思っております。詳細につきましては、また後ほどお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の御質問である大枠1、地産地消についての から までについてお答えをいたします。

まず についてですが、生産者農家の個別の詳細な生産作物や生産量の把握はできておりませんが、農薬配布等の資料等から農家の大まかな生産作物の状況は把握が可能であります。また村全体としての生産量等の状況については、沖縄県農林水産部の統計資料や、あと農協中城支店の出荷実績等で把握することは可能であります。今後、詳細な状況把握に努めていきたいと考えております。

について、現在のところ地産地消にかかわる農協との具体的な連携はとれておりませんが、農産物の地産地消の推進には、生産農家の状況を把握する農協との連携は必要不可欠であると思っておりますので、今後、朝市等で連携が図れないか検討していきたいと考えております。

について、村内の生産者組織は農協中城支店の野菜部会、果樹部会、花卉部会の3生産部会があり、それ以外の生産者組織については把握はしていません。

について、浜漁業組合との具体的な連携は現在とれておりませんが、今現在、一部の組合員ではありますが、毎月開催している朝市への取り組みに参加し、鮮魚類の出店販売を行っており、今後も継続していければと考えております。

についてですが、村内の一部の農産物生産者とは朝市の取り組みを通じて、農産物の学校給食への食材としての出荷増につながり、連携が図れているとは思いますが、他の生産者及び商工会や大学等の機関との具体的な連携は今のところとれておりませんが、今後どういう形で連携を図っていくか、検討していきたいと考えます。次に、6次産業化の取り組みについてですが、6次産業化の拡大は、農山漁村の所得増大対策として、国の政策でもあり、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、または農林水産物の加工販売施設の整備等を支援する事業がありますが、本村においては事業実績はまだありませんが、今後、農業者等への情報提供を行っていききたいと考えております。以上で終わります。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 新垣光栄議員の大枠2番の保健事業について答弁していきたいと思っております。

まず 妊婦検査についてですが、妊婦健康診査は出産までの10カ月において14回の基本的な検査、また2回の抗体検査などを周期ごとに受診期間が決まっております。村としては、母子手帳交付時に健診の重要性、そして分娩を取り扱う医療機関においても案内いたしますので、14回のうち一度も受けていない方はいないと思われまして、ただし、周期ごとに受診する項目等が決まっておりますので、受診期間を逃して一度受けていない方とかはいるようですので、個人個人でまた受診率については変わってくると思われまして。次に、乳幼児健診等についてで

すが、対象年齢ごとに4つの健診があります。まず3カ月から5カ月、8カ月から11カ月を対象とした乳児一般健診、平成24年度で78.6%となっています。次に、1歳6カ月健診については91.2%、3歳児健診については平成24年度88%となっています。未受診者や経過観察者を対象とした健診につきましては78.6%となっています。続きまして、未熟児の訪問指導体制についてですが、今年度より県より権限委譲がありまして、市町村において養育医療の助成及び訪問指導を行うこととなっております。未熟児の場合については、出生後、医療機関の医師の判断に基づき入院となりますので、その後、医療機関より養育医療の手続について役場の窓口のほうで手続をいたします。村の窓口においては、必要書類の提出などの確認と面接相談を行い、今後の訪問指導につなげていく体制をとっております。特定健診の受診率でございますが、現時点、平成24年度速報値となりますが、約33.5%となっております。今後、対象外の方の精査が行われ、10月ごろにきちんとした数字は報告できるかと思われまして。

生活習慣予防対策についてですが、集団健診や個別健診の結果に基づいて、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師や管理栄養士による保健指導、栄養指導を行い、さらに生活習慣病を発症する危険度の高い方々へは生活習慣の改善に向けた働きかけを行っております。まず運動による改善が必要な方には、ヘルスアップやハッピーボディー教室、食生活の改善が必要な方々には栄養教室への参加を勧奨し、自主的な健康管理が実施できるよう取り組んで予防対策を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では再質問に入らせていただきます。

まず農林水産課のほうに地産地消について、生産者がどのようなものをつくっているかあま

り把握していないということがありました。農協に頼って、農林水産課のほうで把握していないということは、村の産業にとって大きなデメリットだと思っていますので、十分、生産者の管理、生産量、ちゃんと台帳をつくって管理していただければと思っています。そうしないと地産地消どころではないと思います。何がどこにどのような時期につくられているのか、どのような生産者がつくっているのかというのを把握した上で、協議会なり、連携なりが必要だと思っていますので、まず基本的なものができていないということは、何も進まないということです。その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

そして2番、3番、4番というふうに連携はどのようになっているか、組織の把握はあるかということを探ねたところ、農協との連携、漁協との連携というのがほとんどできていない状況があったような気がします、今の答弁の中で。地産地消協議会、農業委員会、耕作放棄地協議会とかいろいろあると思いますが、このような協議会は今、連携がないと言っているんですが、いろんな協議会が今つくられていると思うんですけども、農林水産課のほうでどれくらい協議会が立ち上がっているのか、把握しているかをお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの御質問である農林水産課としての農業関連の協議会は、まず中城村農業担い手育成総合支援協議会、または中城村地域耕作放棄地対策協議会、あとは地産地消の取り組みとして中城村地産地消推進協議会、この3つが組織としてあります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、政府、それから県

から補助金等を申請するときに、以前にも耕作放棄地の300坪当たり6万円の申請をするときに、協議会を立ち上げないと申請ができないということで、協議会が立ち上がっていないということだったんですが、そのような協議会の補助金とか、JAが入らないとハウスの設置が難しいとか、農林機械の購入申請ができないとか、いろいろあると思います。その中で協議会を今、3つの協議会がありますが、こういう補助金とか申請をスムーズに、またおのおのの協議会のメンバーも重複していると思いますので、これをひっくるめて、水産業も含めてですけれども、含めてこの産業振興協議会という一つの協議会にして、いろいろな補助金を受ける場合に、そこを通して、わざわざJAを通してハウスの申請をするとか、JAを通して機械の申請をするということではなくて、本当にやりたい人が頑張ってみたいと思う気持ちのある人が申請できるように、産業振興協議会というのを立ち上げて、そこから補助金申請とかを行ったらどうかと思っていますが、そういう可能性はあるのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今現在、補助事業、ハウスの設置とか、あと農業機械の購入等については、例えば先ほど申し上げた耕作放棄地対策協議会を立ち上げないとその事業が導入できないとか、あとは中城村農業担い手総合支援協議会の組織がないといわゆる補助ができないと。その担い手育成支援協議会の中では、特に担い手、新規就農者や、あと認定農業者等に対する補助事業がありまして、経営体育成支援事業とか、あとは就農5年未満であれば新規就農一貫支援事業とかでハウスの設置等があります。実際、平成23年度にもハウスの実績等があります。耕作放棄地では先ほど



おっしゃっていた再生作業等に伴う費用についての3分の2補助とか、あとはハウスの設置も可能ではあります。そういったもろもろの協議会をまとめて、そこで例えば補助の実施主体といたしますか、そういう形はとれないかということとありますけれども、現在のところ、いろいろその補助メニューがそれぞれ違うものですから、なかなか統一した形での体制は今のところちょっと難しいのかとは思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 これから政府が行ってくる水産政策でかなりの予算がいろんな協議会を通しての執行になってくると思うんですけれども、そうするといろんな補助金を受ける場合、農林水産課としてはいろんな協議会を補助を受けるたびにつくらないといけないということになる。やりたくてもできない、人もいないということになると、どうしても生産者にバックアップできないということになってきます。その協議会の中でこの補助金を使う場合に、この部会として名前を変えて、協議会母体は、産業振興協議会にして、申請を受ける場合に何名か、それに詳しい人がいれば、その協議会の中で4名で担い手育成協議会にしようとか、協議会を変化させていく。補助金申請の中で一つの大きい協議会の中で変化させていくということであれば、1つ立ち上げておけば、いろんな補助金メニューに対応できると思うんですが、その辺は可能かどうか。そういう発想があるのかどうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、新垣光栄議員のほうからの御質問ですけれども、いろんな組織の協議会をまとめて、いわゆる補助事業等に臨機応変に対応ができる組

織にしたらどうかということだと思うんですけれども、そういう形が当然、これは例えば県、国の補助を受けるわけですから、そういった組織体制で、この補助事業の導入が可能なのか、これはまたいろいろ県とも相談をしながら、検討していくべきだろうと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ産業振興協議会ということをつくって、補助金が切れてしまったら、この協議会はなくなるわけですから、いろんな協議会が生まれたり、なくなったりする、そういう組織を1つつくっておけば、すべての補助金に即対応できる。これをつくるために1年、半年かかって、もう申請期間が切れてしまっているのが多々あると思うんです。そういう組織がすぐ補助金申請等に生産者の要望に対応できる協議会をぜひいろんなアイデアを出して考えていただきたいと思います。

それから、地産地消について連携がなくてはうまくいかないということで、地産地消について今、学校給食でどのように村内の農産物、水産物が今使われているのか、現状をわかっているら報告をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

学校給食における地元食材の使用率なんですが、平成23年度は全体に占める野菜類の使用率が5.7%、前年比で4.5%の伸びとなっております。それから平成24年度の使用率が11.3%、前年度を6.5%上回っております。それから平成25年度の納入者、農家の数も平成25年3月末時点で、以前6名だったものから11名ふえております。17名です。さらに今年の3月末、2カ月後の5月末にはさらに4名ふえて、21名となっております。それから野菜の品目なんですが、平成23年度は16品目だったものが平成25年度3月末では23品目にふえております。朝市の開催

以降、着実に地元食材の使用率は上昇しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、報告によりますと平成24年度で11.3%、その前が5.7%ということで、地元の農産物が給食センターで使われているということは、大変うれしく思っています。それもやはり職員の頑張りがこの中に、農林水産課、給食センターの職員の頑張りがあって、こういうふうに伸びていると思います。その伸びを今11%台ですので、その伸びを北中城村に負けないように、もし30%を目標設定をして伸ばしていくとしたら何が足りないのか、人が足りないのか、組織が足りないのか、教育委員会としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 1年で5.7%から11.3%ということで、伸びてはいるんですが、これを30%目標となると、かなりきついものがあると思います。今現在でも職員体制の中で、実際、朝市とか、農家を回って交渉している方が調理員の方が頑張っているんですが、実際、自分の調理もしながら、そこらをやるとなると、さらにまた30%というところまで持っていくとなると、ちょっと厳しいのではないかとということで、先ほど言われましたように、専属のコーディネーターが農林水産課で採用するのかなどというのはこれから問題になると思うんですが、それがあればそれなりの成果が上がると思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、30%台にするためにはコーディネーターが必要ではないかという話だったんですけども、現在いる調理のメンバーではできないんですか、忙しすぎてできないのか、足りないのか。今やっているわけですから、その辺は人材的には足りないと思ってい

るのか、足りていて調理だからできないと思っているのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今現在、共同調理場が所長が1人、調理員が5人、それから臨時が4人ということで、10名体制でやってはいるんですが、さらにこれからまた農家との交渉とか、そういう業務をやるとなると、やはり人力的にはちょっと足りないかという気はしております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、人力的に足りないということなんですけれども、何名足りないのか、ちゃんとした、それを足りないというのではなくて、実際数字的に何名いれば、あと何名いればできるとかということがわかれば、対策を打てるのですけれども、どのように考えておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 具体的に何名ということになると、これは例えばコーディネーターにしても、村全体のコーディネーターを農林水産課のほうで見て、それを給食センターのほうまで担ってもらうのか、それともセンターで単独でコーディネーターをやるのか、その辺の兼ね合いもあると思うんです。具体的に農林水産課とも調整をしながら、どこまで対応できるのか、その辺がわからないと何名というふうにはちょっと厳しいと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、農林水産課と給食センターの話が出てきているんですけども、そこも私は連携が足りないと思うんです。もし地産地消の協議の中で、そういうのをしっかりとめていけば、どういう体制で何名足りないというのはすぐ出てくると思いますので、その辺の連携も密にしながらやっていただきたい。コーディネーターを配置すれば、そのままよく

なるということは私は思っていません。自分たちで育てていく。コーディネーターとして、今頑張っている調理員を勉強させて、研修会に行かせて育てていく方法もあると思うんです。そして、農林水産のほうで地産地消の対策の人材と、いる方を育てていくという研修等、派遣して育てていくという方法もあると思います。そういうふうには外から持ってきて、すぐ使えるかということ、やはりどんなに優秀でも仕事ができないという方もいますし、できる人をつくり上げていったほうが村のためになると思いますので、そういう人材が足りないのであれば、今、村で今頑張っている若い人材でつくっていく。できる人でやっていくというのが一番いいと思いますので、それに、調理員が足りなければ補充するし、職員が足りなければ補充していけばいいと思いますので、つくりあげていったほうが村の情勢、いろんな農業生産者とのつながりがわかっている方をつくっていったほうが早いのではないかと考えています。そして村長、今の答弁で、給食センターのほうから人材が足りないんだと。コーディネーターがいれば30%台までいけるということですので、そういう人材的な配置増員計画をぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、私は育てていく人材登用がいいと思うんですけれども、村長のお考えはどうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話、やりとりも聞いていて、私は村長に就任したときに地産地消を何とかできないかということで、会議を持ったことが何度かあります。それを今、思い出しましたけれども、今、議員がおっしゃるように、コーディネーターを単純に持ってくるという話が当初ありまして、それだったら、ただ人をふやしてやるんだったら、これは無理だということで結論をつけて、みんなで努力して頑張ろうではないかという方

向で現在に至っております。先ほどからの数字などを見ますと、確かにきちんと実績は上がっているようですし、費用対効果がしっかりと望めそうだという判断であれば、これは人をふやすことも十分可能であると思いますし、ただ単に忙しいからふやしてくれということではなくて、こういう目標を持って、今、議員がおっしゃるように、例えば30%なのか、20%なのかは別にしまして、目標数値をしっかりと持って、それに向けてやっていきますので、その体制をとってくれという具体的な案がしっかりと出してくれば、これは十分に検討に値するものだと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ地産地消の推進のためにもやはり人材をつくっていただきたい。そしてこういう人材を今、東京都足立区の給食が一番おいしいと。日本一おいしい給食ということで本にもなるように、そういうところにも、栄養士とコーディネーターと一緒に派遣して、そういう日本一中城の給食センターがおいしいと言われるぐらい、いろんな面で頑張る人材を登用して、育てていくのが村政の発展につながると思いますので、ぜひ必要なところには必要な人材を入れて、登用していただきたいと思っております。そして人材がいても、連携しないとできないと思います。佐久市のカレンダーなんですが、地産地消カレンダーなんですけれども、どういう作物がどういう時期に、どういうふうには生産されるということで、カレンダーがあるんです。これは農業委員会がしっかりとつくて、お互いに給食センターに提供して、そこでどういう野菜がいつごろに生産されるので使ってほしいという、そういう協議の中でやれば、相当中城村の野菜が使われるということになると思います。1カ月、トマトを早く植えたところであれば、4カ月ぐらいしかトマトを収穫できないけれども、1カ月おくれたところに

なるとまた1カ月延びますよね、村のトマトの使用する時期ができます。ゴーヤーも早く植える人と遅く植える人、このカレンダーを農林水産課のほうで管理して、指導することによって、この村内の農作物の使用期間も延びていくと思うんです。そういう食のカレンダーというのがこっちにあるんですけども、そういうカレンダーもしっかりつくっていただいて、情報を共有し、連携することによって、生産者の意欲も上がるし、地産地消にもつながると思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思っております。その辺で連携できるのかどうか、農林水産課長、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

新垣光栄議員の提言どおり、今後やはり農協とも、あと漁協、当然生産者とも連携を図りながら、今おっしゃる地産地消に向けての資料作成とか、これを今後検討はしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 に入るんですけども、今、農協に出している大手、大手というか、大規模で農家は農協に出しているんですけども、やはり自分の食べる分をつくっている生産者もおりまして、農協組合員以外の生産者が朝市の中で、若者やお年寄り、そして大学の学生、それから県外に住んでいて中城で農業をしているという方が結構いるんです。そういう方々の連携もぜひこの協議会の中に入れて、新しい考え方、新しい人材を入れて、村の地産地消につなげていただきたいと思っております。

それから朝市をやっていて、今、吉の浦の駐車場で行っているんですけども、なかなか農林水産課のほうでは本当に御苦労をしていると思っておりますけれども、職員が休みにもかかわらず、

月1回、朝市の、最初は手伝わなくてもいいよということだったんですけども、何か責任を感じて自主的にやっていただいて、本当に頭が下がっています。当初は私たち自分たちでやりますから、自主的にやります、手伝わなくてもいいですよということだったんですけども、手伝ってもらったりして本当に感謝しております。これが本当に地域活性化ではないかと。お互いに職員と地域の方々が一緒にやっていくのが本当の協働ではないかと思っておりますので、その中でやはりそろそろ常設の施設がほしいということで、今、浜漁港が村の土地だと言われておりますので、JAみたいな農林水産の販売所ではなくて、だれもがここに来て自由にユンタクしながら、オジー、オパーターの健康増進の目的でもあるし、ユンタクしながら売り買いできて、また水産物も販売ができるように、浜漁港のセンターの一角に常設の販売所が提案できないか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの漁港内での直売店の設置ができないかということなんですけれども、水産物の直売店の設置というのは、以前に漁協のほうから要望がありました。それで今、調べてみましたところ、漁港構内の土地利用計画の中には、漁村再生開発施設用地がありまして、水産物の直売店を設置することは可能であると思っております。その場合、農産物、いわゆる野菜類と併設した施設ができるのかは、現段階ではわかりませんが、今後、農林水産省や別の事業等で、こういった箱物施設がつけられる事業があれば、当然、漁協、または農産物生産者ともいろいろ協議しながら検討はしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 私、先々週、都屋漁港に行ってきました。小さなタン屋で1億円の売り上げをやっているそうです。都屋漁港の海産物を使ってですね。そうしたらダイビングの方々もいて、あれは観光なのか、漁業なのか分からない状態なんですけれども、本当に小さいプレハブの中で月2,000万円ぐらいの売り上げをあげていて、そこに雇用が発生して、大変盛り上がっております。中城村も漁港内に販売店、それから農産物の直売店、それから漁協を使って久高島、それから津堅島に観光船を出せば…。観光で中城城に来て、そして漁港で太平洋を観光できる漁船を活用すれば、都屋よりは那覇に近いし、この浜漁港がもっと有効活用できるのではないかと。そういうことも踏まえて、やはり漁港の活用で観光振興にも役立っていくのではないかと考えています。その辺も含めて考えていただきたいと思います。そして6次産業化の取り組みについては、これからこういう協議、連携を図りながらやっていくとうまく進むと思います。その中で一番重要なのは、沖縄電力から派生する冷媒が6次産業化の生産加工して、冷凍して送るC A Sの冷凍システムというすごい冷凍システムがあります。世界最高の冷凍システムと言われているのが今、日本にあります。その冷凍システムを使って、高級ホテル等に出せるとは思いますけれども、この冷凍を使うためにはやはり電力との協議が必要とっておりますけれども、その電力の冷媒は使えるのかどうか、どこまで進んでいるのかどうか、お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

沖縄電力の吉の浦火力発電所からの冷熱エネルギーの活用と6次産業の取り組みということですが、前にも御説明したとおり、沖縄電力、

琉球大学、それから商工会、村でエネルギー利用の検討をするための協議会を立ち上げております。その中で今年度は氷の製造、それから冷凍粉碎試験等を予定しております。氷ができれば、食物工場への冷媒の供給等の可能性が十分あると考えております。それからC A Sの冷凍庫ということですが、C A Sは私の認識では特許の製品だと考えております。冷凍庫の中で一部を兼用するというのは可能だと思いますが、その辺はC A Sの会社のほうと十分詰めることは可能だと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 地産地消、そして中城の農産物を6次産業化して、ブランド化して東京市場、それから大阪市場に売り込むためにはぜひ冷凍システムが必要だと思います。その中で中城村の農産物のブランド化が図れるのではないかと考えていますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次、大卒の2番、保健事業について再質問をさせていただきます。妊婦健診、それから乳幼児健診等の受診率がどのようになっているかということをお伺いしたところ、全く健診を受けないということはなく、14回のうちにたまたま1回忘れたとか、そういう程度のものであって、妊婦健診に関しては今、聞いたところあまり問題ないのではないかと考えたんです。3歳児とか、1歳児の乳幼児に関して、未受診者の76%が要望によって受けています。漏れたものがありますね、まだ受診していない。そういう子供たちが虐待とか、そういうことにかかわってくる確率が高くなると思うんですけれども、そういうのは訪問とか、そういう対策は行っているのか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

未受診者の対策の件ということですが、現在、母子保健推進員における赤ちゃん事業においても2カ月、4カ月の場合にも行っていることと、未受診者へは職員のほうも訪問しますが、まず母子推進員に訪問を再度依頼しておりまして、その部分でまた家族の方々、地域の隣近所にもこういう状況かも聞きながら、現在対応しているところでございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 未受診者に関しては、受けなくてもいいとはちょっと言い難いんですけども、受けなくても訪問して、ちゃんと100%、どういう状態になっているのか、子供たちがどういう状態になっているかというのを確認する意味でもぜひこの辺はしっかり100%できるようにやっていただきたいと思っています。妊婦が里帰り、帰郷して、中城村で出産した場合、そのときの保険適用はどのようになっているか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

保険適用ということで、里帰りということでしますので、住所をそのまま住所地に置いているということであれば、その住所地、または配偶者の保険になっているかと思われます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 帰郷したときに、東京であれば東京に住んでいた方が中城村で出産した場合、健診が受けられません。そういう健診の費用は負担すると思うんですけども、健診の対応はどのようにしているか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 中城においては里帰りをした場合には、里帰り先の出産する医療機関において契約し、そこに村のほうで負担しております。村外から来られる方については、また逆の方法で、中城村において出産するとは思いますが、その支払いについては、その出身、

住所地の市町村で行っていると思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、東京の人でも中城村で出産する場合は、中城村でちゃんと受診できて、ちゃんと費用も中城村が払っていると。費用は払っていない。費用は向こうで、住所地に請求していると。それが6カ月とか、1年間移動してきますね。そうしたら住所を移動した場合、そのときはどうなっておりますか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

住所地を移動した場合は中城村の村民になりますので、中城村で対応することになると思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 そういう場合は、中城村の負担になるということですけども、また中城村から里帰りした場合もそういう状況が起こることということで、これはお互いさまかなという気持ちはあるんですけども、住所地の連携はやっているのか、そういうやりとりはどういうふうにやっているのかお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

住所地を移した場合は中城村のほうに情報なども来ますので、それは対応できると思います。ただ住所を移さないで里帰りなどをした場合には、医療機関のほうには契約など対応したりしますので、直接その市町村との情報提供などについてはございません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 移動していない方々が、子供たちが健診を受けられないとか、そういうのが発生しないように、お互いに連携している市町村もあるみたいですので、中城村もそういう連携をしていただきたいと思います。生活習慣病対策の特定健診の受診率が今、公民館

でやっていたのが吉の浦に変わったから落ちたのではないかとされているんですけども、そういう受診率に関して、なぜ今、健診が公民館でできないのか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

住民健診についての件で公民館でできないかということですが、公民館から吉の浦会館に移動したときの理由としまして、暑い時期という6月から8月ごろまで健診がありまして、その部分について食事もしないで健診を受けに来たりしますので、気分を悪くされる方などがいまして、吉の浦に移ったということになっております。あとバスなども出して健診できるような体制も整えてきているところであります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 暑いというのであれば、なぜ6月から8月までの暑い期間にやるのか、もっと前倒して事業を、10月、11月にやればいいのではないかと。そしてまた事業執行を4月、5月に行えば、そういうのはクリアできるのではないかと考えていますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

実施時期についてですが、現在、受診を委託しています沖縄県の総合保健協会等についても他の団体とも契約の状況があると思ひまして、中城については、現在この時期をとということをやっておりますので、時期をずらすということについては少し厳しいかと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 なぜ暑い時期ではなくて、涼しい時期にできないかという、そういう受ける業者が少ないと。それで中城村の期間が6月から8月という期間に制限されているという理由であったんですけども、そういう理由があれば納得できるんですけども、ただ公

民館がクーラーがきかないから吉の浦というのは、ちょっと説明できないものですから、その辺をはっきり言ったら解決策もいろいろ出てくると思います。こういう情報を流さないということになれば、対策もできないと思いますので、やはり情報の共有が知恵となり、知識となっていくという前上原副知事が講習会で言っていました。やはり情報を共有することによって、知恵が生まれ、議論の中から知識になり、知恵になっていくということだったので、やはり今、情報の共有と連携、各部署との連携が行政コストを抑えて政策をスムーズに進めるポイントになるのではないかと考えていますので、その辺も含めて、ほかの対策も考えていただきたいと思っています。保健事業に関して、例えばウォークラリーを健康保険課でやるのであれば観光と結びつけて、推進課も協力し、そして生涯学習課も連携して、こういう健康づくりのために観光、スポーツ、健康というふうな、そういう連携をすることによって、一つの事業が楽しくなると思いますので、そういう事業も保健事業も含めて、すべての農林水産の地産地消の問題も含めてなんですけれども、情報を共有し、協議し、議論して政策を進めていただきたいと思っています。以上で一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時30分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 皆さん、こんにちは。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

明瞭簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

時間もたっぷりございますので、前向きな答弁を期待しまして、皆さん忙しいでしょうし、早々と切り上げられればいいのかと思っております。

では早速、質問に入っていきたいと思えます。

まず大枠の1番になります。集落環境の整備について。

奥間中央線（公民館前）側溝が、集中豪雨のたびに排水能力の限界を超え、道路冠水が起き、住民生活に支障を来しております。道路冠水の要因として、上流側から現況側溝と交差するもともと布設されていた中央線道路を横断する直線排水路の廃止に起因する布設工事に構造的な欠陥があるかと考えるがどうか。給食センター裏側に接続する海平線途中の橋の下の排水路が未整備の状況にあり、下流向けのセンター裏までは私有地が排水路化している現状にあります。また、橋の上流側についても排水路が未整備で、豪雨の際は周辺農地へ流れ込む被害が発生し、以前から問題指摘されているようだが現状は認識しているか。上記、について、早急な集落環境の整備について対策を講じることを要請するが、地域の期待にこたえられるか伺います。

大枠の2番、広域火葬場斎場についてでございます。

5市町村で構成する建設検討委員会の進捗状況について説明を求めます。以上、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、集落環境の整備については、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の広域火葬場斎場につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

まず去る土砂災害を想定した、奥間地域で起こったことを想定した防災訓練、御協力いた

きまして、ありがとうございます。それは時宜を得た御質問だと思いますので、しっかりと都市建設課のほうで大枠1についてはお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠2番の火葬場斎場につきましてですが、議会でも何度か答弁させていただいたと記憶しておりますけれども、村としてもこれは必ずやらなくてはいけない事業だという認識のもとで、5市町村一緒になって、積極的に参加をするようにということで指示を出して今、着々と進んでいるようにございます。御承知のとおり、候補地も本村から4候補地ほど出させていたしまして、それをまた今、協議会の中でどういう形にするか、場所の選定とか、そういうのが決まってくると思いますので、詳細はまた後ほど企画課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 伊佐則勝議員の大枠1、集落環境の整備の から について答弁させていただきます。

について、奥間自治会の公園整備に伴う奥間中央線を横断する排水路の廃止での冠水ではなく、時間降雨量が過去最高の雨量での原因と思われる。しかし、道路冠水する場所の宅地が低く、宅地内への冠水もありますので、今年度で改善を図ってまいります。

について、給食センター裏側の排水に関しては、40から50メートル未整備の状況でありますので、基本的にはその部分を利用し、整備していきたいと思えますが、単費での改善では予算的にも厳しく補助採択で考えています。事業採択できるかできないか、今年度で回答していきたいと思えます。

について、は先ほど答弁したとおり、今年度で改善していきます。については即対応できませんが、補助採択に向け、地域の期待にこたえていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは伊佐則勝議員の御質問である大枠1の について、橋の上流側の排水路についてですが、これも昨日、現地を踏査したところ、素掘り排水である影響で、降雨時には農地に冠水する状況にあると思われ、整備の必要があるとは思いますが、現時点では農林省の補助事業で採択するには、受益地がまず農振農用地であることが条件となることから、当該海平原の排水路周辺の農地については、すべて農振農用地から除外されているため、農林省の補助事業での整備は困難かと思われ。今後、他の事業で検討すべきだろうと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 広域火葬場斎場についてお答えいたします。

建設検討委員会についての進捗状況につきましては、これまでも答弁をしておりますので、以前に答弁した部分については割愛をさせていただきます。平成25年5月7日までに担当者会議、部課長会議、建設検討委員会、それから先進地視察を含めました全体会議を延べ10回、会議を開催した後、去る6月4日に第1回計画地選定委員会を開催しております。今後、建設検討委員会により作成されました候補地比較表の各検証項目及び総合的評価の内容につきまして、その審議と候補地の視察等を通し、建設検討委員会に対し、審議した内容が報告されることになっております。当初、平成25年3月末までには（仮称）中部南地区火葬場・斎場基本構想・基本計画が策定される予定でしたが、基本構想等策定におきまして、住民のニーズ、その確認のためアンケート調査を実施する必要が生じたため、契約期間を延長し、8月ごろには（仮称）中部南地区火葬場・斎場基本構

想・基本計画が策定される予定でございます。当初予定より若干おけている状況ではありますが、着実に進展しているものと認識しております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

都市建設課長の答弁をいただきまして、の側溝、今年度で着手するというごさいますが、それは村単費の事業でやるということでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

については維持管理費で対応してまいります。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 わかりました。ひとつできるだけ早目に対策を講じられるようによく対応方をお願いします。

の海平線、橋のたもとから給食センター裏側までにつきましては、県のメニュー事業関係からできるかできないか、事業が採択できるかできないかということでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

給食センターの裏手の排水については、素掘り側溝で40メートルくらいあるんですけども、その分については流域計算もしながらの排水整備になってきますので、財政的にも厳しいというのであれば、対応する補助メニューを検討していきたいと思います。この辺を今年度で調整しながら、できなければ、この排水路については単費施工でもやっていきたいと思っております。まずは補助事業絡みでいきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 しっかりとそこら辺の補助事業なり、単費事業なり、しっかりと対応

を講じるようよろしくお願ひしたいと思います。

同じく のほうでございますが、先ほど農林水産課長より答弁がございました。農振農用地除外地域ということで、国の補助メニューが使えないということでの答弁でありましたけれども、農林水産課のほうとして、そこら辺の水路関係、いわゆる農地を通る水路関係の何と申しますか、予算というのか、年間、そこら辺の維持管理と修繕関係の予算はお持ちでしょうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農林水産課独自の維持管理費は予算としては持っておりません。大部分が特に土地改良地区とか、そういった農地関係の部分でもこういった浚渫作業とかの場合は、都市建設課のほうにお願いしている状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ではその他の補助メニューを探してみますという答弁でございましたけれども、どうしても難しいようであれば、ぜひ都市建設課長とまた相談しながら、一緒にまた現場踏査しながら、今後の検討課題としていただくように要望しておきます。

次、3番目の答弁になっておりますので、ひとつ集落環境の整備につきましては、先ほど答弁ありましたように、早急に対策を講じていただくようよろしくお願ひしておきます。

大枠の2番になりますけれども、課長から詳細な説明がございました。二、三再質問という形をとらせていただきますけれども、まず住民アンケートを実施したという報告がございまして、その結果について5市町村、全体分、それと当村のアンケート結果の部分ということになりますか、そこら辺まとめて報告できればお願ひします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 住民意向調査につきましては、平成25年3月22日から3月31日にかけて、各市町村600名、計3,000名にアンケート調査を実施しております。調査の方法は郵送による配布と、それから回収でございました。回収件数につきましては887件、回収率としましては29.6%になっております。回収率につきましては、5市町村とも大体同レベルの回収率でございました。結果につきましては、質問項目が10程度あったと記憶しております。その中から主なものの結果についてちょっとお答えしたいと思います。まず火葬場がなくて不便を感じたことがあるかという質問につきましては、全体で、なくて不便であるという回答が44.2%でございました。特に不便を感じたことがないという回答も47.2%ございました。またどのように不便を感じるかにつきましては、遠い場所にあるので時間がかかるが41.7%、それから他市町村の施設なので料金が高いが27.8%で、火葬場の予約がとれず、遠方の火葬場を利用したが17.6%でございました。それから火葬場は必要だと思うかという質問に対しましては、必要だと思うと回答したのが73.8%でございました。必要ないというのも8.1%ありました。それから火葬場と同じ敷地内への斎場建設につきましては、必要だと思うが73.7%、必要ないが7.2%でございました。これは全体の結果でございます。

本村についての集計でございますが、同じ項目だけを説明したいと思います。火葬場がなくて不便を感じたことがあるかにつきましては、他市町村よりは若干高く、なくて不便であると回答した方が49.1%。不便を感じたことがないというのは40.6%でございます。それからどのように不便を感じるかにつきましては、場所が遠いということで39%、他市町村の施設なので料金が高いが24.7%、火葬場の予約がとれず、遠方を利用したが22.1%でございました。それ

から火葬場の必要性についてでございますが、71.4%が必要だと思うと回答しております。必要ないにつきましては、11.4%でございます。それから敷地内への斎場建設につきましては、70.3%が必要だと。必要ないが11.4%ございました。以上でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ありがとうございます。特に他市町村に比べてアンケートの結果の数字だけ見ると、村内のほうがほかの市町村、あるいは全体に比較すると高い数値が出たという報告だったかと思えます。先ほど今月の4日に計画地の選定委員会になるんですか、それが開催されたということでございますが、当然、建設検討委員会のほうでいわゆる評価を出して、それを選定委員会のほうに回して審議してもらった結果の第1回目の選定委員会だったのかと思えますけれども、基本構想の策定等の時期的な話もありました。最後になりますが、最終的に候補地が選定、決定される時期の見通しを伺いまして、私の一般質問を終わりにしたいと思えます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず候補地として1カ所になるか、あるいは複数箇所になるのか、現段階ではわからないところではありますが、計画地選定委員会及び建設検討委員会で最終的には検討されるものと考えております。候補地の案としましては、8月ごろ策定される予定の基本構想、それから基本計画の中で示されるものだということで考えておりますので、8月ごろがめどであると考えております。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

平成25年第3回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成25年6月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年6月14日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年6月14日 （午後3時24分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	與那覇 朝 輝	7 番	仲 座 勇
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 霸 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情
第 3	陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い
第 4	陳情第7号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
第 5	陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請
第 6	陳情第9号 日台漁業取り決めの見直し等を求める支援要請について（お願い）
第 7	意見書第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書
第 8	意見書第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
第 9	意見書第5号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書
第 10	決議第3号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議
第 11	決議第4号 日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許可を受けましたので、これから一般質問をしていきますので、ひとつよろしくお願ひします。

通告書に基づきまして1点目、教育行政についてでございます。

新しく教育長に就任されましたが、教育長、今後の本村の教育はどうあるべきか、そして教育長としての抱負についてお伺ひいたします。

それから2点目でございます。村民の健康づくり推進についてでございます。

村としては、村民の健康づくり推進について、どのような考え(計画等)を持っているのか、そしてその具体的な実施の計画策定はなされているかお伺ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の教育行政につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の村民の健康づくりの推進についてであります。これは健康保険課のほうでお答えさせていただきますが、健康づくりは当然、村民の生命を含めて村としても大変重要な課題だと思っております。きのうの質問にも少しお答えしましたが、特定健診なども非常にまだまだこれからやらなくてはいけないことも多々あると認識をしております。どうぞ議員各位の皆様方からの御提言などにも真摯に耳を傾けてこの問題には取り組んでいきたいなと思っております。

ます。当然、御承知のとおり健康づくりを行政の目から見ますと財政という部分にも大きくかかわってくる問題でもございますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。詳細はまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣善功議員の質問について、大枠1の の中城村の教育及び抱負についてお答えいたします。

本村は、500年余の歴史を持つ中城城をシンボルとして将来像「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」を掲げ、教育の今日的課題を視野に入れながら、新しい時代の教育の基本理念に基づく教育目標(目指す村民像)「心身共に健康で確かな知性と豊かな人間性を育み、激動変化の社会をたくましく生きる村民を育成する」を設定し、中城村の教育を推進していきます。

平成25年度学校教育においては、幼稚園教育要領や小学校及び中学校学習指導要領を踏まえ、幼児児童生徒に、「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などをバランスよく育成するため、家庭や地域と連携しながら学校の教育力の向上を図り、信頼される学校づくりの推進に努めます。

また、琉球大学教育学部と中城村教育委員会の連携・協力推進事業や沖縄県指定研究「確かな学力の向上推進地域事業」等により、教師の指導力を向上させ、幼児児童生徒の「確かな学力」の向上を図ります。さらに、昨年からはスタートした「中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト事業」を本格化させ、個性豊かで創造性に富んだ学習活動の整備に努めます。

青少年の健全育成や子供の居場所づくりについては、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して放課後子ども教室推進事業や学校支援地域本部事業、千葉県旭市児童交流事業 中学生・

高校生海外短期留学派遣事業の実施や福岡県福智町児童交流を支援します。

社会教育については、村民の学習ニーズに応じた多様な学習の機会を提供し、生涯学習の充実に努めます。村民の生涯にわたる学習活動の拠点となる吉の浦会館においては、各種団体や関係団体のニーズに対応するとともに地域情報の発信及び地域交流の拠点としての活用や機能の充実に努めます。文化面では、引き続き中城城跡保存整備事業や歴史の道保存整備事業を実施するとともに文化財の村指定を推進し、中城城跡を中心とした地域の歴史を知る機会を増やし貴重な文化遺産の保存・継承・発展と村民意識の向上を図ります。また、生涯学習の拠点として「護佐丸歴史資料図書館建設事業」を推進していきます。

スポーツ・体育については、村民が生涯にわたって健康で明るく生き甲斐に満ちた生活が送れるように生涯スポーツを推進します。その拠点としての吉の浦公園やごさまる陸上競技場、村民体育館等の施設を整備し、中城村体育協会や総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体の活動を支援します。

教育長としての抱負ですが、中城村の教育理念に基づく教育目標の達成に努めます。そして、子供たちの夢や希望の実現に努めるとともに、村民の期待にこたえられる教育行政を推進する所存でございます。

議員の皆様の本村の教育施策に基づく事業へのご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは大枠2番の村民の健康づくり推進についてお答えいたします。

まず村民の健康づくり推進については、第四次総合計画において「村民だれもが健康に暮らせる村」をめざし、母子保健事業及び保健事業

を計画して取り組み、健康づくりを推進していきたいと考えております。

次に具体的な計画についてですが、母子保健についてはとよむ中城子育てプランが現在策定されておりまして、保健事業については現在、健康中城21及び第二期特定健診等実施計画書を作成中であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは順を追って一つ一つ質問をさせていただきます。

今、教育長に長々と作文を読んでもらいましたけれども、村長の施政方針を少し抜粋したものだという感じがします。私がお伺いしたいのは、本村の教育長になって、これからどのように進めていくか、教育長あなた自身の考え方が欲しいんです。今のものは抽象的なんですよ、聞いていますと。いつもの作文のとおりです。そうじゃなくて、教育長というのは教育委員会では事務方のトップですよ。ある意味では、あなたの考え方で村の教育がよくなると言っても過言ではないと思うんですよ、私は。しっかりしたものを確立して個性ある教育長になってほしいんです。そこら辺が聞きたかったんです。それでその中で一つ、今は県下でも問題になっています学力の向上ですね。それについてどのように取り組んでいくのか。今、総務課長、これは今年までかな、3年間の学力向上指定校が。その結果はどうなっているか。そういうのもひとつ具体的に今後どのように進めていくかをお聞きしたいんです。例えば去年の8月ですか、全国学力調査では1位が秋田県ですね。そして我が県は47位ということですよ。確かに我が村は平均点以上は取っているという話は聞いていますが、それに甘えるのではなく、もっと上を目指していくという。じゃあどのようにしていくのか、今までの対策でいいのかどうか。例えば秋田県では独自の学力テストですか、全国学力調査以外に独自の学力テストが実施されている

ようですね。そして夏休みにおきましては補習制度を設けている。これは学力を上げるのはやはり学校・家庭・地域という三者一体になって取り組まなければ向上はどうかと思うし、また先生方も先日の中でもありましたように、教える側の向上も目指さないといけないと思うんです。そのためには具体的にどういうものを実施していけば中城村の学力が向上するか、そこら辺お伺いいたします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 それではお答えします。

まず大きな課題は学力問題でありまして、そのために学校の実態を把握するために、学校に足を運んで子供たちの学習の様子や、あるいはできれば子供たちと語り合えることができたなら語り、さらに学校長からの報告のもとに実態を把握していきたいと考えております。

それから学習意欲と関係してくると思います。どうしても子供たちに学力を十分に身につけさせるためには、学習意欲が大きな問題だと考えます。そこで私としましては学校等を通して、教師が児童生徒を褒める材料を見つける。個人個人ですね。40名いれば一人一人の個性といいますか、そういったものを見つけさせて、教師から褒められると児童生徒はそれにこたえようとして学習意欲が増して、どんどん伸びていくものと考えられます。思いは以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今の答弁に私もある程度賛成いたします。特に言われたように学校現場を十分把握していただきたいと思っておりますし、やはりいろいろな計画をつくる場合においてもですね、やはり現場を踏まないで立案できないんですよ。やはり現場を十分見て、自分の部下から報告を受けてもその報告を真に受けるんじゃないで、信用しないというわけではないですよ。一応、報告を受けてもまずは自分の目で見ると現場を。報告書というのは書いた人

の主観が入っているのが多いですから、やはり自分の目で現場を見てどうあるべきか、そして今まで言われた、答弁されました現場を把握するために現場に足を運ぶとか、あるいは学習意欲を高めていくとか、あるいは褒める教材を探すと言うんですけれども、これはじゃあ具体的にどうしていくのか。言うは優しいですよ。じゃあ、これから具体的にどう持っていくかは、ある程度の計画か、あるいは自分の行動、それは教育長が動かないと、頭が動かないと下も動けませんよ、行政というのは。そういう意味で具体的にどうするのかですね。よく褒めれば子供たちは伸びると言いますが、あまり褒めすぎてですね、最近はやんちゃな子も多いんですよ。やはりしかるべきことはちゃんとしかる。そして褒めるべきはちゃんと褒めるという、私はこれがある意味ではしつけになると思うんですよ。褒めているだけだったら天狗になってしまって、あとは判断能力がなくなってくる、善悪もね。そういう意味でも、どのようにやっていくのか。これは教育長自身の今後の教育長としての行動にかかっていると思うんです。そして、よく周囲の市町村を見ますと教育講演会というのをよくやっていますよね。中城村ではそれはないですよ。村全体を挙げてのね。これはある教育専門の、あるいはマスコミでもよく取り上げられている方々を呼んでもらって、村民、学校の先生方、皆がこの教育後援会を聞くことによって意識も変わっていくと思うんです。これは行政も一緒です。そういう意味で具体的にどうしていくのか、その考えをお持ちですかどうか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 議員がおっしゃるとおり、ただ褒めるだけでは子供たちは有頂天になるときもあり得るということは承知しております。ですから、その児童生徒が褒めることによって次に行動を起こす気持ちになるような褒め方を

していかないと生徒は動かないと思うんです。例えば「頑張れよ」では、子供にとっては何の意味もないと私は考えております。具体的にこれこれ、例えば「予習・復習をしっかりとやって勉強に臨むとあなたの学力は上がりますよ」とか、あるいはスポーツであれば「何とか大会で活躍したね」とか。その子供の実態に合った褒め方をしていくと、その子供の心というのは動いていきます。そういったことを学校としてやってみたいなど。

それから全国学力テストの結果、数字じゃなくて本県及び本村の児童生徒に当てはまると思いますが、子供たちは夢や高い目標を持っていることは新聞報道で知られております。ところが目標を達成する自信がない。自己評価が低いという面で他府県と大きな差があるんですね。ですから子供たちに自己評価、あるいは自信をつけるために自己肯定感、人間はだれでもやればできるんだと、忍耐強く頑張ればできるんだと、こういったことを進めていきたいなど。講演会については検討させていただきます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 教育長、そうであるならば、この村長の施政方針以外に中城村の教育方針ですか、年に一度ぐらいは出して、そして検証し反省もして、毎年毎年これをつなげていって、子供たちの学力向上に貢献できるような方法で施策を講じてほしいと思います。それ以外に教育行政の中で育英会というのはあるのかなのか。総務課長、育英基金とか前はあったんですが、今は全くないんですけれども、それ以外に村長が創設した人材育成のものはありますけど、昔からあった育英会という、あるいは育英会費かな、積立金というのはどうなっていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
育英会は現在もございます。その中で大学生、

大学院それから専門学校、海外の大学に留学している方等を対象に受け付けて、育英資金ということで提供をしております。今、資金としましては2,000万円ぐらいですね。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 この2,000万円というのは多いほうか、少ないほうかですね。前はちょっと少ないということいろいろありましたけれども、この2,000万円というのはどのような方法で集めたのか、それは税金でもって村の財政から持ち出したのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
資金のほうは寄附金で賄っております。それから2,000万円の金額についてですが、今の育英会の制度上は毎月3万円とか、県内、県外でちょっと5,000円ぐらい差をつけて、県外の場合が月額3万円、県内の大学等の場合が2万5,000円ということをやっていますので、今の予算で十分足りていると。今回まだ余裕があるということで、新年度から今までは毎月の3万円、毎月の額しかしていなかったんですが、理事会の中でもっと有効に活用してはどうかという話がありまして、次年度から学費等にも使えるように改正をする予定であります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これ今、何名ぐらいが育英資金を活用しているか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 今ちょっと手元に資料を持っていませんが、延べで80名近くいたと思います。その中でもう完結した方とかですね、今現在、貸付を行っているのが四、五名で、それから返済をしてる方が10何名かという状況です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これまだ2,000万円現金があるわけでしょう。これ四、五名とか十

名となると、ちょっと少ないんじゃないか。ある意味では村民に対しての広報はどうなっているか、少ないんじゃないかと思うんですね。そして今、問題になっている大学に行くときに銀行から学資資金を借りて、卒業したら何千万円も借金をしているという報道がありますよね。そういうのを皆さん方は見てどのように感じるの。何も感じないの。2,000万円の金があるんだったら、これをもっと有効的に使えるんじゃないかと思えますけれども。これまで延べということは、この育英会が結成されてから何十年もなるんでしょう。たった80名というのとはにかく少ない。ある意味ではそういうのが活用できるように。そしてできるだけそういう育英寄附金を村民にも呼びかけて、一口1,000円でもいいんですよ。緑の羽根とか、赤十字はありますでしょう。1,000円でもいいんだよ一口皆でやって、それでこれを貯めて人材育成の資金に使っていくと。よく皆さん方は人材育成は大切と言いながら、それを具体的にどうするかというと、やはり人を育てるには少々金がかかるんですよ。そのお金をどうやるか。財政は厳しいですから、護佐丸何とかいろいろやっていますから、それ以外にも、やはりこういう寄附金を募るということで、そして安心していい人材が育つように充実した育英活動。これは今、育英会のメンバーというのはどういうメンバーですか。何名でどういうメンバーが入っていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

育英会の理事のメンバーは副村長が会長、副会長が教育長、それから各種団体の老人クラブとかですね、PTA連合会とか、団体の長ということで、それから監事が村の監査員が2人。今ちょっと資料がなくて具体的に何名というのはちょっと申し上げられないんですが、大体、その各種団体の長と監事2人ということで、十二、三名で理事会を開いております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、それは後で資料を下さい理事会というのは年に何回ぐらい持たれているのか。その理事会の議事録もあるかどうか。もしあるんだったら、この二、三年分の議事録、会議議事録をちょっと見せてもらえないかと思いますが、大丈夫。提出をお願いします。

教育長、この教育講演会というものは検討しますということでありましたけど、検討しなくてすぐ実施できるということではできないのかどうか。予算がなければ、いろいろな人たちから寄附を募ってでも資金づくりはできるんですよ。村の財政だけを頼っていくのではなくて、そこに教育長の考え方を聞きたいんです。金がないからやらないじゃなくて、お金がなければどう工面するかです。村民は皆協力しますよ。そして講演会に行くんだったら1,000円ぐらい出してやれば、その分の講演に呼んだ人たちの講演料は賄えると思うんですよ。だから村民にお願いすべきことはちゃんと頭を下げてくださいれば、村民も積極的に協力すると思います。そういうことで、財政予算がなければどうするんだということを考えて、それが地域と教育現場とそれから地域、家庭との連携だと思えますよ。お互いに助け合う。そういうことでひとつ頑張ってくださいたい。それと、独自の学力テスト、今は4校か。学力テストなんかは実施しているのかどうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

村独自で作成して実施ということはやっておりません。ただ、標準化された学力調査というのは全国学力調査に合わせて他学年で実施、それから12月に2回目の標準学力テストを実施しています。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 わかりました。それと夏休みの補習についても教育現場の皆さん方と十分話し合いをして、お互いに協力し合って学力向上に取り組めるように、そして独自の学力テストについても現場の先生方とも十分話し合ってコミュニケーションをとっていくと。それともう一つ、教育長の大きな仕事というのは、私がさっきから言っているように、やはり先生方の指導のあり方についてもいろいろ問題があると思うんですけれども、教育長の一番の仕事は、いい指導者をこの中城村に呼ぶということが私は大事だと思うんですね。ただ中頭教育事務所から、「はい、この方を行かせます」じゃなくて、逆に言うと自分からこの先生をここに、中城に異動させてくれとかね、それは政治力ですよ。政治力と言ったら教育には政治は不介入ですけれども、しかしそれは教育長が教育事務所の所長とも十分コミュニケーションをとって、機会がなくても足を運んでいろいろな情報交換をすることによってお互いの人間関係ができますよ。そうなると思うんです。そういう意味で、いい人材をこの中城村に教員を呼び込むということは考えていますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

特に中学校において数学と英語がちょっと弱いということは把握していますので、人事についてはこれから教育事務所と密接に連携しながら、そういった面の人材を配置してくれるよう調整をしていきます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつ教育長、頑張ってください。まだ教育長になられて二、三カ月ですか。しかし、もう教育長になったからには、まだまだ不慣れという言葉は使ってはいけませんよ。即能力でひとつ動いてもらわない

と時代は動いていますから。そういうことで教育委員会については以上で終わります。

それと2点目の村民の健康づくり推進について再質問をさせていただきます。まず、村長も先日、この特定健診の受診率については思いつつも余り進まないということの答弁をされていますけれども、それは思っている行動に出して、そしてその対策をとらないと上がらないと思うんですよ。そしてなぜその受診率がこんなに思うように目標達成できないのか、それについて保健担当課長と協議をしたことはありますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、非常に喫緊の課題として、これは大事な部分だと思っておりますので、常に健康保険課、これは庁議でもそうですけれども、何とかして特定健診を特に、特にではありますけれども、特にこの数字で表れてくるものですから、これを上げるために何か方策はないのかということで、ただ、担当課には非常に努力をしてもらって、毎年確かに受診率は上がってきております。ただ、御承知のとおり我々が目指すところはもっと上ですから、今は地道に上がってはきていますけれども、抜本的に1年、あるいは2年でこれが倍になるとかというものが、私も欲張りですから、そういうものはないのかということで常に話はするんですけれども、一つ一つ地道にやっていくしかないのかなど。それと、あとは村民に対する啓蒙を毎年地道にやっていく方策が一番の近道なのかもしれないということでいろいろ話はしております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつ村長、いつまでもこういう状態ではいけないので、プロジェクトチームをつくって、あるいは先進地を視察なりしているいろいろなことをやって、それで

もできなければそれはまたいろいろな方法があると思うんです。その前に、なぜそれが上がらないか。その原因をお互いに協議、議論したことがあるかどうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどと答弁がダブってしまいますけれども、常にそれはお互いの話の中で出てくる課題ですので、数字だけ少しお話させていただきますと、前年と比較して特定健診に限っての話ですけれども、約200人ほどは受診者がふえているようでございます。担当課はいろいろ足を運んだり、各自治会長への話をしたり、いろいろなことをやっている中で少しずつではありますけれども上がってはきています。それに何らかの手を打てば、もうちょっと上がっていくんじゃないかなという気はいたします。今年度も頑張っていきたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは私の考えです。特定健診を受ける場合1,000円個人負担ですよ。これを全額行政が負担している市町村もありますよね。私はその受診料もちょっと原因があるんじゃないかと思えます。そしてこれは健康診査を受けましょうということでチラシを配っていますね、去年。その中でうたわわているように受診率が国の目標である65%ですか、これを達成しなければペナルティーが課せられるということで、我が村では後期高齢者支援金3億円支出していますが、その目標が達成できなければ支援金の10%となると3,000万円ですか、はペナルティーと課せられる可能性があるということでチラシを出していますね。その内容がどういう内容なのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

議員おっしゃる部分については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において最大10%の部

分が達成していなければ負担をふやすということになっております。ただし現在、平成20年からこの制度が始まりまして、国のほうにおいてもいろいろ実際、実施をする場合の検討会などの話の中で早いのではないかと、いろいろな意見がありまして、現段階では指導率、実際に実施していない団体についてペナルティーを課すということで通知のほうがありますので、沖縄県においてはそのペナルティーが課される市町村についてはないということで認識しております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それと課長、医療費の推移、5年分の推移がわかりますか。なぜそれを聞くかということ、我が国では年間1兆円の医療費というんですか、毎年毎年ふえてきているということです。そういう意味でも、やはりその医療費を抑えるためにはやはり健康づくりをしないと病気にかかってから行く、早期発見、早期治療ということで医療費をどうにか抑えたいというのがあると思うんです。そういうことからして、我が村における医療費の推移、5年分。それと一般会計から義務的で拠出するのと、それからいろいろな医療費の増加によって一般会計から繰り入れしなくちゃいけない負担の状況はどうですか、伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時39分)

~~~~~

再開(10時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 ではお答えいたします。

まず医療費についてですが、まず平成24年度と平成23年度の比較です。3,000万円程度マイナスと実績ではなる予定でございます。平成22年、平成21年、平成23年、平成22年については

5,000万円程度医療費が伸びてきておりまして、今年度については先ほど言いました3,000万円の減ですので、徐々に国においては上がっているということですが、中城村においては今年度は少し落ちたという状況になっています。あと一般会計からの予算の支出についてなんです、すみません、細かい資料がありませんが毎年度、予算において当初2億円を計上していただいて、それを3月の補正で今年度は約7,000万円程度の補正をいただきまして2億7,000万円程度になっているかと思えます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時42分）

~~~~~

再開（10時42分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 平成24年3月において補正していただきました7,000万円について、詳細については少しあれですが、当初負担していただいた部分が3,000万円だと思いますので、約1億円についてはその他の財源として支出していただいていると思います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 先ほど申し上げたように、人間ドックを受ける場合にも1万2,000円自己負担ですよ。前は5,000円でありましたけれども、あのときは受診する人がいっぱい朝から、9時から始まるのが朝の5時、6時から来て皆並んでいたんですが、あのよう皆、関心を持っていたのが最近、人間ドックの受け付けは500名ですか。それに対して今現在どれくらいの方が申し込まれていますか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

きょうの朝見まして、現在は239名の受け付けになっております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 約半分ですか。去年の人間ドックの受診率というのはどのくらいなのか、何名の方が人間ドックを受けたのか。なぜそうなったか原因ね。村長、これを5,000円に引き下げた場合にどうなるか。受診率を上げる方策もあるし、そしてよく皆さん方もマスクミ、新聞等で読んでいると思いますが、住民健診もこれは一つの率に入っていくという話ですので、主婦とかで受ける方々も暇がないとかいろいろありますから、サンエーの中城店の構内で診断をすとか、方法もいろいろあると思うんですよ。時間がないとか何とかで受診しない方々が多いという新聞記事を見ます。那覇市ではついでに役所に来るときについでにということで健診を勧め、そこで役場で健診を受けると。特定健診についてはそんなに難しいことではないので。そういう意味で、いろいろな方策を考えて実施して、試行錯誤しながらやっているんだしたら私は納得もいく。何もしないで上げないといけないと思ながら行動も何もしないということになると、今までの前例主義じゃなくてもっといい方法はないのか、そして先進地のことも調査しながら、情報収集しながらきょうよりはあす、あすよりはあさってという、どうにか考えて思考を働かせていけば上がると思うんです。そして財政については村長、ひとつ決断だと思いますので、まず5,000円に下げてみて実施したらどうなのか、暫定的でもいいですよ2カ年ぐらいいは。その状況を見ながら判断していくことも一つの方法ではないかと思えますけれども、村長として。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私の決断でやれるものでございますので、真剣に持ち帰ってしっかりできるのかどうかを、またお答えしたいと思います。ただ前向きに、確かにやってその数字

を見て判断しなくちゃいけないところも出てく
ると思いますので、それは大いに参考にさせて
いただきたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつ前向きに検討
していただいていますね、そして課長、そういう
場合に課長のほうでは財政のシミュレーション
ですか、もしこうなったらどれぐらいの財政が
必要だということもちゃんと、あなたは担当課長
だから、村長の補佐役としてちゃんとシミュ
レーションをつくって、こうしようと。その財
源はどこからするかは、それは副村長とか村長
たちが考えればいいことだから、いろいろな意
見をどんどん上げて、受診率を上げる策を考え
ていかないと、いつまでたっても毎年同じこと
ですよ。だから、これは今の健康保険課長だけ
じゃなくて、各課の皆さん方も、課長の皆さん
方もひとつ考えて、すばらしいのがあればまず
やったらそれが財政的にはどのぐらいかかるの
か、財政のシミュレーションもつくってやれば、
もっともっという村づくりができると思うん
ですよ。そういう意味で、特にこの健康づくりは
人間の根本ですよ。健康で長生きすることが
我々の幸せだと思うんですよ。そういう意味で
早期発見、早期治療をするためにも、やっぱり
そういう健診を受けないと医療費が高騰して、
かえって自分たちの首を絞めていくことになっ
て、財政が厳しくなってくると思いますので、
ひとつその辺を…。それと、この健診の対象者
数ですね。40歳から74歳は何名いるのか、75歳
以上は何名いるのか、20歳から39歳までの対象
者は何名いるのか、それはわかりますか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えし
ます。

現在、資料がある部分についてなんですが、
特定健診の対象者40歳から74歳は3,640名が平
成24年度の対象者となっています。20歳から39

歳及び75歳以上については現在、ちょっと資料
を持ち合わせていませんので、後でまたお知ら
せしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは5月5日の新
聞記事の中で、南城市のある自治会では健康づ
くり推進ということで、自治会長、事務委託者
ですか、が先頭になって朝のラジオ体操をやっ
ているという新聞記事を見ました。やはりいい
ことだなと感じました。そこで話はちょっと脱
線するかもしれませんが、事務委託者を
どう活用していくか、地域の健康づくりに。病
気にかかってから、幾ら健康にしようとしても
間に合わない場合がありますから、やはり健康
のうちに健康づくりをしないと、病気になっ
てから健康づくりをするといっても遅いのでは
ないかと思うんですよ。健康のときこそお互い
はどうしたら健康づくりができるかを考えても
らって、そういう各自治会長イコール事務委託
者の活用も私はやるべきだと思うんですよ。
地域、そこで自治会への支援金及び援助金が今
度からありますが、そういうのも採点の中に入
れて、何も文化とか人口じゃなくて、本当に地
域のために自治会長、事務委託者がしっかり
やっているかどうか、そこら辺までも参考に
行って、自治会補助金を交付してもらえないか
どうか、村長のほうで。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

やり方は別にして、非常にいい案だと思いま
す。自治会長各自、我々は事務委託もやってい
るわけですし、村民の健康づくりに寄与して
もらいたいということで、やり方はこれからい
ろいろなやり方があると思いますけれども、考え
方としては私も賛同したいですし、今の特定健
診だけの話ではなくて、いろいろな形で、やは
り各自治会との協力体制をしっかりと結ぶのが
いい方策じゃないかなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 時間もあと5分ぐらいですので、ひとつ課長、毎日毎日統計をとって、そして常に基礎的データ、いつも言っているようにデータと、そして現場を踏んでもらって、村民の健康づくりに関心を持ってやってもらいたい。そして村長にはこの無料化。今、人間ドック1万2,000円というのを、私はいいですけども、ほかの人たちから見ればちょっと高いような気がしないでもないですよ。その辺は踏ん張ってもらって、あと5,000円は村が負担してやる方法を考えれば受診率も上がっていくんじゃないかと思しますので、ひとつお願いをして終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時54分)

~~~~~

再開(11時03分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて9番 仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 おはようございます。教育長初め何名かの新執行部の方々がおられますけれども、ソフトタッチの質問が持ち味の9番 仲眞功浩です。よろしく願いいたします。それでは通告書に従い一般質問を行います。

まず初めに水道料金の格差問題についてお伺いいたします。

中城村の水道料金の格差問題については、新聞報道でも取り上げられ村内外からも関心が寄せられ、その対応が注目されております。改めて、中城村における水道料金の格差問題の現状、対応等についてお伺いしたいと思います。

上位法(憲法、地方自治法等)の趣旨、国・県からの指導通知等をかんがみた場合、この料金格差発生の根本的原因となっている「中

城村水道事業給水条例」は極めて抵触性の高い条例と認識せざるを得ないが、村の認識はどのようになっているのか。

「中城村水道事業給水条例」の改廃に関しての責任者はだれなのか。またこの種の条例の改訂を議員提案で対応できるかどうか見解をお伺いしたいと思います。

共同住宅の水道料金の徴収に関しては、国・県の指導、さらには本議会の一般質問での再三の指摘も完全に無視し現在に至っております。これは、極めて悪質で弁明の余地のない行政の不作为であり、従ってこれを起因として村役場及び村民に及ぼすすべての損失は村長が責任を負うべきと考えるが、不作为及びその結果に対する責任についての村長の見解をお伺いいたします。

共同住宅に対する料金格差は、言わば民法第703条で言う不当利得と認識され、「不当利得返還請求権」の対象になると解するが、村の見解はどうか、また実際に不当利得返還請求についての通知等があるのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、行財政改革プランについてお伺いいたします。

中城村集中改革プラン(平成17年度~21年度)の実績報告は作成され公表されたか。また平成22年度以降の改革プランの作成、実施状況はどのようになっているのか。

18年指針の取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。簡潔で明快な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、水道料金の格差問題については、詳細につきましては上下水道課のほうでお答えをさせていただきますが、私の見解として、特にの行政の不作为ではないか、あるいは不

当利得に当たるのではないかという御質問でありますけれども、去った議会でも答弁をさせていただきました。私どもとしては条例にのっとって正当に料金を請求してやっている事業でございます。例えば条例を違反したとか、法律を違反したということは一切ございませんので、当然、不作為にも当たりませんし不当利得にも当たらないと認識をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

大枠2番の行財政改革プランにつきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは仲眞功浩議員の質問にお答えいたします。

1番の水道料金の格差問題について。

上位法（憲法、地方自治法）の趣旨、国・県からの指導通知をかんがみした場合、この料金格差の発生の根本の原因となっている「中城村水道事業給水条例」は極めて抵触性の高い条例と認識せざるを得ないが、村の認識はどうなっているかということですが、お答えいたします。

国・県の指導によれば、「共同住宅の水道について、個々の居住者を給水対象とみなし、一般住宅と同様の取り扱いをすることが望ましい」との内容であるため、条例や規則等に沿って水道事業運営を遂行しており、上位法の違法性や給水条例に反する行為が行われているとも思いません。よって、ご質問の「上位法に対して抵触性の高い条例」との認識はございません。

「中城村水道事業給水条例」の改廃に関しての責任者はだれなのか。またこの種の条例の改訂は議員提案でできるのかという見解を伺いますとのことですが、条例の改廃に関しては議会の議決によって決められます。また、条例の改正に関する事項として、地方自治法第96条と112条の議員の議案提出権の規定がありますので対応できます。

共同住宅の水道料金の徴収に関して、国・県の指導、さらに本議会の一般質問の再三の指摘も完全に無視し現在に至っております。これは、極めて悪質で弁明の余地のない行政の不作為であり、したがってこれを起因として村役場及び村民に及ぼすすべての損失は村長が責任を負うべきと考えますが、不作為及びその結果に対する責任について、村長の見解を伺いますとのことですが、条例の規則のない事項を運用していくことはできません。そこまで条例等の条件整備及び議会への上程、さらには水道調定システムの改修作業を進めており、不作為ではありません。同制度は平成25年10月1日からの運転開始に向けて作業を進めているところでございます。また、国・県からの関連通知の詳細について、一般の水道装置に準じた取り扱いができるよう、当事者間において契約するのが望ましいとされていることから、そこをしなかったことにより罰則規定及び違法はないと思われま

す。共同住宅に対する料金の格差は、言わば民法第703条で言う不当の利得と認識され、「不当利得返還請求権」の対象になると解するが、村の見解はどうか、また実際に不当利得の請求についての通知はあるのかということですが、水道料金の算定の請求において、村は水道条例を順守しております。そのことから不当請求がないものと認識しております。よって、民法第703条の不当利得には当たらないと解します。また、不当利得請求権に関する通知についてですが、平成25年7月付で弁護士事務所より通知を受けておりますが、村顧問弁護士に確認をして回答を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは仲眞功浩議員の大枠2番の行政改革プランについて、中城村集中改革プラン（平成17年度～21年度）の実績報告は作成され公表されたか。また平成22年



度以降の改革プランの作成及び実施状況はどのようになっていますかという御質問と、18年指針の取り組み状況についてお答えをしたいと思います。

集中改革プランについては平成17年3月に総務省が作成をして、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということになっております。自治体の行政改革を集中プランといたしまして、作成・公表することが義務づけられております。この公表についてはホームページ、広報紙によって実施しております。削減目標といたしまして、総人件費改革として国家公務員の7.5%純減と同程度の経費削減を行うことが明記されております。公表の義務づけについては先ほど公表しているということに答弁いたしますが、総務省のホームページ、地方公共団体給与情報等公表システムによって部門別職員数、年齢別職員構成、定員の状況が掲載されております。各自治体の公表ページとリンクしております。

取り組みの定員管理の数値目標ですが、平成17年から平成21年4月1日における村の職員の純減の目標でございますが、平成17年4月当初は123名の職員でございました。それが純減目標7名の減を目標として平成18年には116名、5.69%の目標を達成されております。主な原因として、組織機構の見直し及び退職者の不補充となっております。

次に、給与の適正化についてですが、特殊勤務手当の一部廃止、管理職手当及び時間外勤務手当の抑制、退職時特別昇給の廃止、55歳以上の職員の昇給停止、最高号給昇給期間の是正ということになっております。民間委託の推進については村営保育所の3保育所のうち2保育所を統合し平成22年をめぐりに民営化し、1保育所については改修工事を行い民営化を目指すということで答申されています。実績といたしまして2保育所を平成21年に統合しております。現

在、村直営で運営をされております。第3保育所につきましては、去った平成25年3月末で廃止という形になっております。それと、さらなる民営化の改革なんですが、電話交換業務の委託、それから学校用務員の委託を臨時職員で対応しております。調査・清掃業務の委託、老人福祉センター清掃業務の委託を職員で対応しております。

次に、事務事業の再編・整理ということで、ごみの有料化、OA機器の集中管理、課の統合、実施済みとなっております。公営企業、第三セクター等ということで、上水道の検針、集金、水質検査、休日等の点検業務の民営化委託を実施していくという課題に対して、現在まだ継続検討という形になっております。その他の取り組みといたしまして、収入役の廃止、特別職の給与の減額。5%減額しております。農業委員会の委員の定数減、19名から10名。村議員の定数の見直し、20名から16名。各種団体の補助金等の減額ということで、一律20%の減額がなされております。それから消耗品の減額。村有財産の活用と各種委員の報酬の減額となっております。公共施設の使用料金の見直し、村有財産の活用等については、引き続き検討をすることになっております。平成22年以降の取り組みになりますが、全国レベルでの改革プランの策定は行われておりません。ほとんどの自治体が自主的取り組みを行っている状況でございます。18年指針におきましては、平成18年8月31日、総務省事務次官通知により総人件費の改革、公共サービスの改革、公会計の改革の3点について、一層の行政改革の推進が要請されております。

給与構造改革の実施におきましては、給与構造改革を踏まえ当時、給料表の8級制が6級制に移行されております。課題といたしまして勤務実績の給与への反映を内容とする人事評価制度を平成23年度以降導入するという方針が掲げ

られておりました。現在、人事評価制度については実施はされておりませんが、今後の課題といたしまして、現在、人材育成等専門家派遣事業といたしまして総務省の派遣事業がございます。その派遣事業で今回、人材育成の効果的な取り組み、人事評価の効果及び留意点と題して講演会を予定しております。講演会と職員との意見交換会を総務省から派遣をいただき実施していきたいというふうに考えております。

それとまた、随意契約の見直し。地方公共団体と第三セクターとの随意契約の見直しについては国・県の取り組みを踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行いその適正化に取り組むということがあります。随意契約の見直しについては内容及び結果、理由を公表し、複数の業者から見積りを取るということになっております。福利厚生事業の見直しについては、村職員互助会への補助金を平成17年度より廃止をしております。

市場化テストの推進についてですが、平成18年度学校給食調理場の建てかえを実施し、民間委託等を含めた検討を開始すると。平成21年度に村営保育所の2カ所の統合を行い、第3保育所については先ほど答弁したように平成25年3月31日の廃止となっております。

次に、公会計の整備ということですが、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準化することです。取り組みといたしまして平成23年度固定資産台帳の整備、平成24年度においては財務4表の整備、平成25年2月末に作成が完了しております。

次に、外部監査の実施拡大、監査委員の外部登用についてですが、監査委員については地方自治法にのり適正に選任しているということです。外部監査制度につきましては、今後検討を行っていきたいということで報告がされております。以上で答弁を終わります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 特に水道料金についてですけれども、今の答弁を聞いて私はびっくりしております。3月の宮城治邦議員に答弁したのと完全にひっくり返っている。あの答弁は何だったのか、新聞に報道されたから、あのすべての3月の答弁はなかったというふうな感じさえ受けております。大変大きなショックを受けておりますけれども、先ほど私はソフトタッチな質問でいくということを私は言いましたけれども、これはとてもじゃないけれどもソフトタッチな質問ではやっていけないと感じていますので、これは厳しく対応していきたいと思っております。まず、中城村の共同住宅における水道料金の徴収方法の実態はどうなっているのかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それではお答えいたします。

村は給水条例における算定基準により村管理の水道メーターの使用者に対し、水道料金の算定を行っております。よって差別や違法には当たらないと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 今、聞いているのは、どういう方法でやっているんですかということなんです。普通だったら各専用線で、各メーターで、個々のメーターでやっていると思うんですけれども、実際に今、共同住宅における検針方法あるいは料金の徴収方法というのはどうなっているか。要するに聞いたかったのは、親メーターでやっているんじゃないのと、そういうことですけれども、これに対してはよろしいですか。どういう状態になっておりますか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えします。

共同住宅に関しては今、集中検針盤で料金を算定しておりますのは県営住宅2カ所、それが

ら1件南上原に集中検針盤があります。3件ですね。あとのアパートに関しては親メーターで検針をしております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今、格差の問題が生じているのは、この親メーターでやっている検針についてですね。この親メーターによる検針というのは、これはある程度今まで、今までというか具体的には昭和38年に厚生省の水道課長から通知が出るまでは、これをよしとしていたわけです。だけど、これはいけませんから格差で不平等が生じますから、この共同住宅においても市町村の水道事業者は共同住宅の水道についても、その個々の居住者を供給対象とみなして一般水道事業の受給者に対すると同様の取り扱いをすること。すなわちメーターの検針、料金の徴収は共同住宅の設置者を対象とせず、個々の居住者を対象とすることと、これがはっきりされていますよね。それは親メーターでの検針、料金徴収というのはもう改めなさいと、そういうことですよ。それに基づいて県内の市町村もほとんどが全部この条例を改正したわけですよ。中城村と北中城村以外は、それを改正しないで無視して、条例がこう定めているから中城村は違法なことはしていませんということ、これが皆さんの今の主張ですよ。ちゃんと条例にのっとってやっていると。これはどうということなんですか。条例を改めなさいという通達じゃないですか。じゃあ、その条例はなぜ改めなければいけないかというのは、この平等性。皆さんは供給するインフラに対するそういうものがあるからやりなさいと言っているのがあるでしょう。それに従わなかったのは中城村と北中城村の2村だけでしょう。そういうものを置いて、条例が正しいからそれにのっとってやっているかというのが皆さんの仕事だと思うんですけども、これが私は通るはずはない。これは皆さんが責任を持って条例改正をしなけ

ればならないはずなんですよ。そういうことなんですよ、行政というのは。この違法性あるいは、この通知に従わない、他市町村とは違った料金、水道メーターの制定とかそういうものをやって、それで押し通していく。それで皆さんは違法性はないと、不作為ではないというふうなことを申しますけれども、そういう理解でよろしいですか。これは全くこの指導に従う必要はなかったということに理解してよろしいですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一つずつ少し整理をしたいと思います。先ほど議員御質問の昭和38年の通知のお話が出ましたので、あえてお答えいたしますが、昭和38年当時、沖縄は琉球政府時代でございます。日本政府からの通知が我々のほうに届いたということもありませんし、また届くはずもないと思っております。この通知があったからやるべきじゃないかという論法はいささか乱暴じゃないかと思っております。そして復帰後、日本政府、沖縄も復帰いたしました。その後、その通知はほかにはないのか調べました。その通知はございません。今、議員がおっしゃるものはその結果でございます。我々が知るすべは当時はなかったと私は認識をしております。そして今回、今親メーターのお話が出ましたけれども、連合専を現在採用していないのは、近隣では私どもと北中城村だと、これは認識をしておりますけれども、私が村長に就任してその御指摘をいただきまして、これは確かに時代に沿った形で直していこうじゃないかということで時期を見て、今回、先ほど答弁がありましたけれども、平成25年の今回10月から、じゃあ条例も改正してやっていきたいと思いますということで決断をさせていただきました。この件について不作為だとか、不当利得だとかというのは、私はそれは当てはまらないんじゃないかなと思います。条例を

しっかりと我々は踏んでやってきた結果で、その結果を見て今回、南上原は特にアパートもふえてきましたし、そこに移行していこうじゃないかというのが1つであります。

それともう1点、ひとつお伝えしておきますけれども、アパートの経営は、先ほど答弁がありました集中検針システム、これは各戸別に検針するシステムと、そして今、議員がおっしゃる親メーターと建設するその当時において選択することができます。我々、中城村は当時、連合専の制度がないわけですから、じゃあ一戸一戸、戸別にメーターをやっていくということがありますと、一戸一戸が加入しなくちゃいけません。これは施主が、言うならばアパート経営者がどちらかを選ぶわけでございます。我々もその指導をしております。そして先ほど答弁があったとおり今、マンションでやっているものは集中検針システムを採用して、戸別に料金を徴収していると。それ以外の親メーター制度が今の問題になっているのであって、これはその当時の施主が選択することができる。我々もそれを最初に説明をしているという、説明義務も果たしているという状態でこの議論を今やっているところというのは御理解をいただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 これは、最近では集中検針というのを指導しているのは聞いております。だけど、これはいつごろからやったんですか。そういう選択制というのを。これは設置者に対して、実際に周知徹底とかそういうものをやられたことはあるんですか、これをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

平成4年前後だという記憶で大変申しわけないんですが、中城の奥間の県営団地ができた前後でこのシステムが採用されたようございま

す。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 これも先ほど村長が言っていた昭和38年のあれも具体的には県も持ち合わせて、今のところ見つからないと。ただ、県が言うには、そういう通知があったことを前提として皆さん、各市町村は条例改正を行っているというようなお話をしていました。今の件についても、やはり皆さんもきちんとしたあれはないわけですね、指導をやったという。やられていたようですというような話であって。

それと、ちょっとお伺いしたいのは、じゃあ、皆さんはこの指導には従わなくてもいいというふうなあれで今までできておりますけれども、その条例ですね、我々が持っている条例、これは本当に正しいかどうかというのを確認をしておきたいと思うんですけれども。要するに、この給水条例で、第4条で給水装置の種類等を述べておりますけれども、そして第27条では料金表の規定がされていますけれども、その整合性についてお伺いしますけれども、第4条で3種類の専用給水装置の種類がありますよね。専用給水装置、それから共用給水装置、それから私設消火栓というのがありますけれども、この共同住宅に関してのこの専というの、給水装置というのとはどれに相当するわけですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時37分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ただいまの御質問にお答えしますけれども、まず第4条でいう給水装置の3種類の部分については、ここにありますように1世帯を1カ所とするものという部分が専用給水装置。共用給水装置につきましては2世帯以上で共有するものという設定になってい

と思います。これと第27条の部分との整合性という御質問ですけれども、第27条については、この水の使い方の区分による料金設定ということになります。要するに家庭用として使っているのか、営業用として使っているのか、団体用という形で使っているかという区分になりますので、直接的にこの第27条と第4条との関連性はないというふうに解釈しています。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに、他市町村のこの料金表とかその用途について、本村中城村の料金表の中身というのは不備であると。要するに共用給水装置、共同住宅でもこれに相当するわけですよね。だけど、この共用給水装置に対する料金表の設定とか、そういうものが盛り込まれていないですよね、今のところ。皆さんが言うように、ただ家庭用だからどうのこうのということで片づけております。そういうことですよね。だけど、他市町村の場合においては、ちゃんとそういういろいろな指導もあって、そういうのも受け入れて共用給水装置、そういうところを設けてですね、連合専とかそういうものをちゃんとしっかりやって、それに基づいて料金を取ると。そういうことで料金の格差が発生しないようなことをやっているわけですよね。だから、皆さんに言いたいのは次の問題とも関連してきますけれども、そういう条例の改廃に関して皆さんは責任があるんじゃないですか。そういう指導を受けたならば、そういう指摘を受けたならば、そういう格差が実際生じているんですから、そういう条例改正、そういうのは当然やるべきだと。やらないために今は問題が発生している。共同設置者に対しての格差が生じている原因になっています。その条例がどうのこうの、今の条例が悪いとかそういうことじゃなくて、ちゃんとそういうものに従ってなくて、不平等な格差を生む原因になっている。その改廃の責任があるのは、当然村長がやる

でしょう。指摘されたら当然やらないといけません。そうですね、村長どう思いますか。この改廃を指摘された、あるいは法令が変わった時点においては当然やらなきゃならないんです。それをやっていないということなんですけど、村長の見解はどうなんですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時42分)

~~~~~

再開(11時42分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員がおっしゃることを今やろうとしているんです、我々は。時代に即した形で私が平成22年だったと思いますが、平成21年か平成22年ごろに御指摘を受けたときに、ああ、なるほど、それは確かに人口増加も今は著しい、アパートの建築も多い、そろそろこの条例は時代に即した形で改正しなくちゃいけないなということで勘案をして、今年度それをスタートしましょうということを、私は正直なところこういう場でこういう発言もどうかと思いますけれども、自分では、褒められることはあっても、なぜそこで議員や皆さんからそういう追及を受けるのか、私は不思議ではないというのが本音でございます。私はこれは時代に即した形で条例を変えていこうということでやっておりますし、議員が先ほど御指摘の発言をなさいました、国や県からの指摘というのは昭和38年の話でございます。我々はあずかり知らないものを、ましてや水道事業は昭和42年からのスタートと先ほど調べたらあるようですし、これをもとにしての議論はいささか私は乱暴ではないかというのは先ほど申したとおりでございます。今、我々はその時代に即した形で条例を変えていきたいと思いますということで、議員の皆様にも私は説明をしたと思いますが、今度の10月に向けて今、

その作業を着々と進めているところでございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 では、村にそのような格差の問題があると、そういうのを指摘されたのは多分、これはその当時の課長じゃないんですけれども、これはいつの時点でそういう指摘をされたんですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

私も今の件につきましては各課にもちゃんと聞いております。国や県からの指摘は昭和38年のその通知以外にあったかという話で、全部資料も調べました。その指摘はございません。今年度、平成25年に入って我々のほうで条例改正の話もあったものですから、県のほうとのやりとりの中で、これは改正したほうがいいのではないですかというような、これは通知ではございません。そのほうがいいのではございませんかというような書面は今年のたしか3月だったと思いますけれども、我々はそこら辺に向けてもう作業をしているところでございましたので、それは受けております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 全く違いますよね。これは平成18年度の3月の定例会において宮城治邦議員が指摘しているわけですよ。それについて、村当局は何を検討したんですか、点検したんですか、これ。この格差があるというのであれば、全くやっていないわけですか、どうなんですか、もう一度お伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私が指摘を受けた、受けなかったというのは国と県の今は御質問でしたから、その国・県からの指摘はありませんでしたということです。私が村長になってから、先ほどの答弁と重なりますけれども、平成21年か平成22年ごろその指

摘を受けて、私もそのときに初めて「ああ、なるほど」と思いました。これは時代に即した形でやっていかなくちゃならないと、今までの歴代はずっとやってきていなかったわけですから、それで今回やりましょうということになったという、その経緯をぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かに現村長には平成21年になっているんですけれども、これは村に対しての指摘は平成18年で行われているわけですよ。そのときにどういうことが行われたんですか。これ今更、直接本人には聞くことはできないんですけれども、そのときに、じゃあ水道課において、条例の点検とかそういうことをやられた形跡はあるんですか、どうなんですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時47分)

~~~~~

再開(11時47分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 その当時、事務引き継ぎも受けておりません。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 事務引き継ぎを受けていない。要するに、これこそ行政の怠慢があるいは完全なる議会無視ですよ。議会の場で言わせておけばそれでいいと、そういうことにしかなりませんよ。ちゃんとこれを指摘されたならば、これは我々の直接、住民の財産にかかわることでもありますし、本当にそれがでたらめな指摘になっているのか。どれぐらいの格差が本当に発生しているのかということはちゃんとチェックしてやるべきですよ。やらないということは私はこれは不作為だと思いますよ。引き継ぎさえも行わないということは、やっぱりこれは今の現執行体制に対して、これに対しての

責任追及はできないかもしれないんですけども、村役場としての、行政としてのこれは不作為に十分値する状況だと思いますよ。議会とは何なんですか、皆さんは条例を変える場合は法令が変わった、指導があった、そういうこの場合はやりますけれども、議会から「これはおかしいんじゃないか」と、あるいは不備で疑問の点があるということを指摘された場合においては、全く点検すらしないと。それが結果的には議員の、議会で指摘されたものが正しかったという状態を招いているわけですよ。これこそ我々に言わせれば、議会軽視とか不作為とか、そうとらえざるを得ないと思うんですよ。

次に行きますけれども、条例の改廃についてですけれども、課長は議会提案でもいいんじゃないかと、そういう見解を示されましたね。それでよろしいですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（11時49分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の件につきましては、議員提案も可能だという答弁です。議員提案をしなさいということではなくて、議員提案も可能だということをお理解いただきたい。それと、先ほどのお話は平成18年のお話をされましたけれども、私もその当時はまだ議員ですから、その件につきましてはわかりませんが、ただ言えることは、どうぞ議員、我々は今前向きに、前を向いて進んでいこうとしておりますので、その当時の責任を追及しても、私は果たしてどうかというのが実際でございます。私の政権のときではないとはいえ、それは私は不問に付して、今できることをしっかりやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは議員提案でもやっちゃいけないと、可能とは言いますが、恐らく可能か、強引にやろうと思えば可能かもしれないけれども、こういうふうになじむものではないと思います。村長もどういうことですかね。可能とおっしゃいましたけれども、なじむのかどうかということについては、どんな見解をお持ちですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

議員おっしゃるとおり、私も個人見解としては、今の条例の改廃は議員提案でできるということはできると思うんですけども、基本的にはやはり我々当局側がそれは改廃は皆さんに諮って、議会に諮って議決をやるべきものだと認識をしております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私の認識はですね、なぜそう言うかということ、これはですね、大きな村の財政の収入にかかわってくる問題なんですよ。要するに、ある意味、村長の予算編成権、これを犯すことになりかねない。そういうことで、こういったものは可能かどうかは別にして、やっちゃいけないと。議員提案あるいは議会提案でね。そう認識しています。これはある意味、首長の権限を犯してはならないという、そういう範疇のものだろうということでもあります。だからですね、我々議会はこの件に関しては指摘することしかできないわけですよ。触っちゃいけない。だから、今までちゃんと指摘して考えてくださいと、点検してくださいと再三申し上げてきているわけです。それしかできないわけ、議会は、議員は。そういう意味においては、この条例の改廃については、全く議会の責任ではなく、議会は一切タッチできないし瑕疵がないと、そういうことを申し上げておきたいと思っております。これは完全なる皆さんの権限でやらな

きやいけな、それを今まで怠ってきていると、  
そういう実態だと考えます。

では次にお伺いしますけれども、去った3月  
の治邦議員の一般質問での答弁に、課長は個別  
住宅と共同住宅の水道料金の格差存在を平成21  
年に知ったと答弁しております。その時点での  
共同住宅設置者の対象者とそのときどの程度の  
格差があると認識なされたんですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 私のほうでお答えいたしま  
す。

今の話は私が指示をしたものですから、平成  
21年当時、それを私もわかりまして、じゃあ条  
例改正に向けて作業を進めましょうということ  
で指示を出してあります。その当時。そのとき  
に経営診断等を入れまして、先ほど仲真議員が  
いみじくもおっしゃいました予算編成も含めて、  
この条例変更をすることによってどの程度の予  
算がかかり、そして運営、水道経営が成り立っ  
ていくのかも踏まえて診断を入れて、その後  
に勘案をして、そして条例変更に結びつけてい  
こうということで今年度、予算的にも無理がない  
というものがはっきりしましたので、私が決断  
をしてスタートをしたところでございます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 もう一回お伺いいたし  
ます。その時点での共同住宅設置者はどの程度  
で、それでその格差ですか、格差はどれぐら  
いの金額だったのか、そこまで皆さんは把握し  
ていたわけでしょう。そのまま行くのと、ある  
いは条例を改正して行くのとで格差があるとい  
うのを確認したんですよね。だから、どの程度  
の設置者でどれぐらゐの格差額か、それをお答  
えください。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

診断の結果、平成22年度か平成23年度、  
ちょっとその辺は御了承ください。診断の結果、

先ほどから議員がおっしゃる格差というとなら  
方ではないです。私どもは。条例を改正するこ  
とによって予算的な部分がどうなるのかとい  
うところで、約1,600万円ほどだったと記憶し  
ておりますけれども、1,600万円ほどが負荷が  
かかると言いますか、赤字になっていくと。じゃ  
あそれを水道料金に転嫁していくべきなのか、  
あるいは何らかの補てんが必要なのか、そう  
いうもろもろのことを勘案しながら出した結果  
が今年度の条例改正に向けての結果でございま  
す。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 これは大変恐ろしいこ  
とだと思いますよね。要するに、1,600万円ぐ  
らいですか、それぐらゐの負担を共同住宅の設  
置者に強いていたと、見方を変えればね。それ  
で収入を確保すると。条例を改正すればこれだ  
けの減収になってしまうと。そうですよね。  
じゃあ、それを今の共同住宅の設置者にそれだ  
けは負担させておくと、なぜか。ひょっとした  
ら村民の水道料金を上げなければいけないかも  
しれないと。これは全く見解が違うんじゃない  
ですか。別の言い方をすれば、単なる共同住宅  
の設置者じゃないですよ。そこには共同住宅  
に住んでいる方々がいるわけですよ。彼等は  
負担せざるを得ないわけですよ。全額ですよ  
共同設置者が負担するわけにはいかない。当然、  
家賃とかあるいはそういったいろいろな面で負  
担は、これは当然配分されていくでしょう。こ  
の住んでいる方に。それほど共同住宅の設置  
者は、その負担に自分だけで、一人で耐えるだ  
けの体力はないだろうし、あるいはその必要  
性もないから、当然これはそこに住んでいる  
方々に何らかの形で負担として分散せざる  
を得ないと、そういう状況なんですよ。これは  
非常に大変な話だと思いますよ。皆さんは  
そういうことを知っていながら、自分たちの  
税収が減るから一部の者は負担させていい  
と、そういう考え方にとらえてしまうん  
ですよ。それが今回もいろいろ



る、先ほどおっしゃいましたけれども通知書も出ていると言われましたよね。当然だと思いますよ。これは当然だと思います。平等じゃない。そういう皆さんに過重に負担させていることを認識しながら自分たちの収入が減るから、これは待っておこうと。先延ばししているわけですよ、明らかに。そろそろ人口もふえてきたからいいんじゃないかと、そういうふうな判断に立っていると、そういう話ですね。住みよい中城村とかいろいろ言われていますけれども、こういう不平等を生んでいたら、これは非常におかしな話だと思うんです。これじゃあ、皆さんは負担は偏った負担があるということを知りながら、ただ、これは躊躇したら直ちにやらないと。時期を見てやろうというのは、そういう収入源を確保するまでは、この共同実施の住宅の設置者に負担させざる負えないという、そういう判断によるものですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

負担という表現では違うと思います。先ほどこの答弁でもお答えしましたけれども、一戸建て住宅と今回は事業者でございます。アパートの経営者。アパートをつくるに当たり、最初から選択制があったわけです、そこに。集中検針システムを採用するか、親メーターを採用するか、これは集中検針システムを採用すると、当然これは戸別で加入金も発生しますので、初期投資がかかります。これをせずに親メーターをやったがために出てきた今の金額の差でございますので、当時はもちろんそこに連合専の制度があれば一番よかったのかもしれませんが、それはもう過去のことですから私は言いませんが、現在において、私が村長に就任して御指摘を受けて、これはさすがにそのとおりだということで、私は前向きに何とか改正していこうということで、今回この結果に至ったということを、議員はあえてこれは我々が負担を強い

ているような表現をされますけれども、そういうことではないです。我々はその時代時代に即した形でなるべく村としても住民に対してこういう理解を求めているということとやった結果でございますので、それは理解をしていただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 私はですね村長、理解ができないから質問をしているんです。普通そういうことがわかったら直ちにやるのが、費用がかかるならば今回の予算に計上されておりますよね。システム改修費が150幾らかですね。多分、これは必要だと思うんですよ。実際には190万円ぐらい、200万円ぐらいかかるようですが、その時点、わかった時点でこれを解消に持っていくというのが普通の一般の地方公共団体の姿勢じゃないでしょうか。直ちにやる。不平等は絶対に生じさせないと、指摘されたものはチェックして、明らかにそういうことが起こっているんだったら、これはやるべきだと。直ちに取らねえかろうというのが普通の方向性、筋だと思います。収入が減るからある程度めどがつくまで先に延ばしておこうという考え方、これは本当にいかなものかなと、私はそう思わざるを得ません。もうこれ以上追及しませんけれども、平成21年にもやって、まず平成18年に指摘されて、それもチェックして引き延ばしている。平成21年になって再三また言われて、やっと動いてやったと。その場でその間に指摘したのについては何だったのか、これは非常に疑問が残る。

それでは次に行きますけれども、通知書が多分出ていると思いますけれども、これが私はずいぶん長い通知書まで出さざるを得なくなったかというのは、私が今言っているとおり先延ばしして、それに対応しない皆さんに対して、もはやこれはしょうがないと。通知書、あるいはこの通知書だけで済むか私はよくわからないんで

すけれども、最終的には司法の場でいろいろ審議してもらわなければならないところまで設置者にとってはそういう状況にまで追い込まれてしまっているというのが実態じゃないかと思うんです。この辺についてはこれ以上、私が通知書がどうのこうのと、どれぐらいの返還請求があるとか、そういうことについては聞くつもりはございませんけれども、その辺の状況はやはり私は起こるべきして起こっているのではないかというのが私の実感です。これはやはり民法第703条でいう不当利得と言われてもしょうがないだろうと思います。役場が条例で定めて、その条例で定めたとおりやっているから、これは自分たちには瑕疵はないと。じゃあ、その条例というのは他市町村あるいは、この法の趣旨から全く外れていないかというふうになるわけです。皆さんの条例が根本には基本的な憲法とかそういうもので追及していくということで、そこから司法の判断まで仰がなければならないというような状態が発生しているだろうと思います。これはどうなるかわかりませんが、注目していきたいと思います。

それから、次に移っていきます。行財政改革プランですけれども、実績として人員削減に大分苦勞されているということがわかりました。具体的にどれぐらいの金額としてですよ、成果を上げられたか、その辺の金額もお持ちでしょうか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（12時07分）

~~~~~

再開（12時08分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

こちらのほうで集計を出したのが平成17年から平成23年度決算までの人件費の削減の額ですが、たしか1億4,000万円程度だったと記憶し

ております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 億単位の削減もされたということに対して、これは削減というものに関しては非常に評価がしにくいところですよ。私は別に削減だけがいいとは思っていませんし、具体的にはサービスの向上と業務が効率的に行われているかの相対的な問題であって、人間を減らせば、人件費を削減すればそれでいいというふうな考えは持っておりません。それで、18年度指針についてお伺いします。私は今回、監査委員の選任もありましたけれども、そのときもやむにやまれず反対討論をしたわけですが、この平成18年度指針においてはこういうことが書かれているわけですよ。要するに当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は、特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と指示が得られる監査委員制度の運用に努めることとあります。我々はこれまでも職員じゃない、職員のOBじゃない方々を選んできたんですよ。そういうことで、特別にこの人でなければだめだという、特にその必要があるというのはどういうことだったんでしょうか。それをお伺いします。何がこの人の特別のあれがあったんですか。この人じゃない外部の今までやってきた方じゃなくて、特別な理由というのをぜひ知りたいと思います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

先日、監査委員の選任がございました。職員であった方という部分があります。それがこれに特別に当たるかということでございますが、本当にその方は財政のほうの経験も長いですし、その辺を含めて適当な人材だという形で選任をしております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、非常に苦しい答弁ですよ。これは住民を納得させるだけの答弁になってないですよ。今まで役所でそういういろいろな経験を持っていると。だから、そういう人たちはなるべく避けなさいというのがこの趣旨ですよ。わかりますか、意味は。OBというのはなるべく避けなさいと。これは当然なんです。監査というのは第三者から見てやるのが当然であって、わざわざやっているのにそういう長い間勤めて経験があるからやるというのは、これはもってのほかですよ。何も特別な能力じゃないですよ、これは。もっと外部にはもっとすばらしい能力を持っている方がいっぱいいらっしゃる。それを活用してきたんですよ。だから、特別の場合というのが全くわからない、私は。それはそれとして、もう承認されたものですから、これはしょうがないんですけども今さら言っても。

それで、あと1点だけお伺いします。外部監査制度については今回導入するかということで考えるということなんですけれども、具体的にこれの検討に入っているのか。

それとあと1点、給与の問題なんですけれども、勤務実績を反映するようなシステムというのを、これも具体的に検討に入っているのか。いつごろから実施しようと考えているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

外部監査委員の制度については、現在18年度指針においては今後検討していくという提起がされています。これについては報酬等、それからその辺の検討を今やっているのが実質的などといった形で監査委員として外部監査をするかということに対してはまだ進んでいない状況でございます。あと、人材育成と人事評価制度についてですが、まだ具体的ないつからやるだとか、そういう計画はまだ持ってありません。ま

だ人材育成については平成23年から県庁への派遣が再開し、今年、新年度予算において研修制度を予算化してもらいました。そういう中で今回、評価制度についても総務省から派遣をしていただいて勉強会を進めながら時期等を見計らっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 時間であります。以上で9番 仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時15分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、こんにちは。

通告書に基づいて一般質問を行います。

1. 沖縄電力に隣接する水路と発電所周辺の環境問題について伺います。

1番目に、沖縄電力に隣接する水路の改善について地元自治会や議会でもたびたび質問が出されていますが、責任があいまいで一向に進展が見られません。改善の実施計画がありますかお聞きいたします。

2番目に、導流堤排水路の維持管理責任はどこにあるか伺います。

3番目、導流堤排水路の泊地先は砂が堆積して、排水が淀んで流れないために悪臭があります。改善の実施計画がありますか。

4番目、導流堤排水路の位置は泊地先と久場地先になっている排水路の出入口について伺います。

5番目、発電所周辺、泊、久場における地域振興計画の中で住民から出された意見として、発電所の生活環境への影響軽減から景観保全へ配慮し豊かな緩衝地帯を整備すべきとの意見が

出されています。地域住民にとって特に電力の近くの住民にとって必要不可欠な願いと考えますが、当局はどのように考えていらっしゃるでしょうか。前の治邦議員とかぶさっているところがありますので、そこを考慮して質問をしたいと思います。以上、答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

質問事項大枠1の沖縄電力に隣接する水路と発電所周辺の環境問題についての から につきましましては都市建設課のほうで、 につきましましては企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

安里ヨシ子議員の大枠1、沖縄電力に隣接する水路と発電所周辺の環境問題の から について答弁させていただきます。 について、1日目の一般質問で宮城治邦議員にも答弁しましたが、今年の1月23日に県港湾課課長、班長、中城村役場都市建設課、沖縄電力で協議を行い、背後地は公有水面であり県港湾課の管理で行うことを確認しています。県としては、村も含め、沖縄電力にも協力要請を行うとの協議になっています。排水の淀みについては、現場確認をしていますので、県港湾課に要請してまいります。

について、でも答弁したとおり、この排水は公有水面ですので、県港湾課の管理であることを確認しています。

について、港湾課、村、沖縄電力の協力のもと改善に取り組んでまいります。

については、久場地先の排水路工事は平成23年度電源交付金で対応して改善を図ってまいりましたが、泊地区の排水路流末については現場状況からも導流堤整備をすれば解決するものではないと思います。流末側の土砂堆積をしゅんせつすることにより、機能を回復しますので

沖縄県港湾課、それから村都市建設課、沖縄電力の協力に対応していきたいと思ひます。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

についてですが、吉の浦火力発電所建設に伴う緑地帯の整備については、火力発電所構内にマウンド式の緑地帯を造成し、現在、植林されているところでございます。議員御質問の生活環境への影響軽減からの緩衝地帯を整備すべきとの意見については、生活環境景観対策と認識をしております。樹木植栽には気温の緩和、大気浄化、四季性等の精神的安らぎ等、生活環境保全機能としての緑地効果が期待されていると言われております。住民の景観保全への不安払しょくを図るため、既存の発電所、県内の牧港、石川それから具志川、金武の状況も調査し、また関係課、関係機関及び地権者との意向等も踏まえ、専門的な意見も聞いて検討できるものと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 二、三日前、久場の導流堤と泊地先の堆積しているところを見てまいりましたが、久場の導流堤の土止めですか、土のうが破れかぶれして、そのままだと砂がまたこの溝の中に入ってきて、そこがまた塞がってしまうんじゃないかと考えましたけれども、あれはもう工事は完了しているわけでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

土のうについては、もともと導流堤工事のときに閉め切りした800個のトン土のうがありまして、これは仮設で撤去する予定でしたけど、もともとボックスカルバートの上のほうはオープンで仕上げる予定でしたのでこのトン土のう

を利用して使えるときまでそのトン土のうを利用していきました。今回、現場を見たらトン土のうが破れて割けていますので、この辺はきのうも治邦議員に答弁したとおり、今年度で手当てして維持管理で被覆石等で積み直していきたいなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 そこはまだ工事が不十分だということですが、泊側に回って見ましたら、前に埋めたパイプが2つか3つぐらいに折れて、腐食して全然今は機能を果たしていないというか、同じようにおとといは満潮でしたので、潮がいっぱい満ちていて、隣の食堂の方に干潮のときはにおいがするんじゃないですかと聞いたら、干潮のときは魚が腐ったりそういったにおいがあるというのは付近住民から出ていますよということをやったら、今後気をつけて見てみますということでした。ドブにおいがして、食堂にとっては嫌だということでした。今後も責任がはっきりしたわけですから今、県の港湾課ということで、はっきりしたことです。やっぱり村が企業も誘致しているんですから、村がイニシアティブをとって、県とのお話し合いもなされて、抜本的な解決というか、それをやってほしいと思います。泊側はそんなに砂の堆積しないような方法をとれば水はスムーズに流れるのではないかと、そんなに財政的に負担があるような感じを私としては受けましたので、今度、県が見えられるそうですので、十分にその話し合いをして、本当に今度こそそこが解決できるようにお願いしたいと思います。久場区民、泊、泊の地主のほうに向こうは多いと思いますので、イッター、ヌーソーガー、10年近くたってもここを解決できないのというふうな感じのお話も受けていて、いや、議会で頑張っていると、近いうちにちゃんと解決できるんじゃないかと思えますというように感じでお話をしましたので、ぜひとも抜

本的な解決をお願いしたいと思います。その港湾課とお話をなさるときに、またパイプを埋めるかどうかお聞きします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の鋼管パイプは20年前うちの役場、建設課のほうで設置して、そのときに港湾課の占用協議をとりながら設置しています。しかし、現場を見ると鋼管パイプが3つに折れて、今1つは川を閉鎖している部分がありますので、これはうちの都市建設課のほうで早急に対応して、県の港湾課の了解ももらいながら撤去していきたいと思います。泊地区については流末側のところを砂のしゅんせつをすれば機能回復していくと思いますので、来週、港湾課、班長以下見えます、先ほどイニシアティブとの話がありましたけど、この辺は行政主導でやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ぜひとも、地域住民が納得のいくような措置をとってほしいと思います。43年間経過していますよね、この東洋石油が来てから。それから本当に43年間も解決されずに来たので、地域にとっては大変重要な課題ですので、早目にしてほしいと思います。環境基本法の中でも国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするとありますので、ぜひとも、くどいようですけれども私は導流堤の建設の話が持ち上がったときに、口から入って出すべきところに出さないと、これは人間も同じでお腹の中にヘドロがたまるのは、それは当たり前だと思っておりますので、本当に景観も含めそれを保全していく、環境をきれいにしていくことを村行政にお願いします。あと、屋良課長からの御答弁もありましたけれども、グリーンベルトについては調査もして対処するということでしたので、ぜひとも地域住民が安心して生

活ができるような、そういう状況、もちろん構内に植栽をされていて、こちらからは余り見えないんですけども、植栽も十分にされているような感じを受けますけれども、住民側からいろいろな不安材料が見えないように、措置を講じてほしいと思います。大分とか、そういった電力を私も見てきましたけれども、向こうは住民地域と2キロぐらい離れていました。離れていて緑地帯が相当広がっていて、これなら住民側からはそんなに心配はないなということを感じました。ただ中城で向こうのような緑地帯をつくれといっても、それは無理な話だと思っています。ただ、今、道が真ん中にできますよね、ヤードだったところに。そこを道に平行して街路樹、その設置もお願いできないかなと。少し幅を広げて街路樹を向こうで植栽してほしいと願いますけれども、村長、これは考えられることですか。街路樹。道に平行して街路樹を植えるということは。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の泊久場浜原線の実施設計の中で歩道が2.5メートルあります。その中で植樹柵はもちろんつけてはいきますけれども、全体が植樹柵ということにはならないですから、20メートルピッチとか30メートルピッチの柵になるのかなということになります。全面的な歩道の中での植樹の計画はないです。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今のところ計画はないとおっしゃっておりますけれども、ぜひこの道路ができるときにもう少し幅を広げてもらって、街路樹の設置をお願いしたいと思います。考えてくださることをお願いいたします。

質問がかぶさっていることですので、ちょっと省きますけれども、私の思いを少し述べさせていただきます。議員の皆さんにお願いしたいんですけども、平成13年ですか、平成14年か、電

力の誘致の話が出てきたときに、議会でいち早く決議をしてしまったわけですね。その議論がなされないままに、チュクラセー、チュクラセーで議員の皆さんは騒いで、でも私はそれは議論も尽くされていないし、電力の説明も聞いていないので、もうちょっと考えてから決議するよということでしたけれども、議員そろって決議して、そして皆で電力のほうに誘致のお願いをしに行っているわけです。だから、私たちは電力が地域に与える影響というのが何一つわからなかったわけです。電磁波の問題とかは老人センターのほうで専門家を招いてお話が一度ありましたけれども、電磁波とか低周波とか、グラウンドフェアというのは全く考えてもなかったし、LNGは安全なものだ。安心安全なものだから誘致しろというふうな感じで、誘致に議員の皆さんが半分しかいませんけれども、一生懸命やったということです。そしてまた行政側も今の村長は村長ではなかったんですけども、行政側もこれは村にとってカンフル剤だと。ぜひ、誘致をしようということで、こぞって電力のほうに通って誘致をしていました。地域の皆さんにとってどんなものが、避難経路とかもありますし、低周波の問題というのは、これは皆が皆感じるものではなくて、感じる人と感じない人がいる。そういった知識とか認識とかを持って、皆で電力の件に関することについては議員皆で考えてほしいと思います。これからまた地域のいろいろな問題が山積しています。地域づくり、地域のまちづくりとか、そういったものに関しても皆さんが関心を持って当たってほしいと思います。村行政も企業を誘致したからには、企業にかかわる諸問題をきちんと解決するのは村行政の責任だと思っておりますのでその辺も考えて、皆で考えて安心と安全が保障できるような街づくりに力を合わせられたらと願っております。これで一般質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(13時50分)

~~~~~

再開(13時51分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続きまして日程第2 陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する

陳情及び日程第3 陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い並びに日程第4 陳情第7号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年6月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第3号	3月5日	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	採 択
陳情第6号	6月7日	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	採 択
陳情第7号	6月7日	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書	継続審議

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情の委員長

報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

次に陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第6号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いは委員長報告のとおり採択されました。

陳情第7号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書は委員長報告は継続審議の申し出であります。

お諮りします。委員長から申し出のあった閉会中の継続審議とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり継続審議とすることに決定をいたしました。

日程第5 陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年6月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会
委員長 仲村春光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第8号	6月7日	「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請	採 択

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（13時58分）

~~~~~

再 開（14時10分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第8号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」について要請は委員長報告のとおり採択されました。

日程第6 陳情第9号 日台漁業取り決めの見直し等を求める支援要請についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄

平成25年6月14日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 光栄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番号    | 付託年月日 | 件名                             | 審査の結果 |
|-------|-------|--------------------------------|-------|
| 陳情第9号 | 6月7日  | 日台漁業取り決めの見直し等を求める支援要請について(お願い) | 継続審議  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

本案の委員長報告は継続審議となっております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審議とすることに御異議ありませんか。

休憩いたします。

休憩(14時13分)

~~~~~

再開(14時17分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審議とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり継続審議とすることに決定しました。

日程第7 意見書第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
新垣博正議員。

2番 新垣博正議員

意見書第3号

平成25年6月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 新垣健二

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

年金2.5%削減中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

最低保障年金制度がない中、全国の平均年金受給額は5.4万円で、沖縄県は5.2万円。100万円以下の年金で生活する高齢者が42%を占める。

そのような中で年金が2.5%削減されると著しい生活困窮におちいることが懸念されるため。

年金2.5%削減中止を求める意見書（案）

国会は、昨年、2.5%削減を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入であり、特に大都市部を離れた沖縄県の当地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることは明らかであります。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成25年6月14日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上です。

議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を

終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第8 意見書第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

2番 新垣博正議員

意見書第4号

平成25年6月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 新垣健二

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

肝炎対策基本法は施行されたが、カルテや明確な証明がないと救済されない患者が医療費も払えずに生命の危険に陥るなどの救済に法整備が必要と思われるため。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

わが国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされる。このような感染被害者の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害者は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療負担、差別などに苦しめられ、毎日120人ももの肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等至急特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかしカルテや明確な証明が必要なため、裁判にだして救済されるのはほんの一握りに過ぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないと証明ができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがない。肝炎治療費そのものへの支援がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、どこでも安心して治療を続けるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法にもとづいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1, 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。
- 2, 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。
- 3, 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
- 4, 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 5, 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6月14日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上です。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を
終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規
定によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第4号は委員会付託を省略
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから意見書第4号 B型肝炎・C型肝炎

患者の救済に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第4号 B型肝炎・C型肝
炎患者の救済に関する意見書は原案のとおり採
択されました。

休憩いたします。

休 憩(14時30分)

~~~~~

再 開(14時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第9 意見書第5号 米空軍嘉手納基地  
所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意  
見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では読み上げて意見書  
第5号を提出したいと思います。

意見書第5号

平成25年 6月12日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛 成 者

中城村議会議員 宮 城 重 夫

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

米空軍嘉手納基地所属 F 15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

5月28日午前8時30分ごろ、米軍嘉手納基地所属のF15イーグル戦闘機一機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練海域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

このような戦闘機が我々の頭上を飛び交い、激しい爆音を轟かせながら訓練を繰り返すことに、我々県民は到底看過できるものではない。

よって満身の怒りをもって別紙意見書を提案する。

米空軍嘉手納基地所属 F 15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書（案）

5月28日午前8時30分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF15イーグル戦闘機一機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練空域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

米軍は原因究明のないまま、その2日後にはF15戦闘機の飛行を再開した。その後、4回にわたり戦闘機の緊急着陸を行う異常事態にも拘らず、なお訓練を続行し続ける事は、あまりにも県民を愚弄する行為であり、到底看過できる問題ではない。

稲嶺名護市長の「安田沖59キロという距離は、戦闘機の数からすると、ほんの2～3分の距離でしかない、この時間差がもしも地上で起こっていたとしたらと思うと・・・」というコメントの通り、一瞬で大惨事につながる大事故である。

このような戦闘機が我々の頭上を飛び交い、激しい爆音を轟かせながら訓練を繰り返すことに、満身の怒りをもって断固抗議する。

よって、本村議会は、住民の生命・財産・安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議すると共に、下記事項について速やかに解決するよう強く要請する。

記

- 1、F15戦闘機を含め、一切の戦闘機の全面飛行を中止すること。
- 2、事故原因の徹底的な究明と事故原因の公表。
- 3、F15戦闘機を含め、すべての戦闘機部隊は嘉手納基地から撤退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方担当）  
外務省特命全権大使（沖縄担当） ・ 沖縄防衛局長

以上であります。

議長 比嘉明典 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩いたします。

休憩（15時02分）

~~~~~

再開（15時05分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書は原案のとおり採択されました。

休憩いたします。

休憩（15時07分）

~~~~~

再開（15時07分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第10 決議第3号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 決議第3号を読み上げて提出します。

決議第3号

平成25年6月12日

中城村議会議長 比嘉明典 殿



提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 宮城重夫

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

#### 米空軍嘉手納基地所属 F 15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

5月28日午前8時30分ごろ、米軍嘉手納基地所属のF15イーグル戦闘機一機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練海域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

このような戦闘機が我々の頭上を飛び交い、激しい爆音を轟かせながら訓練を繰り返すことに、我々県民は到底看過できるものではない。

よって満身の怒りをもって断固抗議する。

#### 米空軍嘉手納基地所属 F 15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議（案）

5月28日午前8時30分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF15イーグル戦闘機一機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練空域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

米軍は原因究明のないまま、その2日後にはF15戦闘機の飛行を再開した。その後、4回にわたり戦闘機の緊急着陸を行う異常事態にも拘らず、なお訓練を続行し続ける事は、あまりにも県民を愚弄する行為であり、到底看過できる問題ではない。

稲嶺名護市長の「安田沖59キロという距離は、戦闘機の数からすると、ほんの2～3分の距離でしかない、この時間差がもしも地上で起こっていたとしたらと思うと・・・」というコメントの通り、一瞬で大惨事につながる大事故である。

このような戦闘機が我々の頭上を飛び交い、激しい爆音を轟かせながら訓練を繰り返すことに、満身の怒りをもって断固抗議する。

よって、本村議会は、住民の生命・財産・安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議すると共に、下記事項について速やかに解決するよう強く要請する。

記

1、F15戦闘機を含め、一切の戦闘機の全面飛行を中止すること。

- 2、事故原因の徹底的な究明と事故原因の公表。
- 3、F15戦闘機を含め、すべての戦闘機部隊は嘉手納基地から撤退すること。

以上、決議する。

平成25年6月14日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使・在日米軍司令官・在沖米国総領事  
在日米軍沖縄地域調整官・嘉手納基地第18航空団司令官

以上です。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第3号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号 米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

休憩いたします。

休憩(15時11分)

~~~~~

再開(15時11分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第11 決議第4号 日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員

決議第4号

平成25年6月12日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 仲真功 浩

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

去る5月13日に、日本維新の会共同代表・橋下徹大阪市長は、「第二次世界大戦当時は慰安婦制度が必要だった」との発言をした。この発言は、米軍幹部に対する発言も含めて、女性をはじめ多くの人々の人権を侵害するものである。

よって、中城村議会は、橋下徹大阪市長に強く抗議し、そのような発言の撤回と謝罪を求める。

日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議（案）

さる5月13日、日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長は、先の大戦における旧日本軍の「従軍慰安婦」問題に関し、「当時は軍の規律を維持するために必要だった。」と発言した。さらに、米軍普天間飛行場を視察した際、在沖米軍幹部に対し、「兵士の性をどうコントロールするかはいつの時代にあっても軍のオペレーションの最重要課題。だから沖縄の司令官に法律上認められている風俗業を活用してみてもどうか」と言ったことを明らかにした。これらの発言は、女性の尊厳を踏みにじるばかりか、在沖米軍の存在と集中を前提とし、犠牲を強要するものであり、断じて許されるものではない。

5月25日の会見で橋下市長は、米軍と米国民に対しての謝罪と撤回を表明したが、慰安婦問題の発言は撤回しないばかりか、元慰安婦に対しての謝罪もなかったことは極めて残念で、強い憤りを覚える。

また、在沖米軍幹部に対する発言は、沖縄県民の人権を真っ向から否定するものであり、米軍

人による性犯罪被害者への配慮に欠けた発言で言語同断である。とりわけ、弁護士資格を持つ橋下市長は、何よりもまず人権を重視すべき立場の人間であるべきで、一連の言動を見るとまさに詭弁を弄し、人権感覚が欠如して居り、政治家としての資質は勿論、弁護士としての資格も問題であると言わざるを得ない。

以上の事から、国政政党の代表であり、市長という立場でもある、日本維新の会共同代表橋下大阪市長に対し、中城村議会として強く抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1、従軍慰安婦問題での発言を撤回すること。
- 2、すべての女性と元慰安婦に対し心からの謝罪をすること。
- 3、米軍人による性犯罪被害者と沖縄県民に対し心からの謝罪をすること。

以上決議する。

平成25年6月14日
沖縄県中城村議会

宛先

日本維新の会 ・ 日本維新の会共同代表 ・ 大阪市長：橋下徹

以上です。

議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を
終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（15時18分）

~~~~~

再 開（15時19分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3番 金城 章議員。

3番 金城 章議員 私はこの橋下氏の抗議  
に賛同しかねる立場での討論であります。政治  
家として今までの政策とか、物を言う政治家と  
して認めるべき政治家だと思っております。ま  
た、この軍人問題、3番ですか、米軍人の性犯  
罪被害者には、このかわりでの全文は同席  
した人から聞きましたけれども、これは前置き  
があつてですね、沖縄での軍人による性犯罪が  
多いことを前置きとしてやっている。そこで、

暴言だけをメディアが取り上げて皆さんが踊らされていることを私は考えて、抗議に村議の立場では賛同しかねると…。反対の討論とします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（１５時２１分）

~~~~~

再 開（１５時２１分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

金城 章議員。

３番 金城 章議員 この決議には反対しません。

議長 比嘉明典 ほかに討論はありませんか。

４番 新垣徳正議員。

４番 新垣徳正議員 私は今出されている日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議に対して賛成であります。賛成の立場から討論をいたします。

まず、地球上最も悲惨で残酷な出来事、それが戦争だと思うんです。それは別に自然現象でも何でもありません。戦争というのは人間がつくっていくものです。人間が戦争を始めるんですよ。自然が始めるのではないのです。そのことからしても、その戦争を正当化するような、戦時中だったらどんなことをしても許されるというような発言をする方がいるということは、とても私たち、皆さん一緒だと思うんですが、反戦平和をアピールする私たちからしてみても、とても暴言としか言いようがないですね。そのことははっきりそういうふうなことをメディアに向かってマスコミに向かって話をしていく方ですので、軍事演習の士気高揚のためだったら女性の性も使っていったらいいですよ、はっきりそういうふうなことを私もテレビの画面を通して聞いていますし、そういうことをすることが果たして一公人として許されるものかというのはとても気になるところでありますので、私はこの決議文についてはとても賛成だということで討論いたします。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから決議第４号 日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議に対して賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、決議第４号 日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長の暴言に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで定例会を閉会いたします。一週間御苦労さまでした。

閉 会（１５時２４分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 仲 座 勇